

富田林市緑の基本計画

平成19(2007)年3月

富田林市

はじめに



緑がささえる豊かな暮らし、
人々がともにはぐくむ富田林の緑

本市は、自然環境と歴史環境に恵まれ、大阪市近郊の住宅地として発展してきました。今後も石川や田園地帯に広がる農地、山林等、先人から受け継いだ豊かな自然の恵みや歴史ロマンがあふれ、定住の都市として魅力に満ちたまちの実現をめざしてまいりたいと考えております。

今般、策定いたしました第4次総合計画においては、将来像を「南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林」と定めております。

この緑の基本計画は、総合計画における緑の部門計画として、「都市緑地法」と「富田林市の環境保全と向上に関する基本条例」に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進をはかるための、総合的な指針として策定いたしました。

これからは、この基本計画をもとに市民参加の仕組みづくりや市民の交流による緑のまちづくりを積極的に進めて参りますので、皆様方の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い致します。

最後に、この計画の策定にあたり、ご指導ご協力をいただきました富田林市環境保全審議会、富田林の自然を守る市民運動協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました数多くの方々からお礼を申し上げます。

平成19年3月

富田林市長 多田 利喜

目 次

1. 緑の基本計画とは.....	1
(1) 緑の基本計画.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画策定の手順.....	3
2. 諸計画の把握.....	4
(1) 第4次富田林市総合計画.....	4
(2) 富田林市都市計画マスタープラン.....	6
(3) 大阪府広域緑地計画.....	8
3. 自然・社会的条件の整理.....	9
(1) 自然的条件.....	9
(2) 社会的条件.....	11
4. 緑地等の現況.....	17
(1) 緑地の現況.....	17
(2) 緑被の現況.....	25
(3) 緑化の現況.....	28
(4) 緑の現況総括表.....	32
5. 緑の市民意向調査.....	33
6. 緑の評価と課題の整理.....	53
(1) 富田林市の環境の骨格を形成する緑の評価と課題.....	53
(2) 富田林市の風土を表現する緑の評価と課題.....	54
(3) 富田林市の暮らしの質を高める緑の評価と課題.....	55
(4) 市民との協働にもとづく緑づくりに向けての課題.....	56
7. 計画の目標・方針.....	57
(1) 計画の基本方針.....	57
(2) 計画フレーム及び目標値の設定.....	58
8. 緑の将来像と配置方針.....	60
(1) 緑のゾーニング.....	60
(2) 富田林市の緑の将来像.....	62
(3) 系統別の緑の配置方針.....	64
9. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策.....	72
(1) 富田林市の環境の骨格を形成する緑の保全と活用.....	72
(2) 富田林市の風土を表現する緑の保全と育成.....	73
(3) 富田林市の暮らしの質を高める緑の創出と育成.....	74
(4) 市民との協働にもとづく緑づくり.....	75
10. 重点的な取り組み.....	76
(1) 緑づくりにおける重点的な取り組みの方針.....	76
(2) 重点的な公園整備の方針.....	78
(3) 緑化重点プロジェクトの方針.....	79
(4) 保全配慮地区の方針.....	80
11. 将来像の実現に向けて.....	83
(1) 実現に向けての仕組みづくり.....	83
(2) 市民の交流による緑のまちづくりの推進.....	84
(3) 計画の見直し方針.....	84

1. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画

『富田林市緑の基本計画』は、富田林市の緑豊かな将来都市像の実現を図るため、都市緑地法（第四条）における「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定められるものです。緑地の保全及び緑化の推進に関して、地区ごとの現況や実状、将来の個性あるまちづくりの方針等について十分に勘察しながら、概ね20年後を展望しつつ、目標年次を10年後とし、緑の持つさまざまな機能を包括した系統的な緑地の配置計画とその実現に向けた推進方策を検討し、緑に関する総合的な指針として策定するものです。

なお、計画の対象区域は、都市計画区域である市域全域（3,966ha）とします。

【都市緑地法における規定】

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

第四条第1項 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「第4次富田林市総合計画」に即し、「大阪府広域緑地計画」と整合し、「富田林市都市計画マスタープラン」と適合しつつ、総合的な緑地の整備・保全・活用等に関する施策を示すものです。

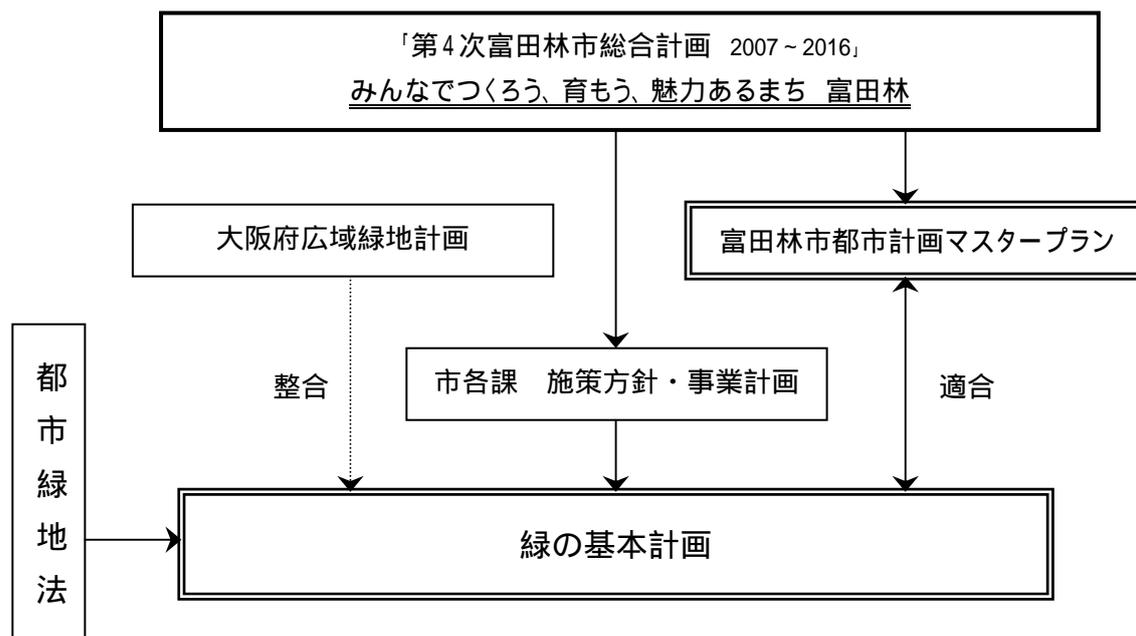


図1-1 緑の基本計画の諸計画との関係

緑の基本計画において、緑地の確保目標水準に算入する緑地は下図のように分類されています。目標水準の対象となる緑地は、公共施設等として管理される施設緑地と土地利用コントロールで確保される地域制緑地等に大別されますが、本計画において緑の将来像や緑の配置方針、施策の対象となる緑は、前記の緑地以外に、私有地の樹林や植栽地、街路樹等を含むものであり、本計画においてはそれらを総称して以下において緑と呼ぶことにします。

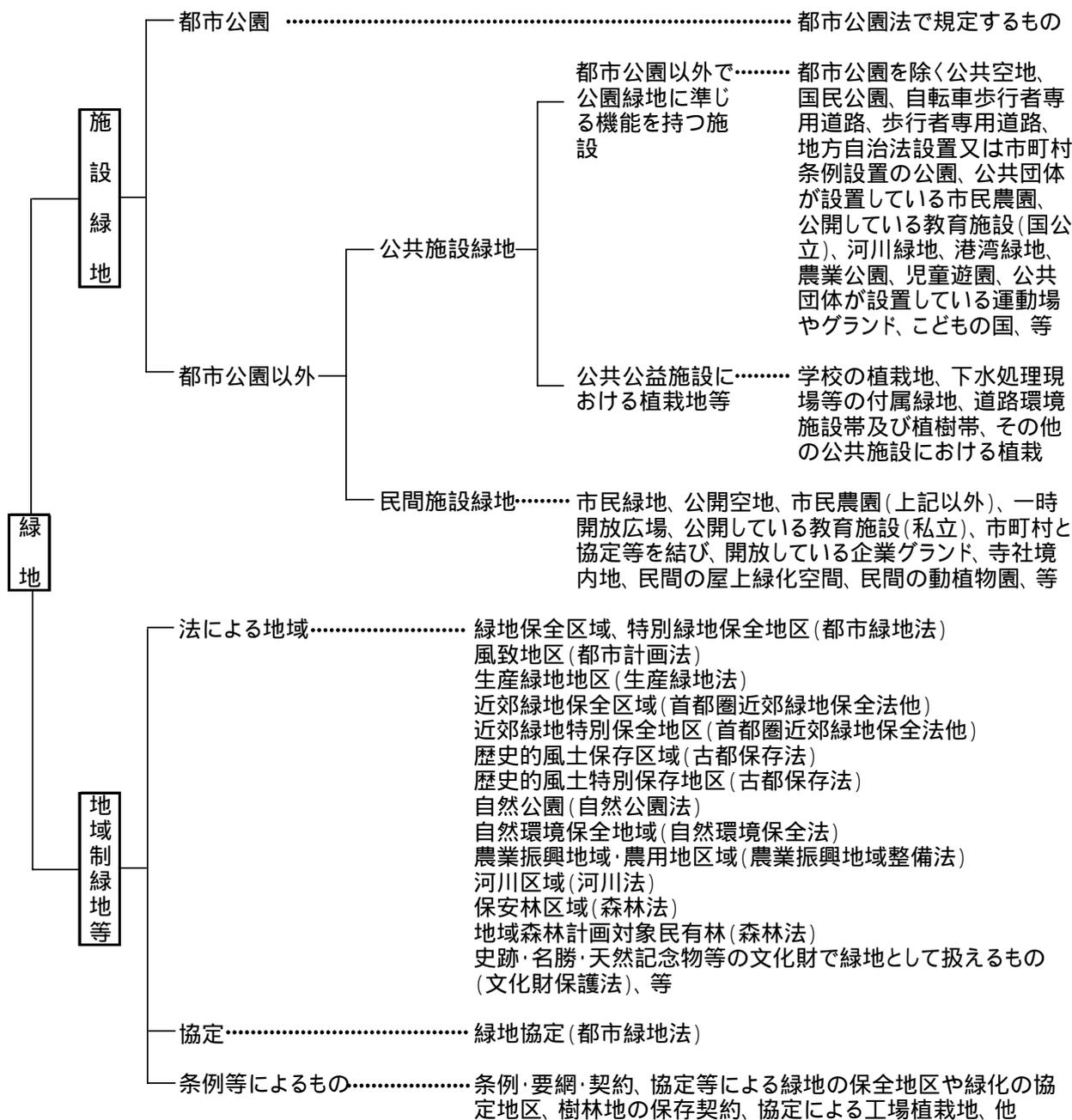


図1-2 緑地の分類

(3) 計画策定の手順

計画策定の手順は、以下に示すとおりです。

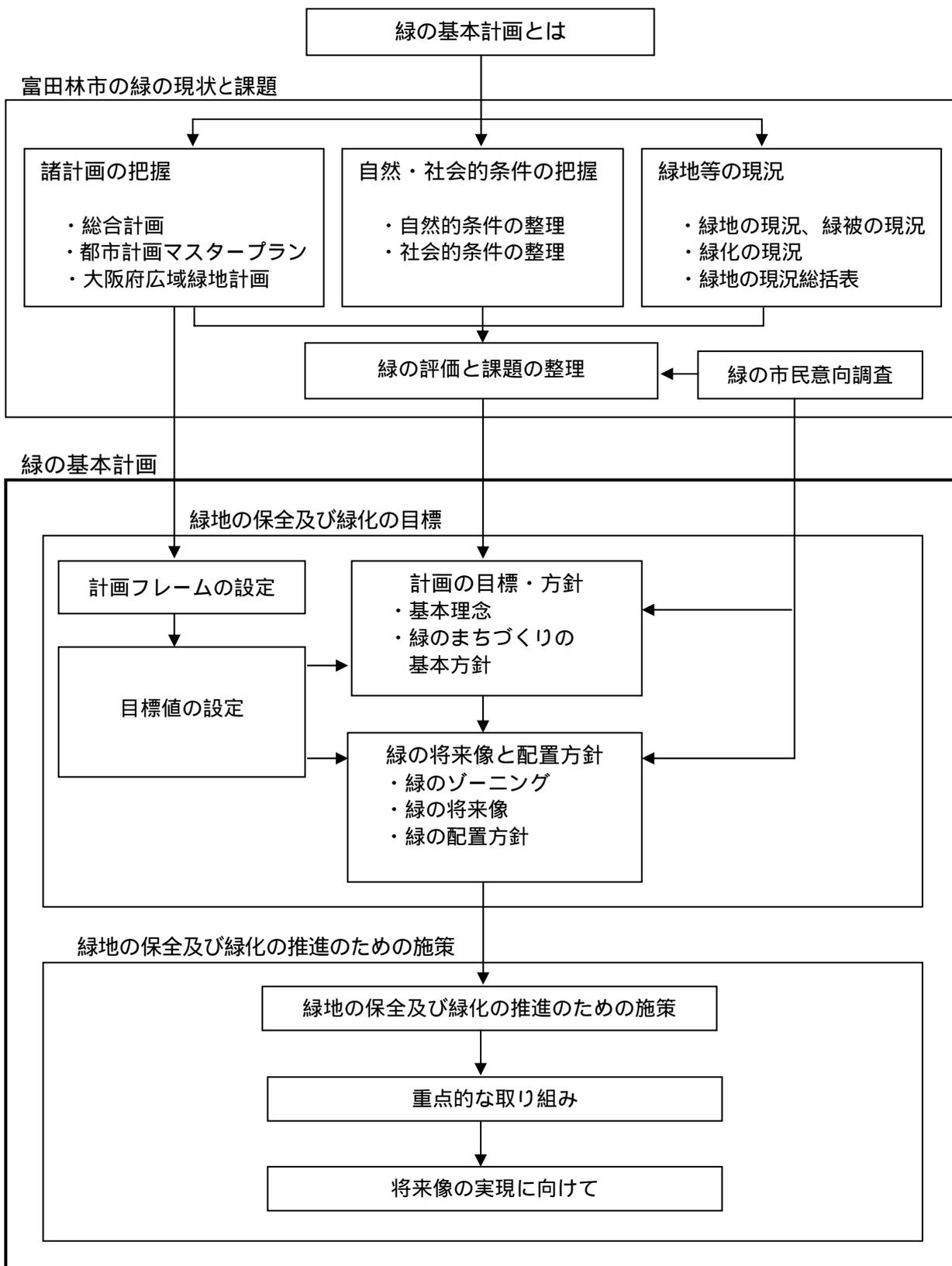


図1-3 計画策定の手順

2. 諸計画の把握

(1) 第4次富田林市総合計画

上位計画となる、平成28(2016)年を目標年次とする「第4次富田林市総合計画」においては、富田林市のまちづくりの理念が以下のように定められています。

緑の基本計画においては、これらに即して策定を行うものとします。

～総合計画におけるまちづくりの理念～

- (1) みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林
- (2) 暮らしやすさを実感
- (3) 互いに連携し支えあう地域
- (4) 身近な資源への愛着と活用
- (5) 全地球的な視点と積極的な行動

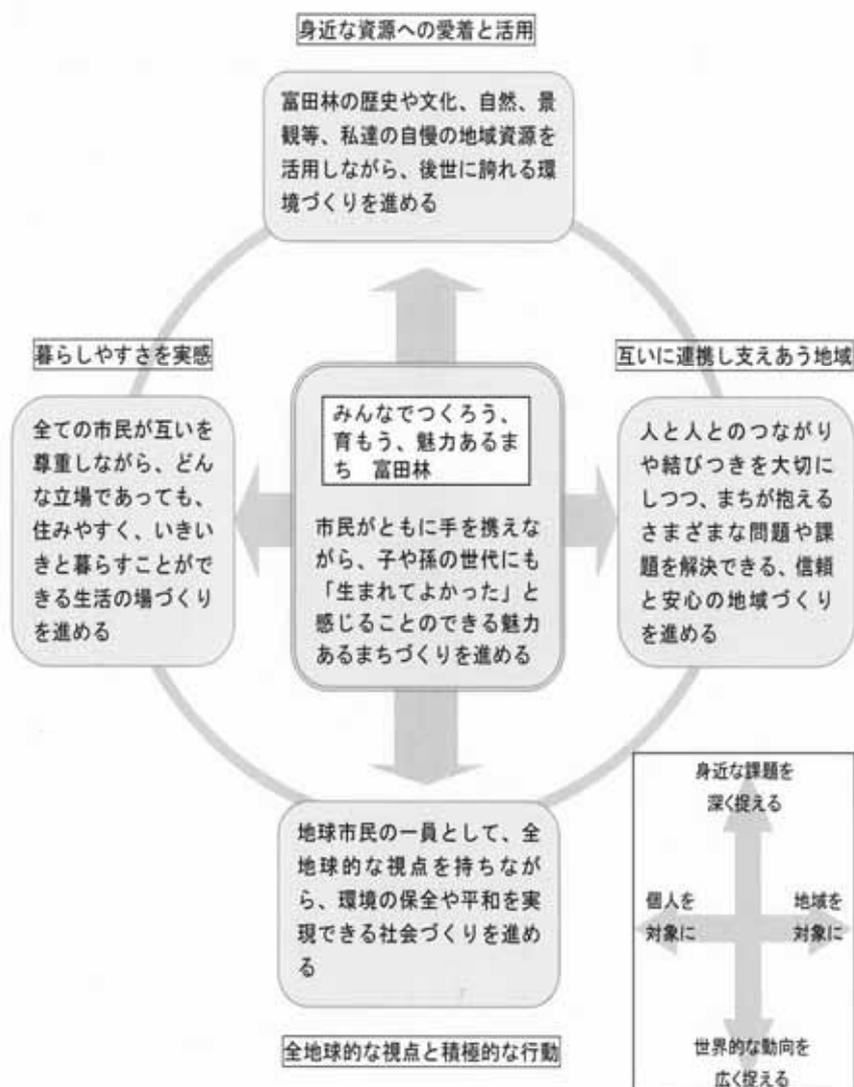


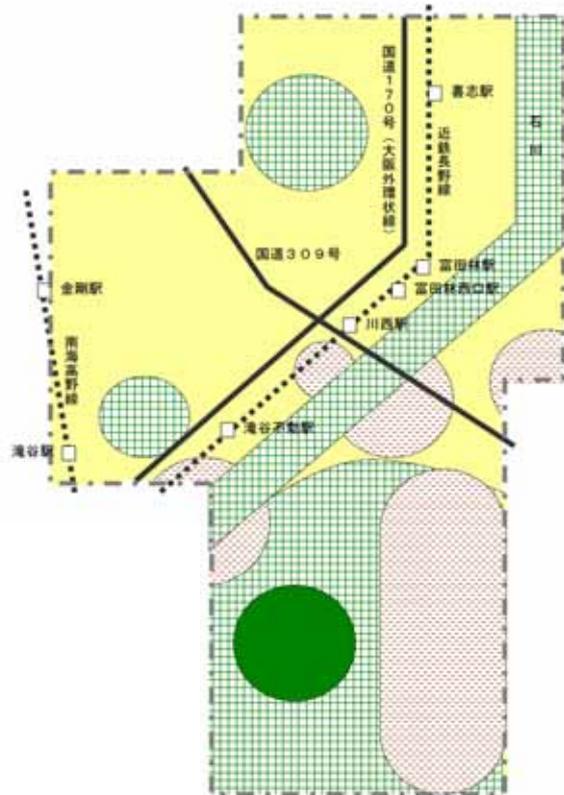
図2-1 まちづくりの理念

《総合計画
の将来像》

『南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、
金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、
互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林』

《総合計画の土地利用構想》

- ・本市は、地勢や土地利用の面から、市内をほぼ南北に流れる石川沿いに広がる平野部の既成市街地、西部丘陵部の計画的市街地、及び南部山地部の農村集落地の三つに大別されますが、それぞれが互いに特徴を持ちながら全体として富田林固有のまちなみを形成しています。
- ・土地は、現在及び将来にわたる貴重な財産であり、市民の日常生活や活動の基盤であるため、総合計画策定以来、その土地利用の方針に基づき、「緑と自然を保全しながら調和のあるまちづくり」を進めてきています。
- ・今後も、本市の良好な自然環境、歴史環境の保全を図りながら、長期的な視点に立ち、まちの発展を促すため、全市を4つのゾーンに区分し、総合的な土地利用の実現を図ります。

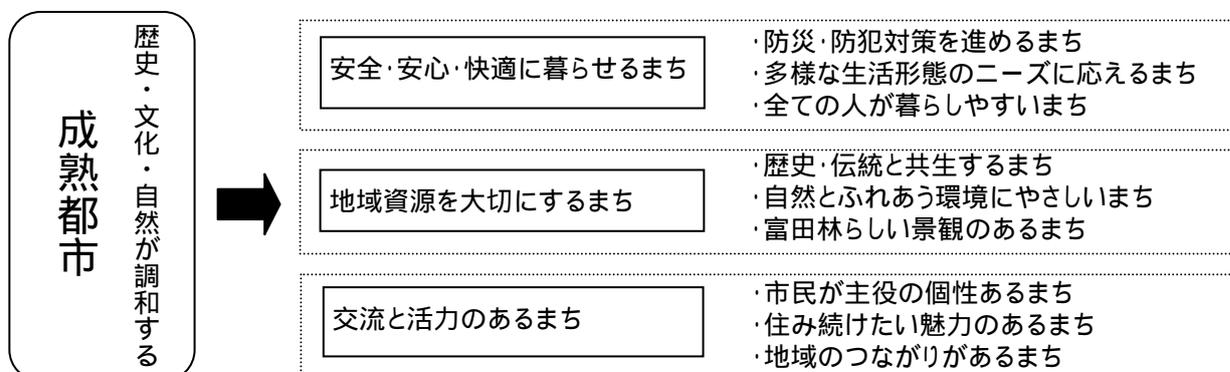


- 市街地ゾーン**
既に市街地として形成された地域については、都市基盤の充実に努め、未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適正度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図ります。
- 農業ゾーン**
石川周辺の平野部や佐備川沿いに広がる農業地域では、都市的な開発を抑制し、都市近郊型の農業地帯としての発展を図るとともに、環境や景観の保全の観点から、まとまりのある優良な農地の保全に努めます。
- 緑地ゾーン**
緑の丘陵や石川など、恵まれた自然環境を維持するとともに、市民の憩いと交流の場を提供するため、都市的な開発を抑制し、緑地の保全を図ります。
- 自然保全ゾーン**
自然環境の維持と防災上の観点から、都市的な開発を避け、将来にわたって自然環境の保全を図ります。

図2-2 土地利用構想図(第4次富田林市総合計画)

(2) 富田林市都市計画マスタープラン

富田林市の目標とする都市像の実現に向けた都市計画の基本方針を示す、現在策定中の「富田林市都市計画マスタープラン」においては、以下のような基本理念や方針が設定されており、緑の基本計画はその内容と適合した計画とします。



土地利用方針

都市計画マスタープランにおいては、市域を「住居エリア」、「商業エリア」、「工業エリア」、「沿道サービスエリア」、「土地利用調整エリア」、「緑地エリア」、「農業エリア」、「自然保全エリア」の8つのエリアに区分し、それぞれの土地利用方針を定めています。

表2-1 都市計画マスタープランにおける土地利用方針

住居エリア	既成市街地の住宅地においては、その住環境の維持改善に努める。特に、主要な鉄道駅周辺などでは、住環境の改善や都市機能の向上を図る。 既成市街地の住宅地においては、延焼防止や避難機能をもった道路、公園などの公共施設の整備やオープンスペースの確保などととも、木造建築物などの建て替えや耐震化を促進し、防災安全性の向上を図る。 また、宅地化する農地や工場跡地など低未利用地での良好な住宅地の形成を検討する。
商業エリア	主要鉄道駅周辺や主要交通結節点において、既存の商業機能集積を活かし、地域小売業全体の発展に留意しながら必要に応じて商業機能の強化を図るほか、日常の購買活動の中心となる商業地を適性に配置する。 産業の動向に対応しつつ、既存施設の配置や地域の特性を活かし、業務地を適切に配置する。
工業エリア	工業団地などの計画的立地が進められた地域においては、今後とも環境保全に留意しつつ工業地としての環境形成に努める。また、工業地と住宅地の間に緑地帯を設けるよう努める。 住宅地と混在する地域においては、生産活動の増進や公害の発生防止など、周辺住宅地の環境保全に留意しつつ工業地としての環境形成に努める。
沿道サービスエリア	大阪外環状線及び国道309号といった幹線道路沿道の住宅地と沿道サービス施設などが混在している地域においては、住宅地環境と沿道利用環境との調和に配慮しつつ、土地の合理的かつ健全な効率的利用を検討する。
土地利用調整エリア	都市的土地利用と農地・山林などの自然的土地利用の調整を図る。ただし、大阪外環状線や国道309号といった幹線道路沿道や駅周辺については、広域的な観点から商業、文化、交流などの多様な機能を有した施設の適性配置を検討する。
緑地エリア	水とみどりの交流軸である石川河川公園、錦織公園、スポーツ公園、PLゴルフ場、瀧谷不動明王寺やその周辺などの緑の整備・保全を図る。
農業エリア	農業振興地域内の農用地区域といった、良好でまとまりのある農業環境を保全する。
自然保全エリア	防災上配慮すべき山林などにおいて自然環境などを保全する。

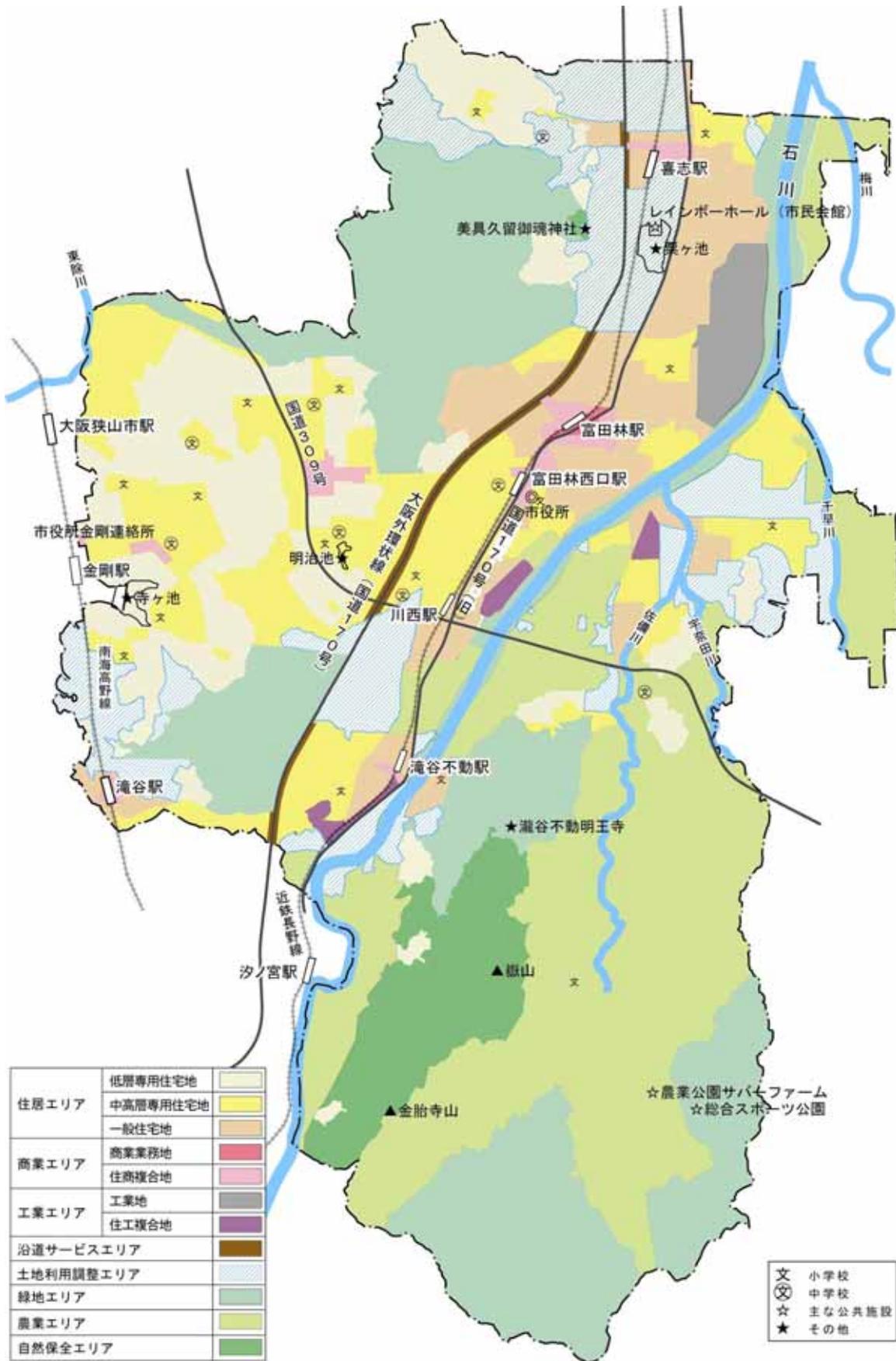


図2-3 土地利用方針図 (都市計画マスタープラン)

(3) 大阪府広域緑地計画

「大阪府広域緑地計画」は、大阪府の全域を対象とした広域的視点から配置されるべき緑の確保水準及び配置計画、ならびに緑づくりの方策例等を示し、今後の大阪府における緑づくりの推進方策の方向を明らかにするものです。「大阪府広域緑地計画」は、市町村が「緑の基本計画」を策定するに際しての指針となるものであり、以下のような計画の目標と緑の将来像に基づいて、今後緑の施策が推進されることとなります。

みどりづくりの考え方：「自然環境と都市環境の均衡あるみどりづくり

～自然環境の保全とうるおいある豊かな都市環境づくりを目指して～

< 計画の視点 >

減災の視点 都市環境の保全の視点 生物生息環境の保全の視点
今あるみどりの機能を最大限に発揮させる視点

計画のフレーム : 21 世紀の第1 四半期 (2025年) を見通した長期の計画とする。

計画の目標

< 緑地の確保目標 >

・緑地の大阪府域面積に対する割合を約4 割以上確保することとする。

< 緑化の目標 >

・大小様々なみどりを有機的に連結し、みどりの連続性を確保する。
・市街化区域の緑地・緑化空間での樹林・樹木のみ緑被率15%を目指す。
・府民参加の仕組みや府民主体の取り組みを支援。

総合的なみどりの配置方針

・周辺山系、中央環状緑地群、主要河川(猪名川、淀川、大和川、石川)及び臨海を府域のみどりの骨格として位置づけ、さらに、地域の歴史的な資源や公園などを緑道や水辺などでつなぎ、みどりのネットワークを確保するとともに、公共施設や民有地の緑化を府全域で進め、みどりの大阪の実現を目指す。

地域別みどりの将来像

南河内地域
・骨格:「金剛生駒山系」「中央環状緑地群」「石川」「大和川」
・拠点:「金剛山系における構想段階の府営公園」「錦織公園」「石川河川公園等の府営公園」「歴史的資産を活かした緑地」等
・河川:「西除川」等

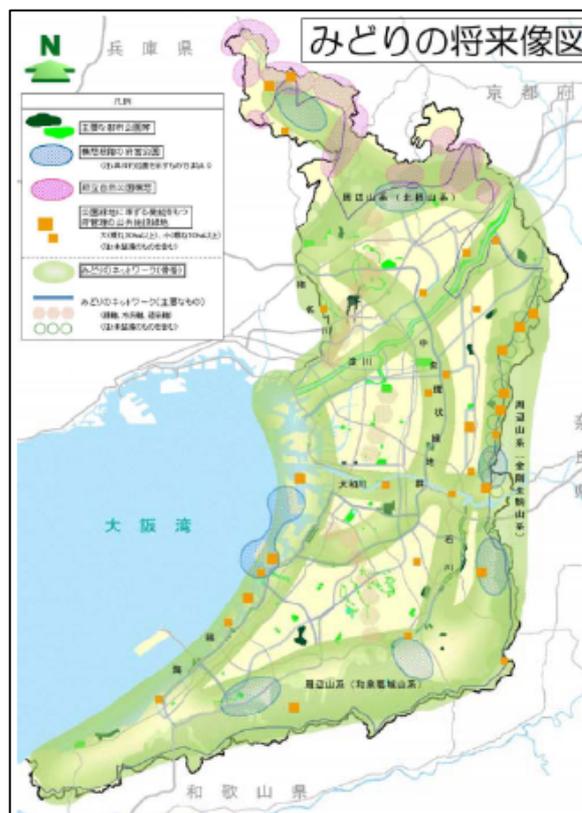


図2-4 みどりの将来像図 (大阪府広域緑地計画)

3. 自然・社会的条件の整理

(1) 自然的条件

地勢概要

富田林市は大阪府の東南部に位置し、大阪都心部から約20kmの距離に位置します。

市域の広がり、東西約6.4km、南北約10.1km、総面積は39.66 k m²です。

地勢的には、市域のほぼ中央を流れる石川によって形成された平野部と、金剛山系に連なる南部の山地、羽曳野丘陵の一部である西部の丘陵地によって構成されています。

気象

富田林市は大阪府にあって、気候的には瀬戸内式気候の山麓地帯に区分されます。

平成10(1998)年～平成12(2000)年の3ヵ年の年間降水量は、概ね1,000～1,300mm程度で、年平均気温は16 前後です。

(平成10～12年の平均値)

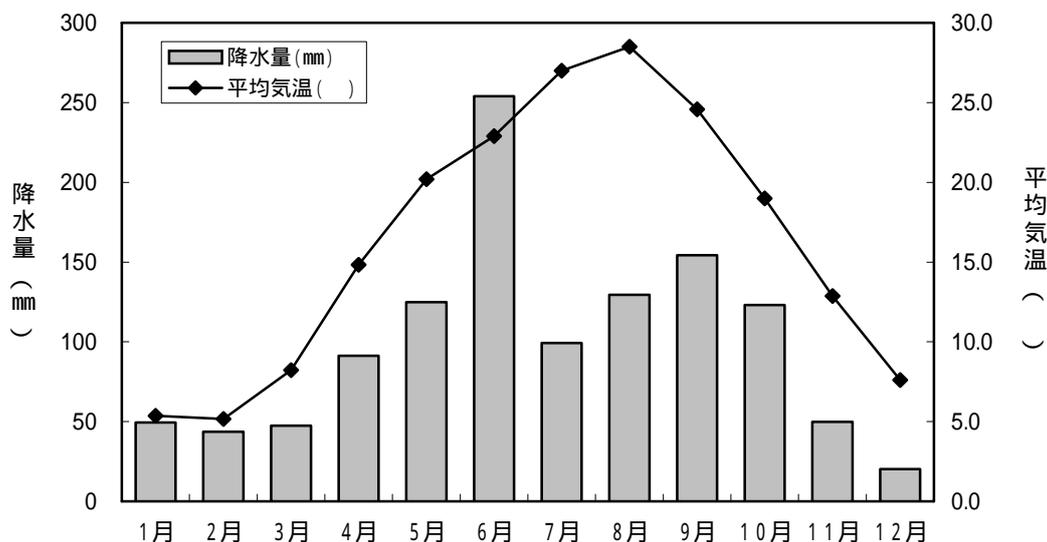


図3-1 月別降水量と平均気温

地質

市域の地質は、大きくは南部の山地帯を構成する花崗岩、二上層群、古大阪層群、大阪層群と、西部の丘陵部にみられる満池谷累層、石川沿いの低地を構成する中低位段丘層、沖積層よりなります。

表層地質で見ると、西部の丘陵部はほとんどが造成による人工地盤となっています。

植生

富田林市の潜在自然植生は、ヤブツバキクラス域に属する常緑広葉樹林と考えられますが、現存するものはほとんどが人手の加わった二次林（コナラ、アカマツ、スダジイ等）で、西部・南部の丘陵地にはこの種の自然植生が広く分布しています。

また、とくに貴重な樹木・樹林については、特定植物群落として環境省の『第3回自然環境保全基礎調査』（昭和63年）に春日神社のシリブカガシ林、『第5回自然環境保全基礎調査』（平成12年）に美具久留御魂神社のシイ林があげられています。また、美具久留御魂神社のシイ林は、大阪府自然環境保全地域にも指定されています。

そのほか、市が指定する保存樹木・樹林は下表の通りです。

表3-1 市指定保存樹木

番号	場所	樹種	幹周(m)	樹高(m)
1	龍泉寺	モッコク	2.5	13
2	龍泉寺	スギ	3.7	25
3	楠妣庵観音寺	クスノキ	3.9	30
4	楠妣庵観音寺	クスノキ	1.2	20
5	楠妣庵観音寺	イチョウ	2.2	27
6	楠妣庵観音寺	ケヤキ	2.4	30
7	西方寺	イチョウ	3.6	26
8	明尊寺	イブキ	2.6	9
9	月光寺	イブキ	2.4	9
10	光盛寺	イブキ	3.6	10
11	圓光寺	イチョウ	2.9	10
12	慈眼寺	クスノキ	3.4	12
13	東條小学校	センダン	2.8	7
14	内田邸	ヤマモモ	2.5	10

表3-2 市指定保存樹林

番号	名称	樹林面積(m ²)	代表的樹種
1	美具久留御魂神社	22,000	コジイ、アラカシ、ナナメノキ、サカキ、クスノキ
2	錦織神社	10,000	コジイ、スギ、ヒノキ、クスノキ
3	春日神社	11,700	シリブカガシ、アラカシ、ヒノキ、コジイ
4	瀧谷不動明王寺	13,500	アラカシ、ヒノキ、モミ、スギ、アカマツ
5	佐備神社	4,600	サカキ、クスノキ

(2) 社会的条件

発展の経緯

富田林は、先史時代より人々の暮らしが営まれ、弥生時代には二上山周辺に産出するサヌカイトを利用した石器が喜志や中野において大量に生産され、交易を通じて近畿地方に広く流通していたものと思われます。また、石川を望む丘陵上には石川流域に繁栄したであろう氏族の首長たちの古墳が多く造営されています。

大陸から伝えられた仏教文化はこの富田林にも花開き、飛鳥時代には、新堂廃寺等の寺院が建立され、また織物等の新しい文化を伝えてきた人々が、富田林の地に暮らしていたであろうことが推測されています。

平安時代には、今も秋祭り等でにぎわう美具久留御魂神社や佐備神社があり、室町時代には、錦織神社も創建されています。

南北朝時代においては毛人谷や龍泉に楠木正成の山城が築かれ、足利軍を迎え撃ちました。

戦国時代においても、山中田等に山城が築かれ、群雄割拠の後、治世が落ち着き始めた16世紀の中頃の永禄年間に、京都興正寺門跡第16世証秀上人が「富田の芝」と呼ばれていた荒地を買い受け、寺と町衆の協力によって寺内町が造営されました。

浄土真宗の御坊を中心に形成された寺内町「富田林」は、江戸時代には周辺地域の商品・産品流通の中核地として発展し、明治時代には郡役場や税務署、旧制中学校、高等女学校等の施設が整備され、南河内地域の中心地として発展してきました。

昭和25(1950)年の市制施行の後、高度成長期には、大阪市近郊の住宅地として西部地域の丘陵上で大規模な住宅開発が進み人口が急増し、これにあわせて都市基盤整備も進展しました。

近年は、施設や基盤の整備も一段落し、人口増加も落ち着き、良好な自然環境を有する郊外都市として成熟しつつあります。

このように富田林は、歴史的経緯のなかで、古の時代においては、大陸の新しい文化を積極的に受け入れ、中世以降の封建的な時代においても、一定の自治権を有し、寺内町を中心に独自のまちづくりを進め、近世には、大阪府内でも有数の集積を誇る南河内地域の中核を担ってきたまちです。また近代においても、石川や、田園地帯に広がる農地、山林等、自然の恩恵を受け、身近な緑を整備し、自然環境と人々の暮らしが共存してきました。

社会的条件

1) 人口

富田林市の人口は、昭和25(1950)年の市政施行時は約3万人でしたが、大阪都市圏のベッドタウンとしての性格が強くなった1960年代後半から急激に増加し、人口は増加し続けました。しかし、平成17(2005)年には、日本全体でも人口が減少したように、富田林市においても人口が減少に転じています。

なお、平成18(2006)年9月末現在の人口は123,992人です。このうち、65歳以上人口が全体の18.3%を占め、増加傾向にあります。

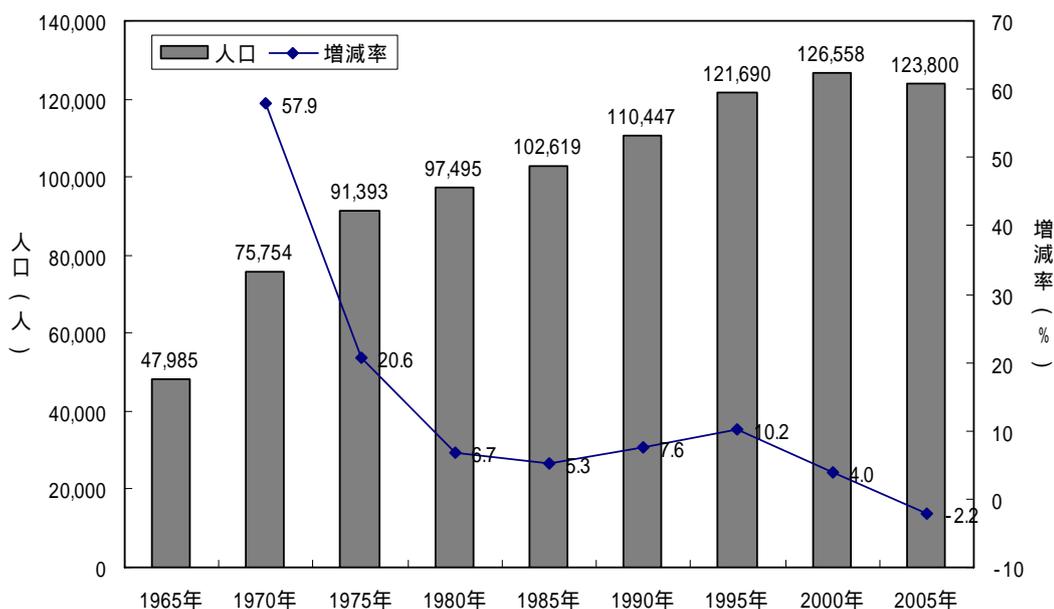


図3-2 人口と増減率(各年次国勢調査による人口と増減率)

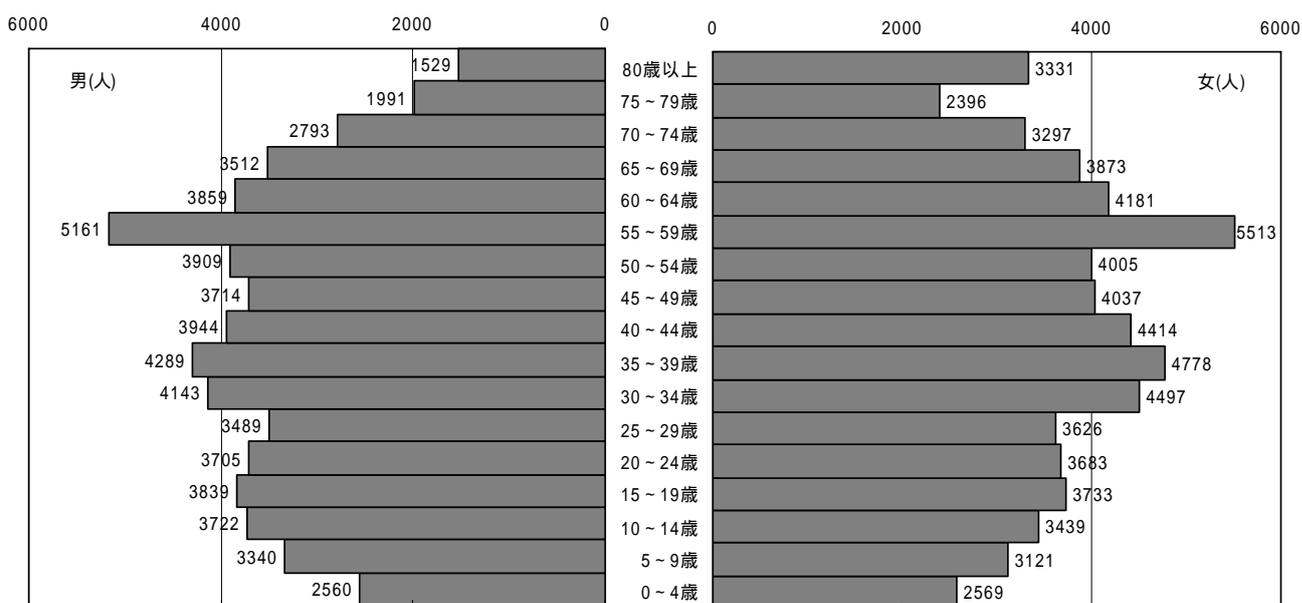


図3-3 年齢階層別人口(平成18(2006)年9月 住民基本台帳)

土地利用

富田林市の土地利用の現況及び変遷は、下表のとおりです。

平成8(1996)年における富田林市の緑の土地利用は、市域面積の58.2%にあたる2313.2haとなっています。緑の土地利用のうち、39.3%を山林が占め、田・畑をあわせた農地が42.2%、公園・緑地が10.1%を占めています。

昭和49(1974)年と平成8(1996)年の土地利用を比較すると、面積的にもっとも減少しているのは山林・荒地等で、市域全体に占める割合も31.7%から22.9%にまで減少しています。そのほか、田や畑、河川・湖沼等(ため池を含む)等緑の土地利用は軒並み減少しています。逆に増加しているのは住宅地や商業・業務用地、工業用地等であり、この間に都市的な土地利用が急速に広がったことがうかがえます。

表3-3 土地利用面積の変遷

		昭和49(1974)年	平成8(1996)年	増減
		割合(%)	割合(%)	割合(%)
緑の土地利用	公園・緑地等	1.7	5.9	4.2
	田	18.1	14.3	-3.9
	畑	12.1	10.3	-1.8
	山林・荒地等	31.7	22.9	-8.9
	河川・湖沼等	5.8	4.9	-0.9
	小計	69.5	58.2	-11.3
その他の土地利用	一般低層住宅地	9.8	13.3	3.5
	密集低層住宅地	0.5	0.5	0.1
	中高層住宅地	1.4	2.4	1.0
	商業・業務用地	1.8	3.0	1.2
	工業用地	1.1	2.3	1.2
	道路用地	6.3	9.3	3.0
	公共公益施設用地	2.6	4.3	1.7
	造成中地	2.6	0.9	-1.7
	空き地	4.0	5.3	1.3
	その他	0.0	0.0	0.0
	対象地域外	0.5	0.5	0.0
合計		100.0	100.0	0.0

：「割合」は市域面積に対する割合
資料：土地利用分類図(国土交通省国土地理院)

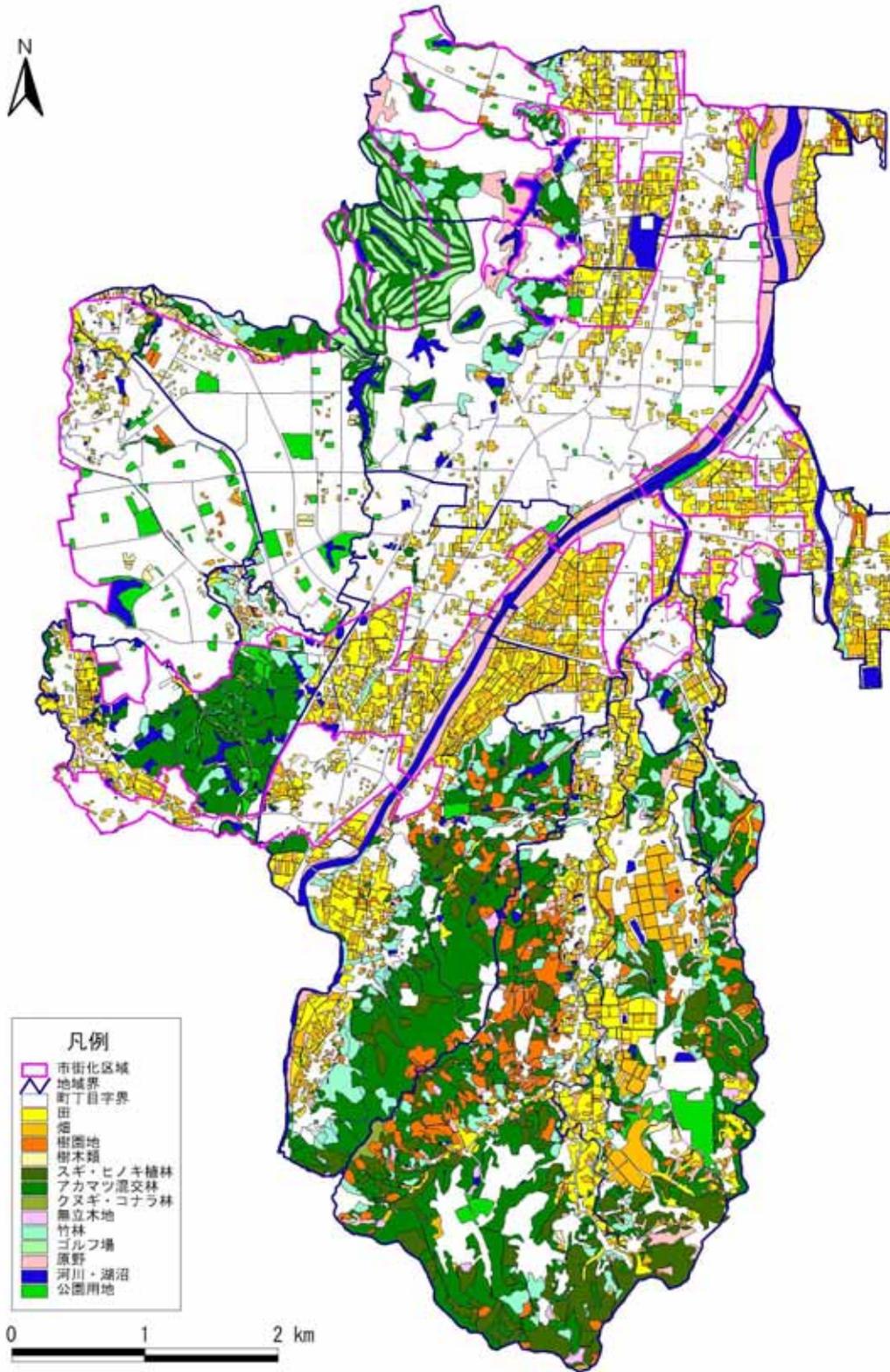


図3-4 土地利用現況図

文化財

富田林市は富田林寺内町に代表されるように、南河内の中心地として古くから発展してきました。市内には国・府指定の史跡・天然記念物・文化財・名勝・遺跡等が残されています。また、市域を南北に東高野街道が縦断しており、古くから交通の要衝であったこともうかがえます。市内に現存する国・府指定の文化財は次頁図3-6のとおりです。

また市の中心部に位置する富田林寺内町は、国指定重要文化財の旧杉山家住宅をはじめとして、往事の隆盛を偲ばせる美しいまちなみが保存されています。このため、市では旧寺内町のうち約11haを都市計画法にもとづく伝統的建造物群保存地区に指定しており、また、平成9(1997)年には国の文化遺産として重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

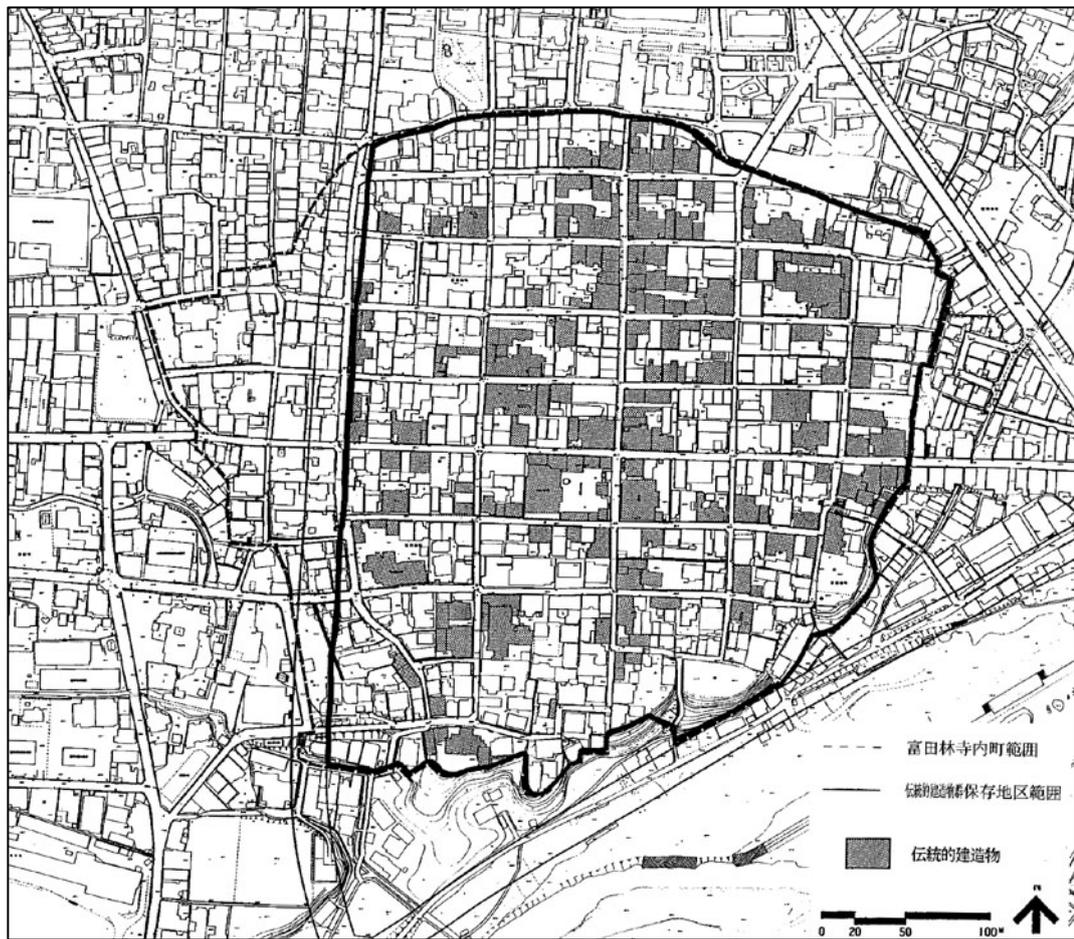


図3-5 寺内町のまちなみ

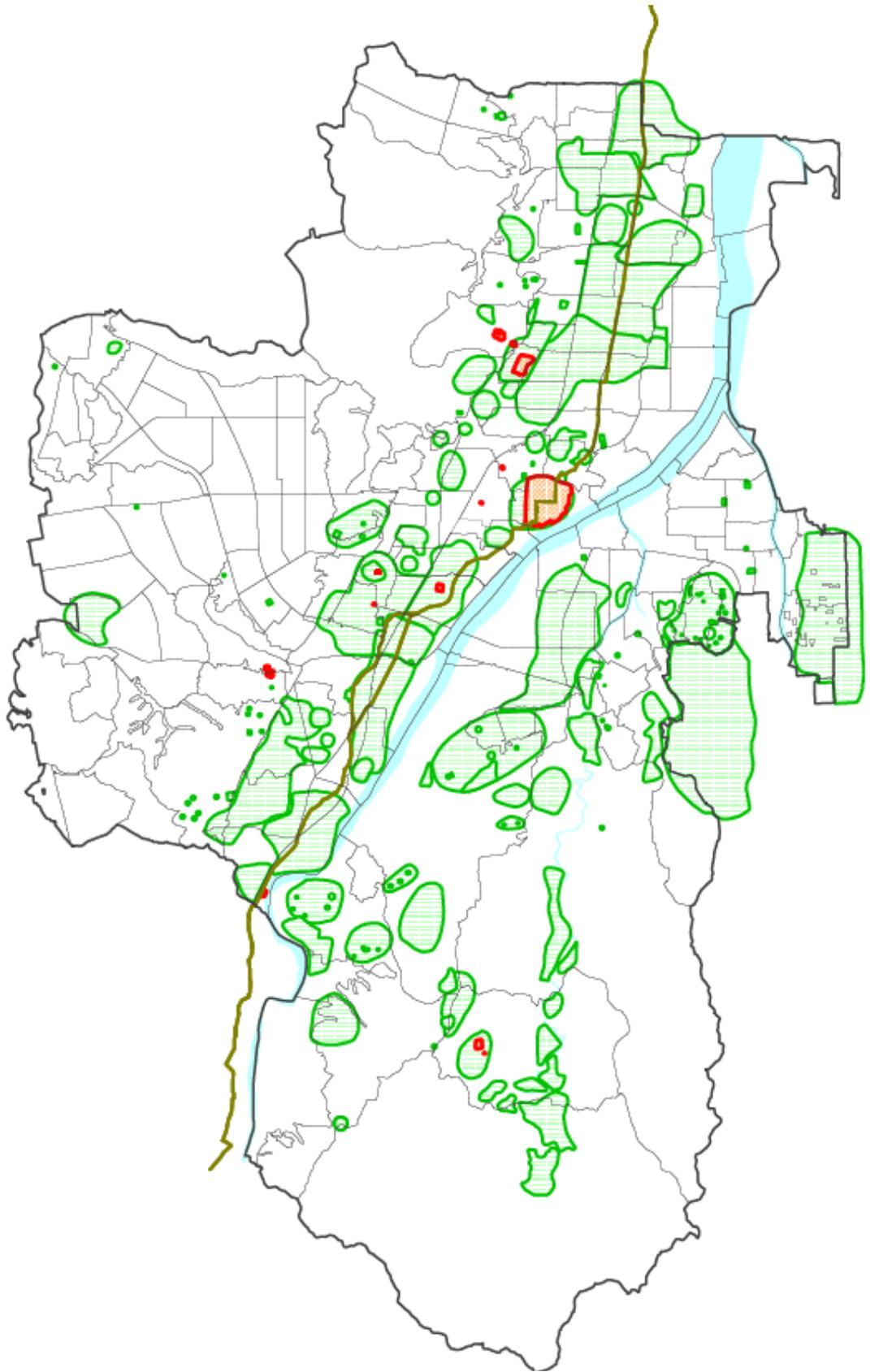


図3-6 富田林の文化財分布地図

4. 緑地等の現況

(1) 緑地の現況

施設緑地の現況

1) 都市公園

平成18(2006)年4月1日現在の都市公園は、63カ所、125.64haであり、人口1人あたりの公園面積は10.13㎡となっています。

住区基幹公園をみると、箇所数では街区公園が50カ所で全体の79%を占めますが、都市計画に基づいて計画的に整備されたものは街区公園数の約24%で、他の多くは、住宅開発にともなって生み出された小公園（以下、「開発公園」という）です。近隣公園は、都市計画決定されている3カ所はすべて開設済で、開発公園の2ヶ所とあわせて5カ所（10.94ha）となっています。地区公園は、都市計画決定されたものはありませんが、明治池公園と寺池公園の2ヶ所（8.65ha）が整備されています。

大規模公園をみると、都市計画公園の広域公園として大阪府営錦織公園が市の西南部に立地しており、現在までに全体の約90%にあたる65.7haが開設されています。

また、石川の高水敷を利用した府営石川河川公園が、都市計画緑地として決定されています（計画決定面積 85.4ha、一部河南町域を含む）が、現在、全体の約24%の20.5haが開設済みです。

地域別でみると、金剛・金剛東地域や北部地域等の公的な大規模開発地において住区基幹公園の整備がほぼ充足していますが、おもに中部・中南部の旧市街地部分では公園整備が不十分な状況となっています。

表4-1 都市公園の整備状況

		街区公園	近隣公園	地区公園	広域公園	緑地	計
都市計画公園	箇所数	12	3	-	2	-	17
	面積(ha)	4.98	7.00	-	86.20	-	98.18
その他の都市公園	箇所数	38	2	2	-	4	46
	面積(ha)	10.88	3.94	8.65	-	3.99	27.46
都市公園合計	箇所数	50	5	2	2	4	63
	面積(ha)	15.86	10.94	8.65	86.20	3.99	125.64
人口一人あたり面積	(m ² /人)	1.28	0.88	0.70	6.95	0.32	10.13

表4-2 都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	
	街区公園	主として街区に居住する者の利用に共することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に共することを目的とする公園で1近隣住区当り1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当り面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に共することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に共することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の運動の用に共することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
	特殊公園	風致公園、動物公園、歴史公園、墓園等特殊公園で目的に則し配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を越えるような広域的な利用に共することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和もしくはコンビナート地帯等の災害防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。
	都市林	主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市公園の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
	広場公園	主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に共することを目的として配置する。

注)近隣住区 = 幹線道路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位(小学校区に担当)
 (参考:「公園緑地マニュアル 改訂平成10年度版 編集・発行 社会法人日本公園緑地協会)

表4-3 都市公園一覧(その1)

No	公園名	公園面積 (㎡)	地目	民有別	備考	都市計画公園
1	金剛中央公園	27,991	公園	市	近隣公園	
2	久野喜台2号公園	2,989	公園	市	街区公園	
3	久野喜台1号公園	2,032	公園	市	街区公園	
4	久野喜台3号公園	3,706	公園	市	街区公園	
5	久野喜台4号公園	3,881	公園	市	街区公園	
6	高辺台1号公園	4,026	公園	市	街区公園	
7	高辺台2号公園	5,920	公園	市	街区公園	
8	高辺台3号公園	8,069	公園	市	街区公園	
9	高辺台4号公園	3,046	公園	市	街区公園	
10	寺池台1号公園	6,569	公園	市	街区公園	
11	寺池台2号公園	3,876	公園	市	街区公園	
12	寺池台3号公園	11,393	公園	市	近隣公園	
13	寺池公園	37,528	公園	市	地区公園	
14	寺池台4号公園	2,856	公園	市	街区公園	
15	ちびっこ交通公園	1,194	宅地	市	街区公園	
16	若松中央公園	2,800	公園、田	市	街区公園	
17	梅の里1号公園	3,205	公園	市	街区公園	
18	梅の里2号公園	906	公園	市	街区公園	
19	梅の里3号公園	1,329	公園	市	街区公園	
20	梅の里4号公園	1,547	公園	市	街区公園	
21	梅の里5号公園	1,382	公園	市	街区公園	
22	不動ヶ丘1号公園	1,335	公園	市	街区公園	
23	不動ヶ丘2号公園	2,057	公園	市	街区公園	
24	山手町児童公園	1,217	公園	市	街区公園	
25	金剛東中央公園	30,000	公園	市	近隣公園	
26	藤沢台公園	20,000	公園	市	近隣公園	
27	向陽台1号公園	2,500	公園	市	街区公園	
28	向陽台2号公園	2,500	公園	市	街区公園	
29	向陽台3号公園	2,500	公園	市	街区公園	
30	藤沢台2号公園	2,500	公園	市	街区公園	

表4-4 都市公園一覧(その2)

No	公園名	公園面積 (㎡)	地目	民有別	備考	都市計画公園
31	藤沢台 3号公園	2,602	公園	市	街区公園	
32	藤沢台 1号緑地	10,144	公園	市	緑地	
33	高辺台 1号緑地	8,611	公園	市	緑地	
34	川面 1号児童公園	3,167	公園	市	街区公園	
35	中野 1号児童公園	3,270	公園	市	街区公園	
36	若松 1号児童公園	3,334	公園	市	街区公園	
37	若松 2号児童公園	3,282	公園	市	街区公園	
38	宮 町 公 園	1,539	田	民	街区公園	
39	津々山台公園	20,000	公園	市	近隣公園	
40	明治池公園	49,000	公園	市	地区公園	
41	小金台 1号公園	3,000	公園	市	街区公園	
42	小金台 2号公園	2,500	公園	市	街区公園	
43	津々山台 2号公園	7,000	公園	市	街区公園	
44	津々山台 3号公園	9,292	公園	市	街区公園	
45	津々山台 4号公園	4,869	公園	市	街区公園	
46	新家児童公園	530	公園	市	街区公園	
47	本 町 公 園	1,145	公園	市	街区公園	
48	梅の里 6号公園	3,607	公園	市	街区公園	
49	梅の里 7号公園	2,264	公園	市	街区公園	
50	梅の里 8号公園	5,105	公園	市	街区公園	
51	梅の里 9号公園	574	公園	市	街区公園	
52	津々山台 5号公園	999	公園	市	街区公園	
53	高辺台 2号緑地	20,606	公園	市	緑地	
54	小金台緑地	498	緑地	市	緑地	
55	梅の里 1 0号公園	5,984	公園	市	街区公園	
56	梅の里 1 1号公園	1,075	公園	市	街区公園	
57	金剛伏山台 1号公園	5,843	公園	市	街区公園	
58	金剛伏山台 2号公園	1,191	公園	市	街区公園	
59	金剛伏山台 3号公園	1,060	公園	市	街区公園	
60	かがり 1号公園	1,563	公園	市	街区公園	
61	かがり 2号公園	9,843	公園	市	街区公園	
62	(府営) 錦織公園	657,000	公園	府	広域公園	
63	(府営)石川河川公園	205,000	河川敷	国	広域公園	
都 市 公 園 (府営公園含む)		63 箇所	1,256,351 ㎡		125.64 ha	

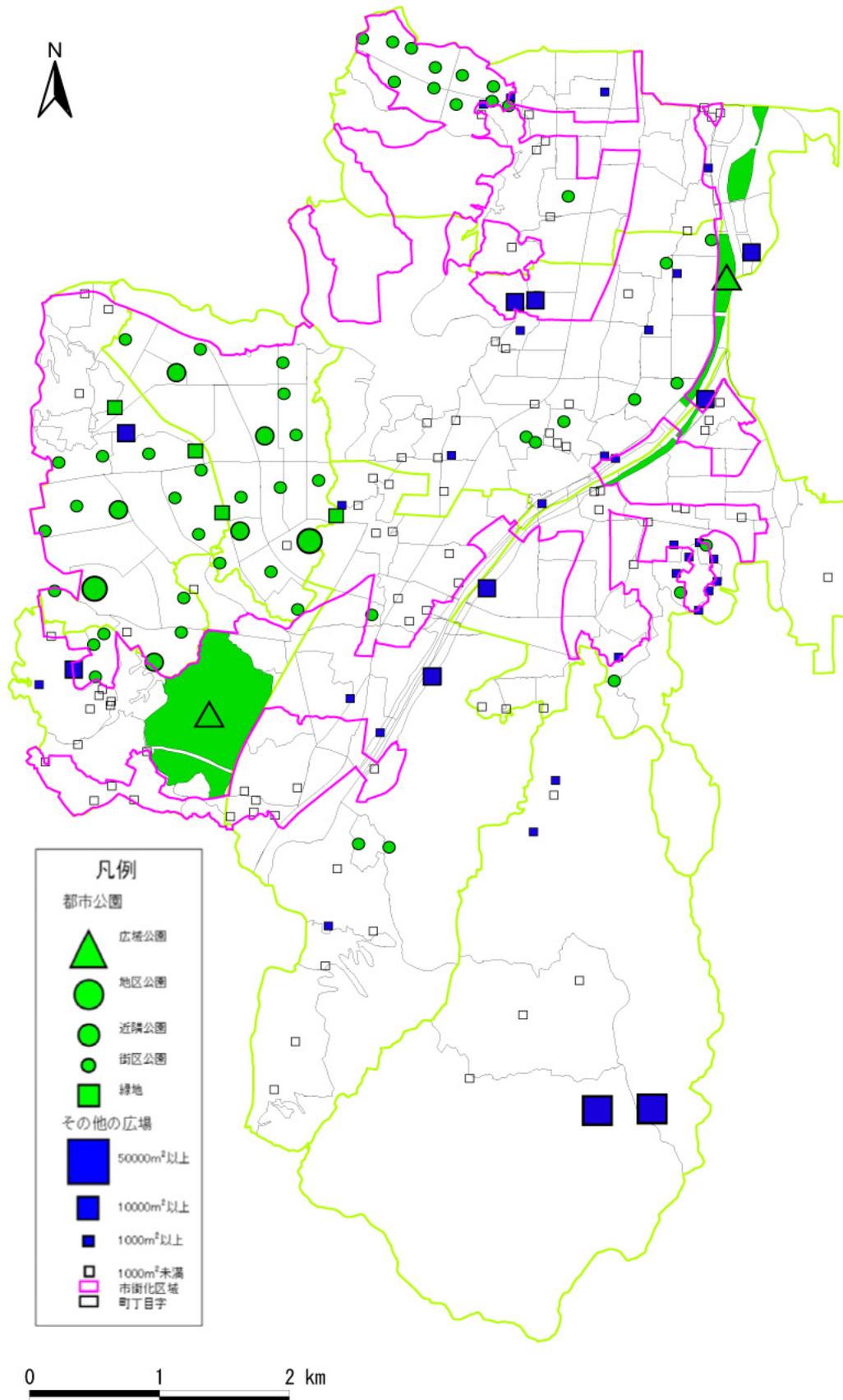


図4-1 施設緑地分布図

2) その他の施設緑地

都市公園以外の施設緑地としては、小規模なものでは児童遊園等があり、大規模なものでは農業公園サバーファーム、総合スポーツ公園や石川河川敷を占有するグラウンド等があります。

表4-5 その他の施設緑地

No		箇所数	面積(ha)
1	児童遊園等	122	20.5
2	農業公園サバーファーム	1	20.0
3	総合スポーツ公園	1	13.3
4	グラウンド	7	17.2
	合計	131	71.0

地域制緑地の現況

地域制緑地としては、農業に関わる生産緑地地区、農業振興地域・農用地区域等とともに、地域森林計画対象民有林、河川区域があります。

東南部と中南部の一部を除いた市域の6割が市街化区域となっていることから、この中で生産緑地は多く指定されています。農業振興地域・農用地区域は、石川よりも東・南の地域に多く指定されています。地域森林計画対象民有林は、南部の山地を中心に指定されており、河川区域については、主なものとして石川河川区域が市中央部を縦断しています。

この他、美具久留御魂神社のシイ林をはじめとする市指定の保存樹林5箇所や都市緑地法による緑地協定地区4箇所が地域制緑地として位置づけられます。

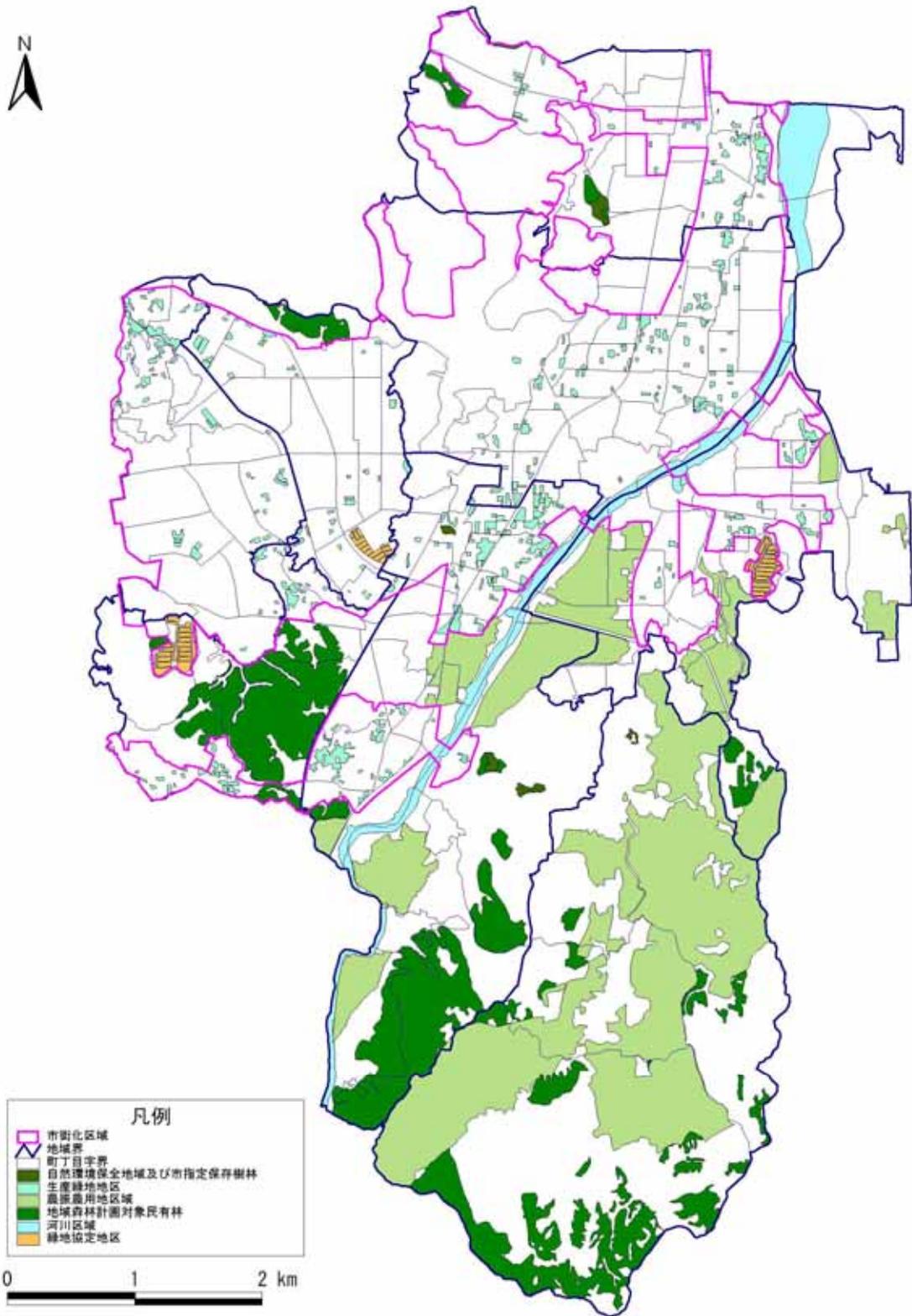


图4-2 地域制緑地分布图

過去5年間の開発状況

過去5年間(平成13年～平成17年)の開発状況を開発申請区域として地図上に示せば下図のようになります。開発に関しては中部がもっとも多く、次いで北部、東部と大半が市街化区域内に集中しています。

開発によって失われた緑の面積は3.2haと、全開発面積の19%を占め、その内訳は生産緑地地区3.17ha、農業振興地域・農用地区域0.03haとなっています。

表4-6 開発申請面積内訳

開発面積		16.51 ha
緑地	生産緑地地区	3.17 ha
	農業振興地域・農用地区域	0.03 ha
その他		13.31 ha

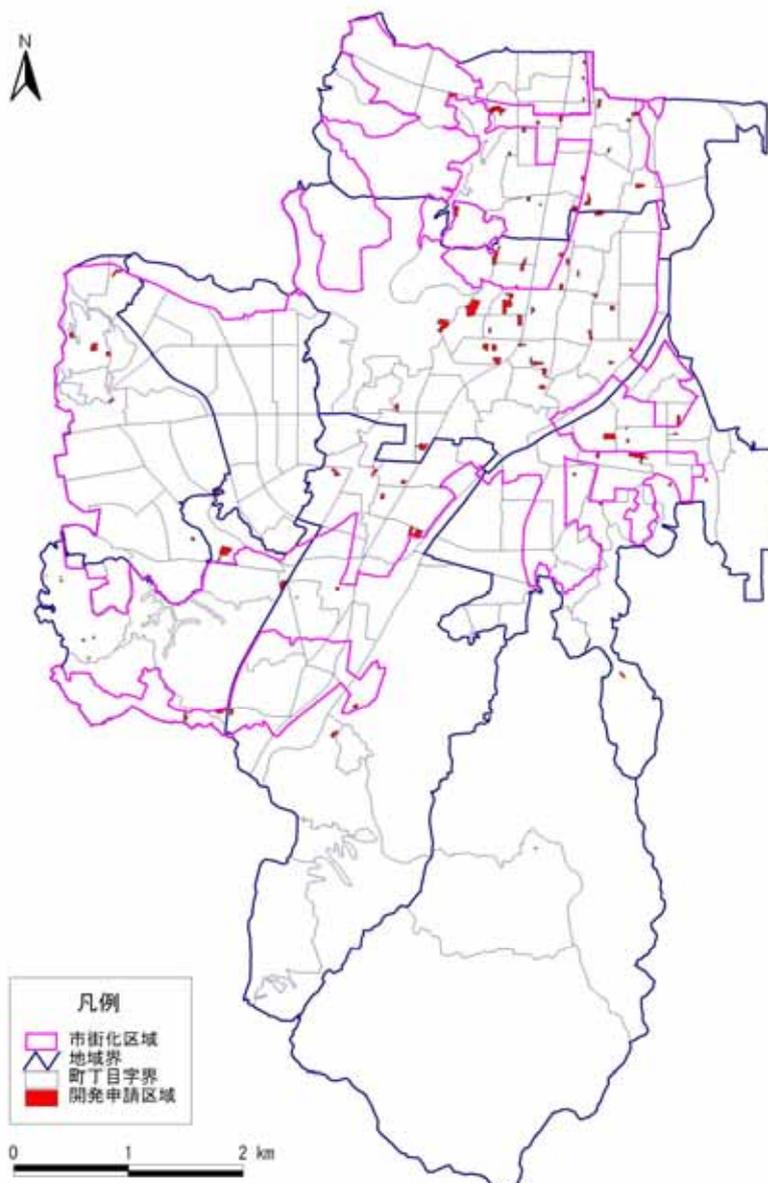


図4-3 過去5年間の開発申請区域

(2) 緑被の現況

緑被の概況

国土地理院が発行している『細密数値情報 10mメッシュ土地利用』をもとに、昭和49(1974)年と平成8(1996)年の緑被の状態を図化したものが図4-4と図4-5、またその間の緑被増減率を町丁目ごとに図化したものが図4-6です。

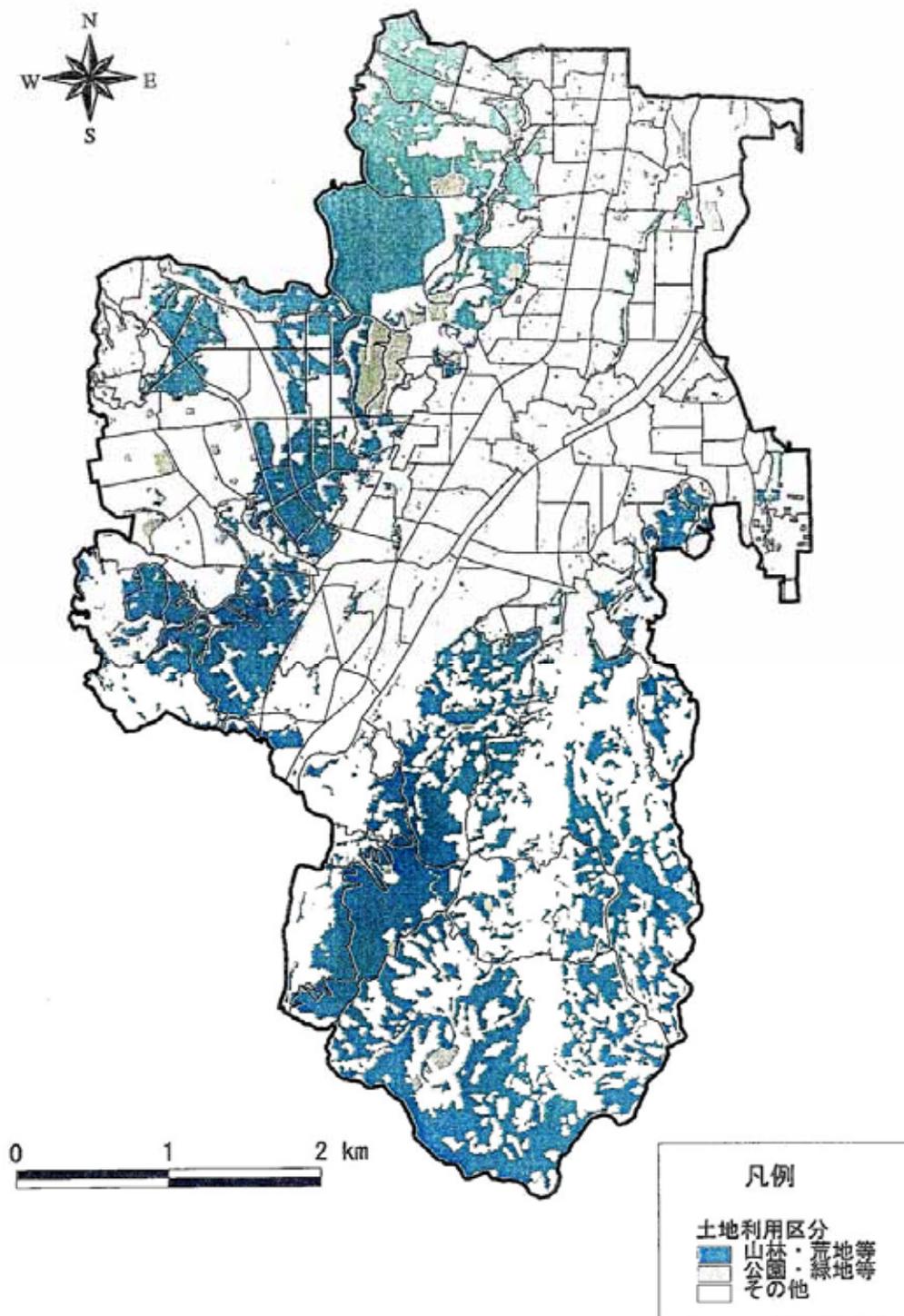


図4-4 山林及び公園・緑地等の分布(昭和49(1974)年)

平成8(1996)年の緑被分布図をみると、町丁目ごとでの緑被率が50%をこえるのは、山地の占める部分が大きい東南部・中南部と、農地や石川河川敷が占める部分の大きい北部石川沿いと東部、丘陵地開発の残存緑地として残されている金剛東の一部であることがわかります。

逆に緑被率が5%に満たないのは、中部の中小企業団地付近と、旧市街地にあたる本町・常盤町・若松町一丁目、金剛東の藤沢台・津々山台等です。

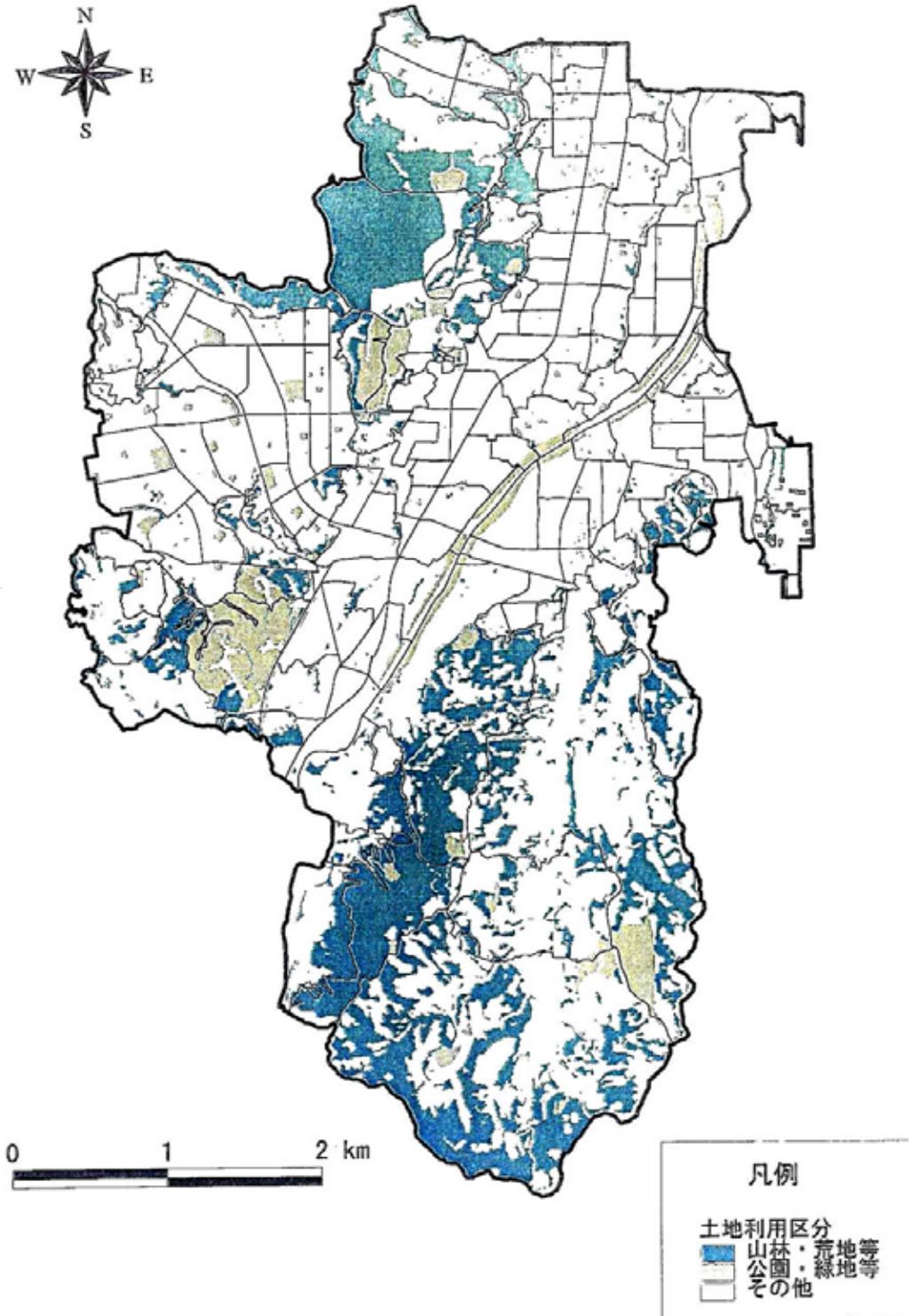


図4-5 山林及び公園・緑地等の分布(平成8(1996)年)

緑被の特性

昭和49(1974)年から平成8(1996)年までの緑被率の増減をみると、市域のほとんどの部分で緑被率が減少しており、また減少率が75%以上に達している町丁目が19もあるのに対して、増加している住区は10にとどまっていることがわかります。

地域別でみると、緑被面積が大きく減少しているのは、中部の中小企業団地付近、金剛東の藤沢台、津々山台等で、これらは昭和49(1974)年以降に造成が進んだ区域です。

逆に緑被率が増加しているのは、金剛の高辺台、久野喜台、中部の富田林町、東部の楠町等です。これらの区域は、昭和49(1974)年時点ですでに低層住宅地となっており、その後の緑化活動によって徐々に緑被率が上がってきたと考えられます。

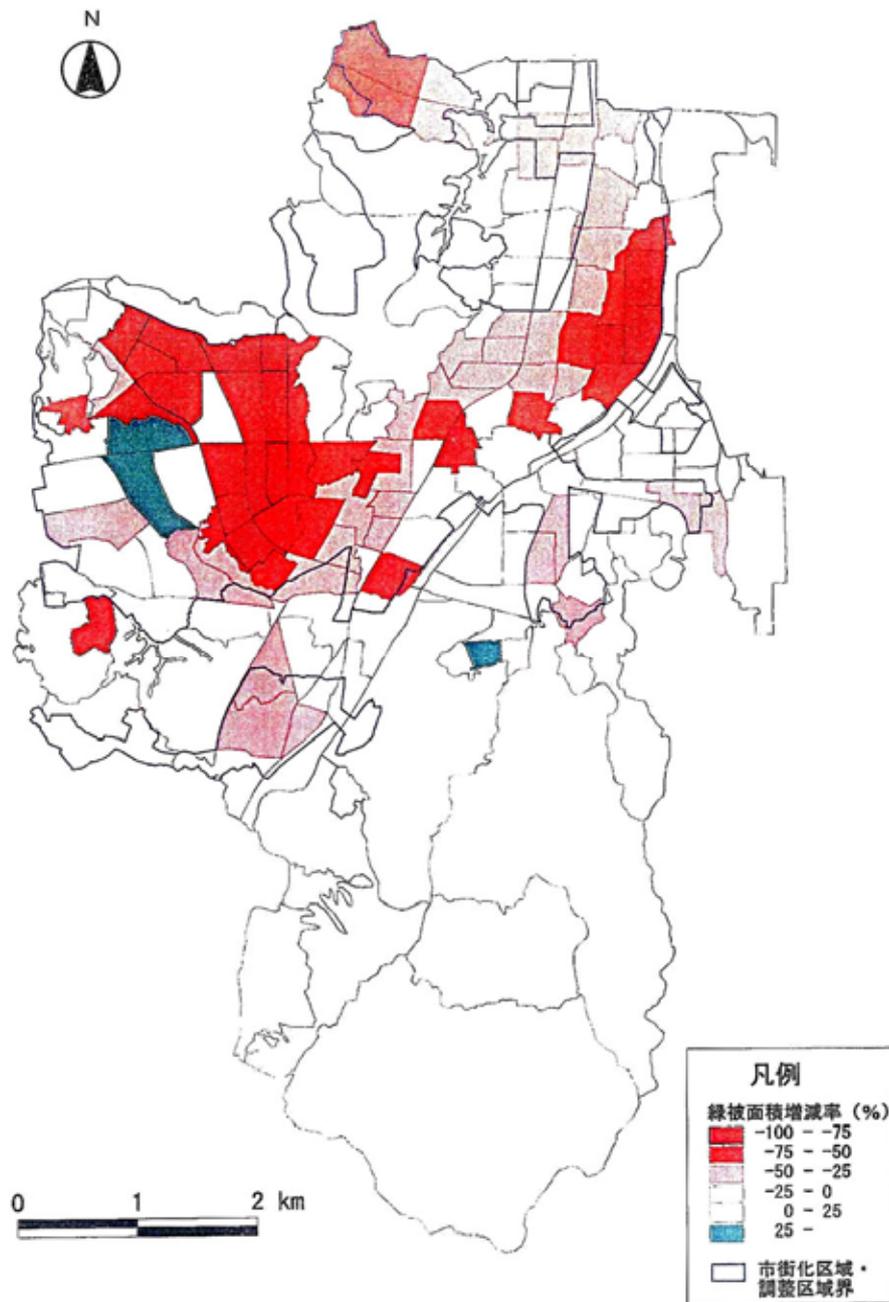


図4-6 町丁目別の緑被面積増減率(昭和49(1974)年～平成8(1996)年)

(3) 緑化の現況

公共施設の緑化

公共施設については、平成9(1997)年の『大阪府広域緑地計画の策定に関わる調査』の資料に基づき、庁舎等(庁舎、消防署、公民館等)、教育施設(公立の小中学校、幼稚園)、公営住宅、環境衛生施設(上下水道施設、焼却場等)、医療施設、社会福祉施設、その他公共施設の区分ごとに、緑地面積(緑地率)、緑被面積(緑被率)、高木の本数について把握しました。

これによると、公共施設全体での緑地率は23.0%、緑被率は15.6%で、施設区分ごとでもっとも緑地率・緑被率が高いのは環境衛生施設です。これは、ポンプ場や配水池等敷地の半分以上が緑地になっている施設を含むからと考えられます。

一方、庁舎等、教育施設、公営住宅等は、いずれも緑地率が10%強、緑被率は10%に満たない状況です。

表4-7 公共施設の緑化状況(富田林市域分)

施設の種類	敷地面積 (A) m ²	緑地面積 (B) m ²	緑被面積 (C) m ²	緑地率 (B/A) %	緑被率 (C/A) %	高木の 本数計
庁舎等	49,092	5,126	4,198	10.4	8.6	310
教育施設	522,166	52,310	39,786	10.0	7.6	3,300
公営住宅	35,852	3,832	3,319	10.7	9.3	423
環境衛生施設	60,455	23,378	15,803	38.7	26.1	1,462
社会福祉施設	26,376	3,505	3,166	13.3	12.0	266
医療施設	27,204	7,220	4,043	26.5	14.9	121
その他	490,122	182,762	119,070	37.3	24.3	2,564
全公共施設	1,211,267	278,133	189,385	23.0	15.6	8,446

資料：大阪府土木部総合計画課
(現大阪府都市整備部総合計画課)

緑化施策の現況

富田林市においては、昭和40年代から大規模な宅地開発が行われ、その開発地を主な対象地として積極的な緑化推進を行ってきました。これまでにこなってきた主要な都市緑化施策を整理すると以下ようになります。

これまでに、10万本植樹事業とグリーン・ハーモニー・プランによる公共施設の緑化事業による都市緑化に取り組み、それらは緑あふれる都市の形成に役立っています。こうした活動が全国的にも評価され、平成13(2001)年には(財)都市緑化基金が選定する「第21回緑の都市賞」の国土交通大臣賞を受賞しました。現在、これらの事業について、新規整備は行われていませんが、整備済み箇所の維持管理に係る樹木の診断や植替え等の更新管理が現在の課題となっています。

表4-8 都市緑化施策の整理

施策名	年度	内容	特色
みどりの基金	昭和58(1983)年度～	都市緑化基金	緑化推進と緑の保全に対する助成のための基金。
緑化推進事業助成	昭和60(1985)年度～	民間緑化助成	市民、各種団体、事業者がおこなう緑化(生垣づくりなど)への助成。
10万本植樹事業	昭和61(1986)年度～ 平成元(1989)年度	公共施設植栽	学校のシンボル樹木づくりや公共施設での緑化など、施設・地域に特色を持たせた緑化推進。約12万本を植栽。
記念植樹事業	昭和62(1987)年度～	記念植樹	明治池公園の一部を開放し、誕生や結婚など個人の記念日に記念樹を植栽する事業。これまでに547本を植栽。
緑化相談	昭和62(1987)年度～	緑化技術指導相談	(財)富田林市公園緑化協会による緑化推進、啓発および技術指導、緑化相談。
水とみどりと花の都市宣言	平成2(1990)年度		市民と行政が一体となった緑の展開をめざして、市議会で決議。
グリーン・ハーモニー・プラン	平成2(1990)年度～	公共施設植栽	施設管理管轄外(国府道、河川敷)への緑化と管理。これまでに約25万本を植栽。
古樹・名木の保存	平成3(1991)年度～	保存樹木指定	市内に残る古樹・名木を指定し、管理費を助成。
植木市	平成6(1994)年度～	緑化資材の販売	「みどりの日」を中心に4～5日間、高品質で低廉な緑化樹等を市民に展示販売や無料配布。ガーデニング教室なども開催。

また、道路緑化については、国道170号(大阪外環状線)や国道309号といった幹線道路、金剛・金剛東地区のニュータウン内道路、富田林中小企業団地内の道路等を中心に実施されています。

とくに金剛・金剛東地区においては、緑道の整備が密におこなわれ、緑豊かな住宅地の景観形成に寄与しています。

一方、市中心部の旧市街地においては道路緑化が十分にはおこなわれておらず、今後の課題となっています。

表4-9 植栽事業の実績

事業名	年 度	植栽本数(本・株)				
		高・中木	低木	地被	その他	計
10万本植樹事業	昭和62(1987)年度	3,883	17,544	-	8,353	29,780
	昭和63(1988)年度	3,270	13,480	-	36,610	53,360
	平成元(1989)年度	2,950	12,800	-	21,510	37,260
	小 計	10,103	43,824	0	66,473	120,400
グリーン・ハーモニー・プラン	平成2(1990)年度	1,151	13,698	51,665	-	66,514
	平成3(1991)年度	1,043	19,693	17,524	-	38,260
	平成4(1992)年度	2,243	10,268	19,830	-	32,341
	平成5(1993)年度	404	11,665	10,336	-	22,405
	平成6(1994)年度	342	8,275	11,637	-	20,254
	平成7(1995)年度	796	14,154	9,270	-	24,220
	平成8(1996)年度	377	3,531	8,406	-	12,314
	平成9(1997)年度	131	160	29,973	-	30,264
	平成10(1998)年度	111	1,860	-	-	1,971
	平成11(1999)年度	42	1,390	-	-	1,432
	平成12(2000)年度	179	403	-	-	582
	平成13(2001)年度	284	308	962	-	1,554
	平成14(2002)年度	130	787	-	-	917
	平成15(2003)年度	37	1,040	570	-	1,647
	平成16(2004)年度	-	-	-	-	0
	平成17(2005)年度	-	-	-	-	0
	小 計	7,270	87,232	160,173	0	254,675
合 計	17,373	131,056	160,173	66,473	375,075	

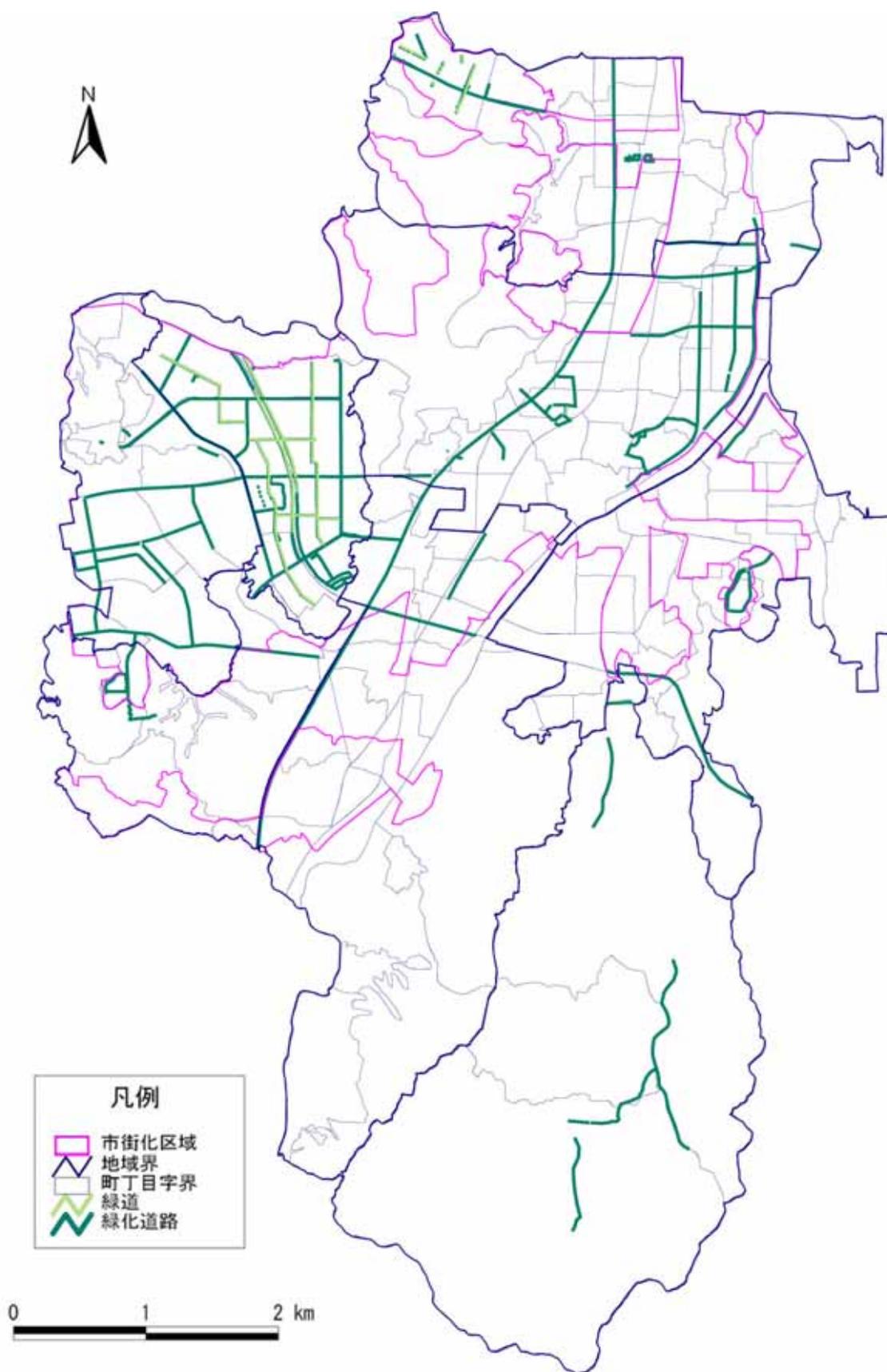


図4-7 緑化道路・緑道の分布

(4) 緑の現況総括表

富田林市内の施設緑地及び地域制緑地の箇所数及び面積を種類別に一覧表にまとめると、下表のようになります。市域全域では、施設緑地の面積が196.66ha、地域制緑地の面積が837.18haとなっています。

表4-10 緑地の現況総括表

				現況			
				都市計画区域(市域全域)		市街化区域	
				整備量		整備量	
				箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
施設 緑地	公園	都市公園	街区公園	50	15.86	46	14.28
			近隣公園	5	10.94	5	10.94
			地区公園	2	8.65	2	8.65
			総合公園	-	-	-	-
			運動公園	-	-	-	-
		特殊公園	風致公園	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	
		広域公園	2	86.20	1	1.01	
		都市緑地	4	3.99	4	3.99	
		小計	63	125.64	58	38.87	
	公共施設緑地	100	66.02	53	6.99		
	民間施設緑地	31	5.00	11	0.57		
	小計	131	71.02	64	8.02		
合計	194	196.66	122	46.89			
施設緑地計				194	196.66	122	46.89
地域 制 緑地	法 に よ る も の	生産緑地地区	373	75.09	373	75.09	
		自然環境保全地域及び市指定保存樹林	5	6.18	1	1.00	
		河川区域	1	97.43	1	12.26	
		地域森林計画対象民有林	-	372.55	-	4.19	
		農業振興地域・農用地区域	-	320.00	-	0.00	
		協定によるもの	4	16.79	4	16.79	
	小計	383	888.04	379	109.33		
地域制緑地間の重複	-	50.86	-	0.11			
合計	-	837.18	-	109.22			
地域制緑地計				-	837.18	-	109.22
施設緑地 地域制緑地間の重複				-	95.10	-	0.00
合計				-	938.74	-	156.11

5. 緑の市民意向調査

本計画の策定にむけて実施された緑に関する基礎調査の一環として、平成14(2002)年1月に緑に対する市民意向調査を実施しました。その結果の概要を以下に整理します。

表5-1 アンケート調査の概要

調査期間	平成14(2002)年1月15日(月)～2月1日(金)
調査方法	アンケート調査票を郵送配布・郵送回収
調査対象	18歳以上の市民(H13年3月末現在の住民基本台帳人口100,150人から抽出)
回収率	48.0%(配布数2,430、回収数1,167)

表5-2 調査結果の概要

緑への満足度	住まいのまわりでの緑の満足度については、市全体では満足度の高い結果となりました(「満足」、「やや満足」が65.0%)。地域別では東南部が最も満足度が高く、次いで新市街地の金剛、金剛東地域が高いのに対して、旧市街地では満足度が低い結果となっています。
あればよいと思う緑	「街路樹、緑道などの緑」が38.4%と最も多く、次いで「大きな公園の緑」(27.5%)、「身近な公園や空き地の緑」(26.8%)の順となっています。
本市において守り育ていくべき緑	「家の周辺の身近な緑」(56.0%)が最も多く、次いで「公園や広場の緑」(46.9%)、「水辺の緑」(21.0%)、「丘陵地の緑」(18.0%)と続いています。
本市の緑づくりの目標	「生活の快適さを与える緑を作る」(39.8%)が最も多く、次いで「まちの景観を美しくする緑を作る」(34.4%)、「生き物との共生に役立つ緑を作る」(27.7%)、「緑の中に市街地があるような緑を作る」(25.3%)等が目標としてあげられています。
整備すべき公園	「四季の変化が感じられる公園」(59.4%)が最も多く、次に「住まいの近くの身近な公園」(28.0%)、「芝生広場など広い空間のある公園」(22.0%)、「図書館等文化施設と一体である公園」(17.9%)の順となっています。
緑豊かなまちづくりのためにできること	「家の緑を外からも見えるようにする」(46.4%)が最も多く、次いで「街路樹の清掃や管理に参加する」(33.7%)、「プランターなどを道の脇におく」(30.7%)、「まちかどに緑を作る」(20.9%)が上位にあがっており、街路樹等身近な場所の緑の管理については、一定の参加が見込まれる結果となっています。
緑豊かなまちづくりのために行政がすべきこと	「公園・広場などの整備や管理」(47.3%)、「街路樹の充実」(37.6%)、「里山や農地の緑の保全と活用」(27.3%)、「水辺の緑の保全と活用」(21.8%)等、緑地の保全・整備・活用に関する項目が上位にあがっています。
緑化活動への参加希望	「自宅の庭やベランダに木や花を植える」(53.3%)が最も多く、次に「公園の除草や水やりなど」(23.3%)、「緑化に関する講習会に行く」(14.9%)、「近所の空き地に木や花を植える」(12.7%)、「身近な自然林や空き地の除草清掃等」(11.7%)の順となっています。

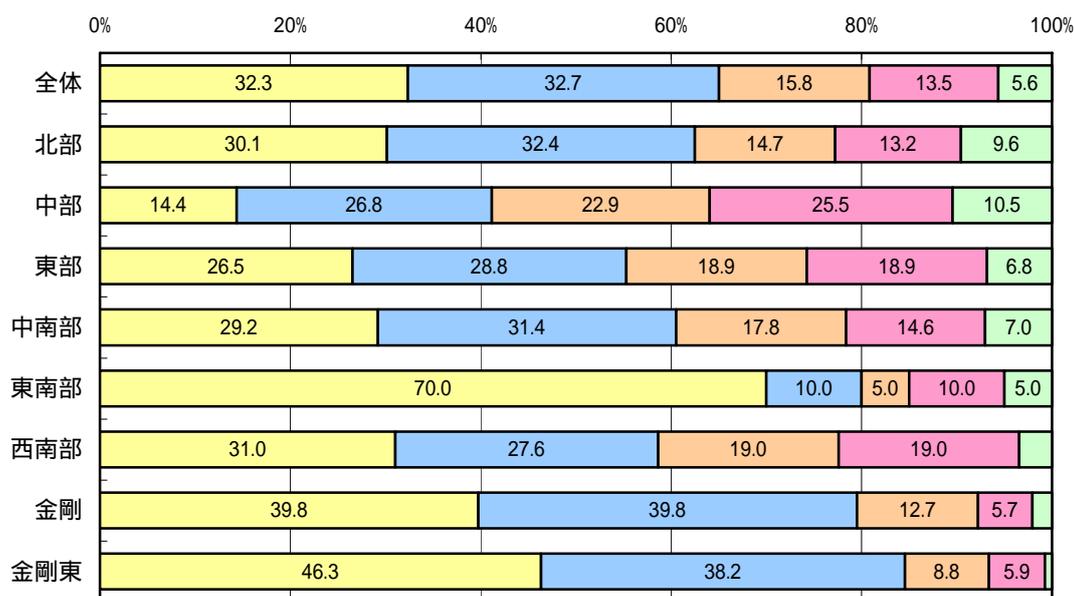
緑への満足度

住まいのまわりの緑への満足度についての質問には、全体では「満足」「やや満足」と答えた人が65.0%にのぼり、「やや不満」「不満」をあわせた19.1%を大きく上回りました。

地域別では、旧市街地に相当する中部地域で満足度が低く、「満足」「やや満足」が41.2%であるのに対して、「やや不満」「不満」が36.0%にまで達しています。

逆に、計画的に緑を取り入れて開発された大規模団地が中心の金剛地域、金剛東地域では満足度が高く、それぞれ79.6%、84.5%の人が「満足」「やや満足」と答えており、不満だと答えた人は10%にも満たない結果となりました。また、土地利用面で農地・山林が大部分を占める東南部では、70.0%の人が「満足」だと答えています。

図5-1 緑への満足度



□満足 □やや満足 □どちらともいえない □やや不満 □不満

地区区分図

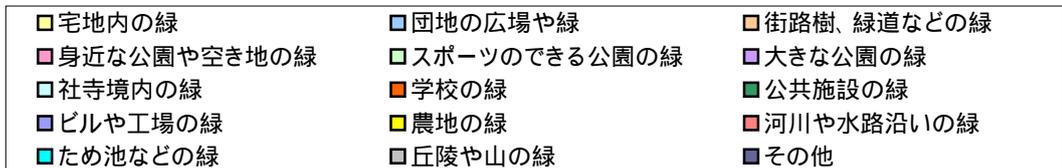
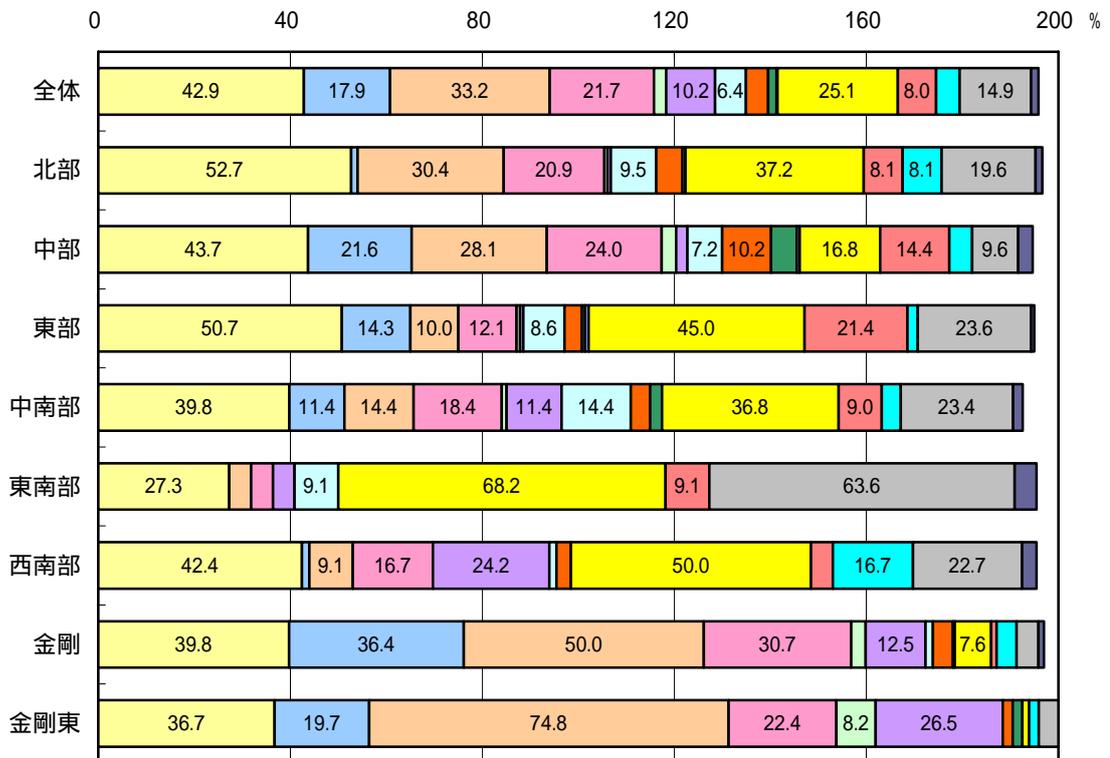


住まいのまわりに多い緑

全体では「宅地内の緑」(42.9%)、「街路樹、緑道などの緑」(33.2%)、「農地の緑」(25.1%)の順となっています。

地域別の第1位をみると、古くからの住宅地や、開発地でも戸建て住宅の多い北部・中部・東部・中南部では「宅地内の緑」、農地が多い東南部・西南部では「農地の緑」、大規模な集合住宅が多く道路整備等が進んでいる金剛・金剛東では「街路樹、緑道などの緑」となっており、地域の特徴がよく現れた結果となっています。

図5-2 住まいのまわりに多い緑



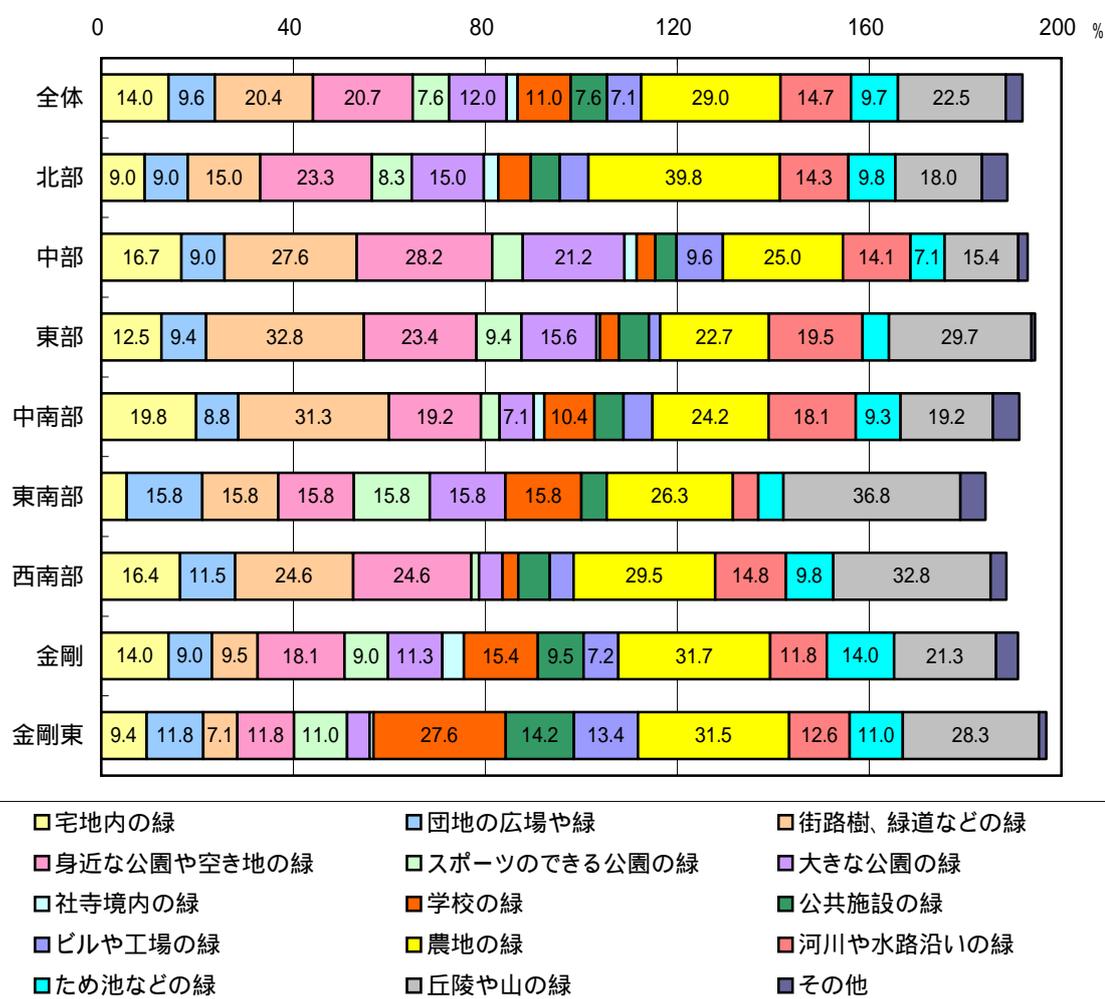
減少している緑

全体では「農地の緑」(29.0%)、「丘陵や山の緑」(22.5%)、「身近な公園や空き地の緑」(20.7%)、「街路樹、緑道などの緑」(20.4%)の順となっています。

地域別でみると、「農地の緑」が第1位に挙げられているのは北部・金剛・金剛東で、とくに北部では40%近い人が挙げています。

「丘陵や山の緑」が第1位に挙げられているのは東南部・西南部で、「街路樹、緑道などの緑」が第1位に挙げられているのは東部・中南部です。

図5-3 減少している緑

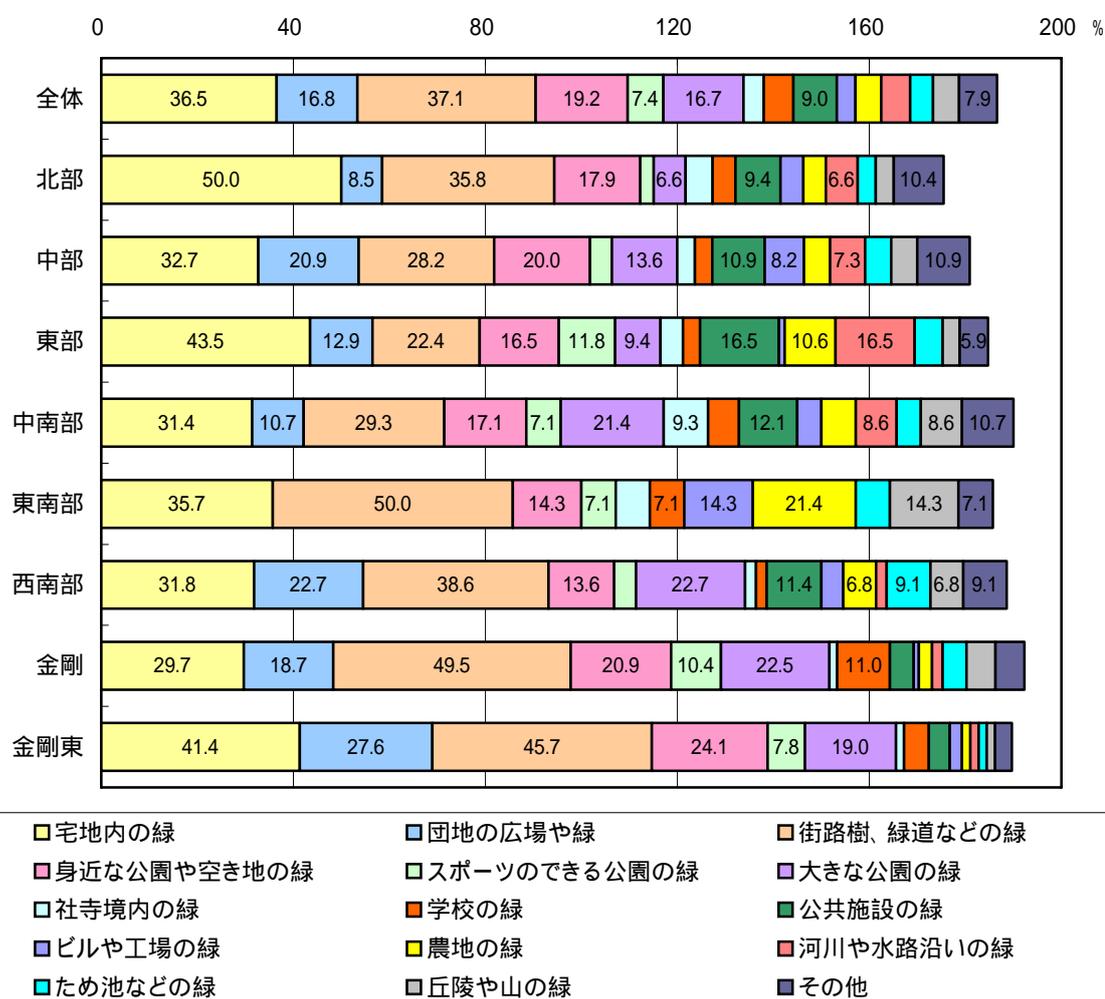


増加している緑

全体では「街路樹、緑道などの緑」（37.1%）、「宅地内の緑」（36.5%）が多く、やや落ちて「身近な公園や空き地の緑」（19.2%）、「団地の広場や緑」（16.8%）、「大きな公園の緑」（16.7%）と続いています。この中で、「街路樹、緑道などの緑」は、減少している緑についての設問でも上位に挙がっています。

地域別でみると、「街路樹、緑道などの緑」が第1位に挙がっているのは東南部・西南部・金剛・金剛東で、「宅地内の緑」が第1位に挙がっているのは北部・中部・東部・中南部です。

図5-4 増加している緑



あればよいと思う緑

全体では「街路樹、緑道などの緑」（38.4%）、「大きな公園の緑」（27.5%）、「身近な公園や空き地の緑」（26.8%）の順となっています。

地域別でも、東南部を除くすべての地域でこの3つが上位に挙がっており、身近なところで日常的に接することのできる公共の緑が望まれていると言えます。

図5-5 あればよいと思う緑

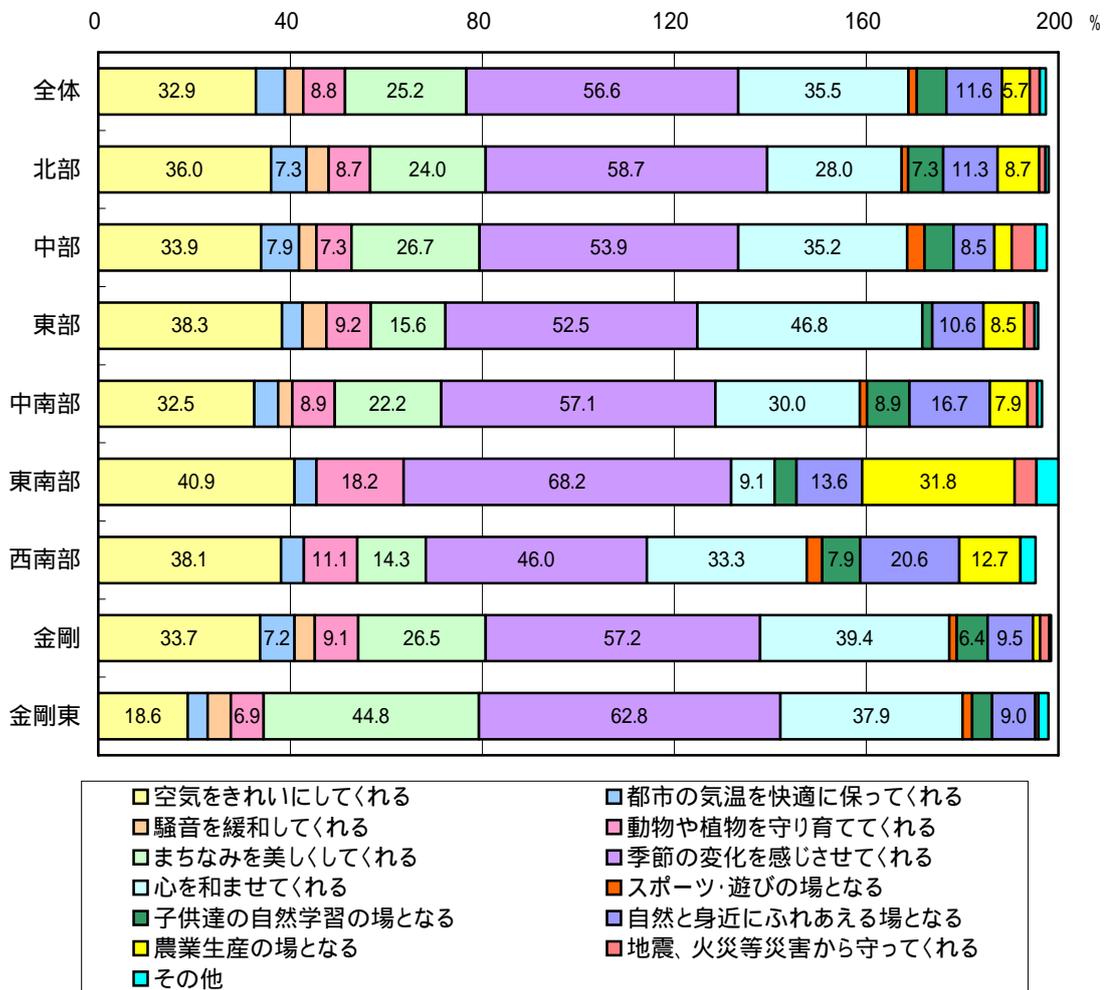


緑の果たす役割

全体では「季節の変化を感じさせてくれる」(56.6%)、「心を和ませてくれる」(35.5%)、「まちなみを美しくしてくれる」(25.2%)といった精神的な効果を認めるものが上位に来ています。また、「空気をきれいにしてくれる」(32.9%)といった機能を認める人も多い結果となっています。

地域別でも傾向に大きな違いはありませんが、住まいのまわりに「街路樹、緑道などの緑」が多い、という回答が多かった金剛・金剛東では「まちなみを美しくしてくれる」と答えた人の割合が比較的高くなっています。

図5-6 緑の果たす役割



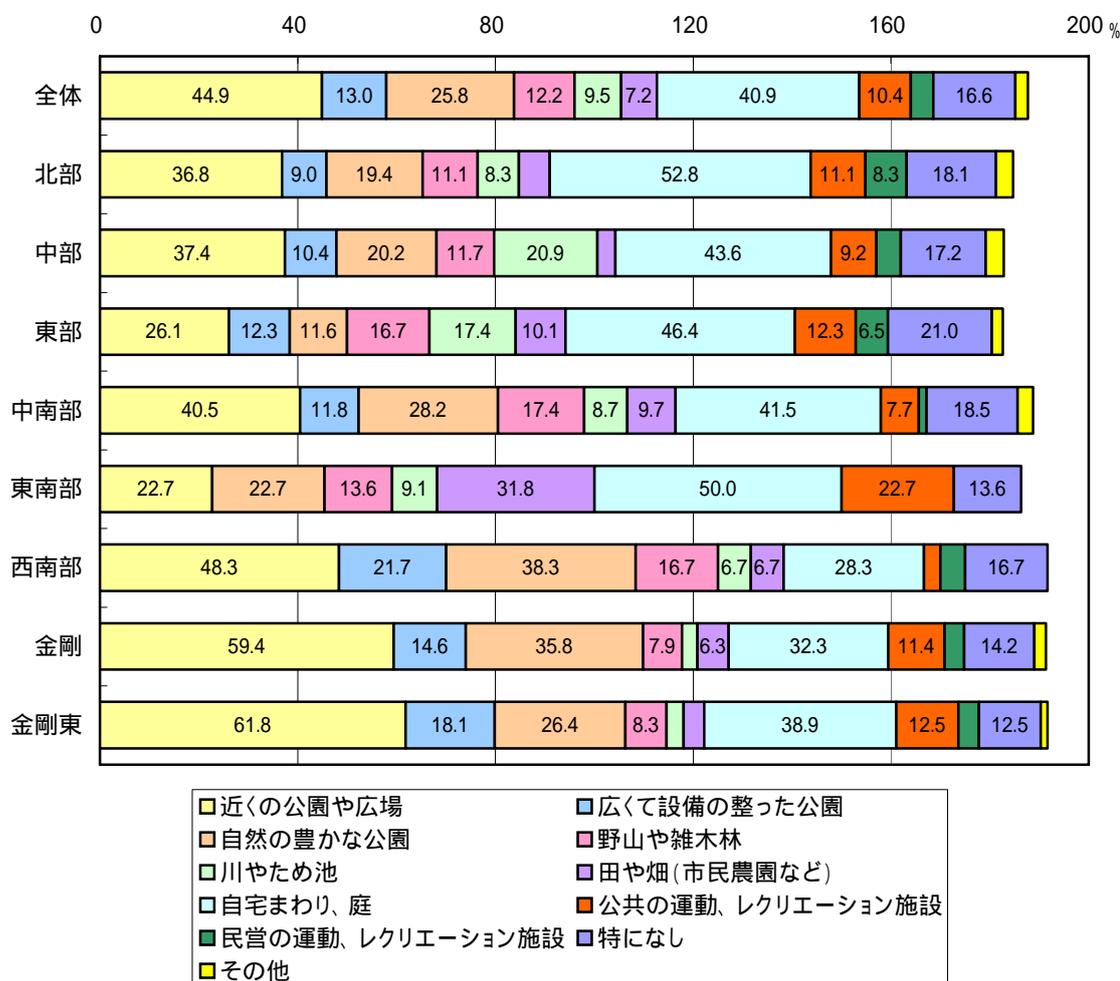
身近な屋外の遊び場、憩いの場

全体では「近くの公園や広場」(44.9%)、「自宅まわり、庭」(40.9%)が多く、やや落ちて「自然の豊かな公園」(25.8%)が続いています。

地域別では、北部・中部・東部・中南部・東南部が「自宅まわり、庭」を第1位に挙げ、西南部・金剛・金剛東が「近くの公園や広場」を第1位に挙げています。

また、東南部では「田や畑(市民農園など)」が第2位に挙がっています。

図5-7 身近な屋外の遊び場、憩いの場

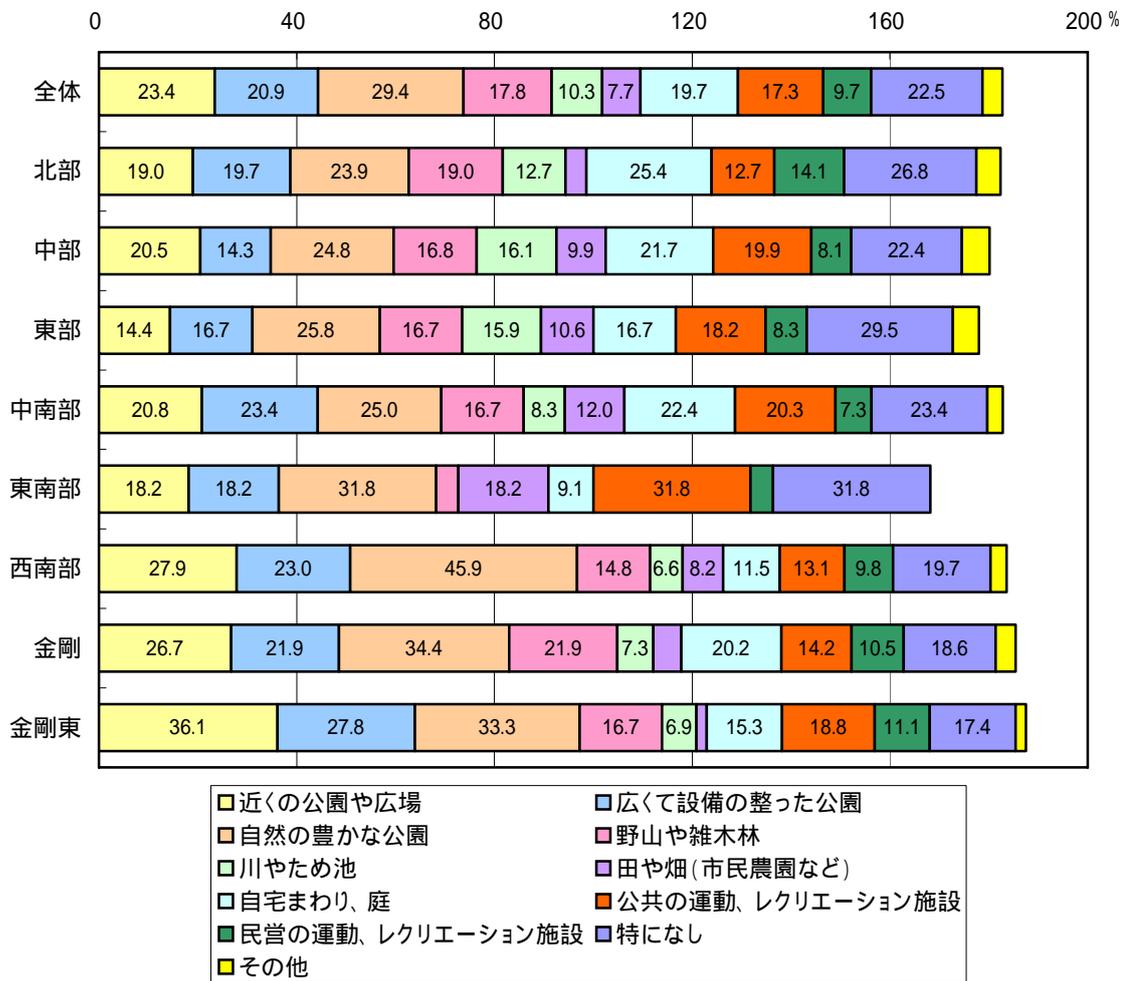


休日のレクリエーションの場

全体では「自然の豊かな公園」(29.4%)、「近くの公園や広場」(23.4%)、「広くて設備の整った公園」(20.9%)、「自宅まわり、庭」(19.7%)と続いているが、「特になし」と答えた人も22.5%いました。

また、「野山や雑木林」と答えた人も17.8%おり、レクリエーション施設ではない、いわゆる自然の野山が住民に親しまれていることがうかがえます。

図5-8 休日のレクリエーションの場

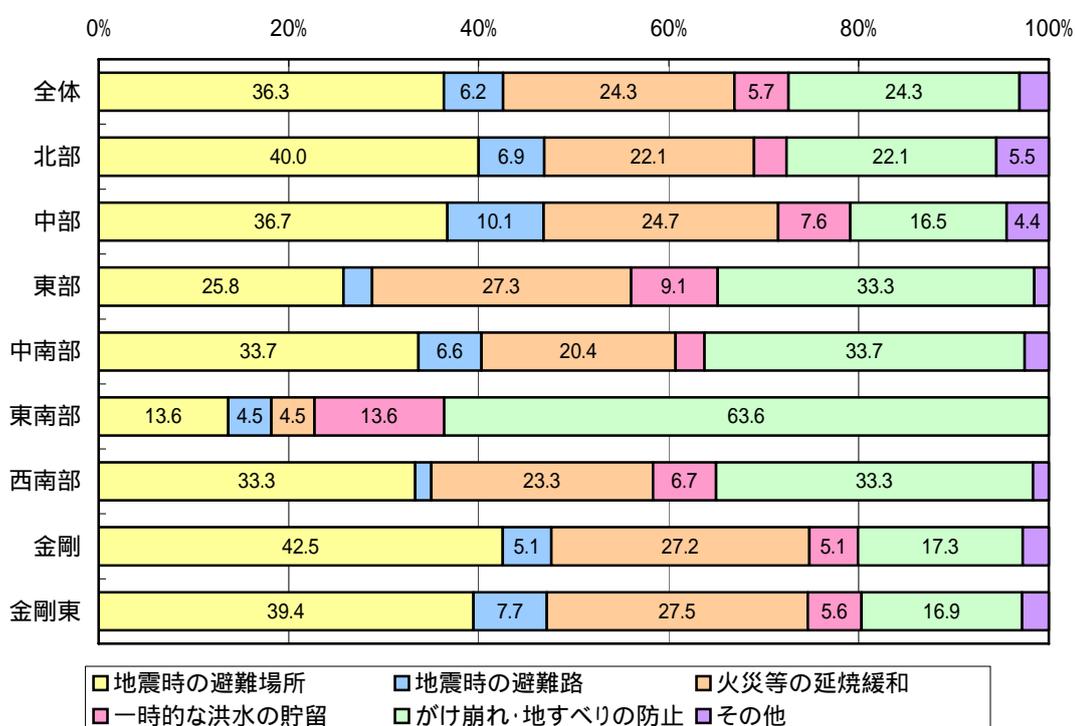


緑が防災に果たす役割

全体では「地震時の避難場所」(36.3%)が第1位で、「火災等の延焼緩和」「がけ崩れ・地すべりの防止」がそれぞれ24.3%で第2位となっています。

地域別でもこの3つが上位に来る傾向が見てとれますが、東部・中南部・東南部・西南部では「がけ崩れ・地すべりの防止」が第1位となっています。

図5-9 緑が防災に果たす役割



富田林市において守り育てていくべき緑

全体では「家の周辺の身近な緑」(56.0%)が第1位で、次いで「公園や広場の緑」(46.9%)が第2位、やや落ちて「水辺の緑」(21.0%)、「丘陵地の緑」(18.0%)、「遠くの山並みの緑」(14.3%)と続いています。地域別でも、東南部と西南部を除いて上位2つの順位は同じです。

第3位以下をみると、北部で「田園の緑」が第3位、中南部・西南部で「里山の緑」が第3位に挙がっています。これらの地区では、「問2-2 減少している緑」の上位にそれぞれ田園と里山が挙がっており、そういった喪失感の裏返しとしての回答と考えられます。

図5-10 富田林市において守り育てていくべき緑



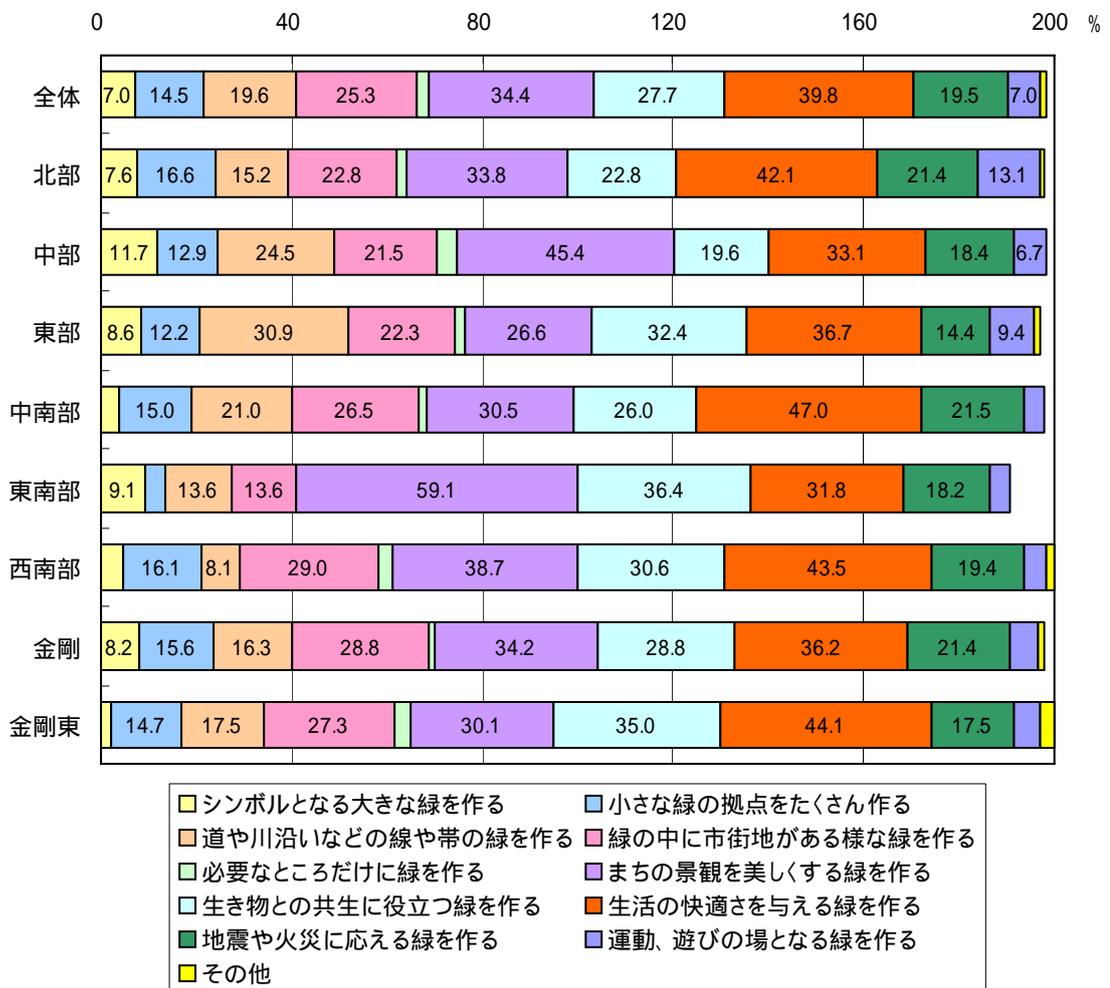
富田林市の緑づくりの目標

全体では「生活の快適さを与える緑を作る」(39.8%)、「まちの景観を美しくする緑を作る」(34.4%)、「生き物との共生に役立つ緑を作る」(27.7%)、「緑の中に市街地があるような緑を作る」(25.3%)等が目標として挙がっています。

地域別では、中部と東南部で「まちの景観を美しくする緑を作る」が第1位になっており、その他の地域では「生活の快適さを与える緑を作る」が第1位です。

また、中部と東部では、他の地域ではあまり多くない「道や川沿いなどの線や帯の緑を作る」が第3位に挙がっており、街路樹のある通り等をイメージした緑づくりが望まれていると考えられます。

図5-11 富田林市の緑づくりの目標

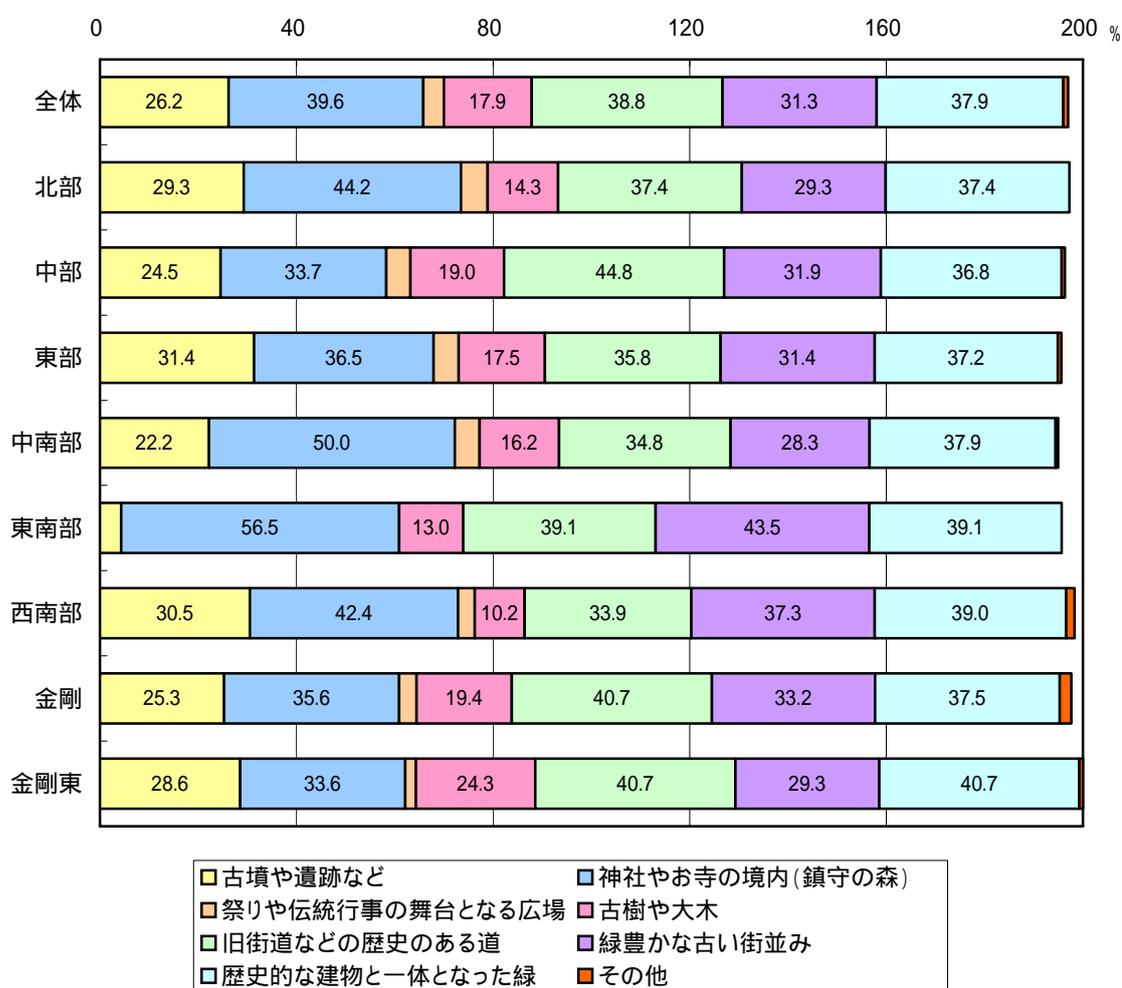


とくに大切な歴史資源の緑

総じて回答が分散しており、「神社やお寺の境内（鎮守の森）」（39.6%）、「旧街道などの歴史のある道」（38.8%）、「歴史的な建物と一体となった緑」（37.9%）、「緑豊かな古い街並み」（31.3%）、「古墳や遺跡など」（26.2%）、「古樹や大木」（17.9%）等となっています。

地域別でも、目立った傾向の違いはありません。

図5-12 とくに大切な歴史資源の緑



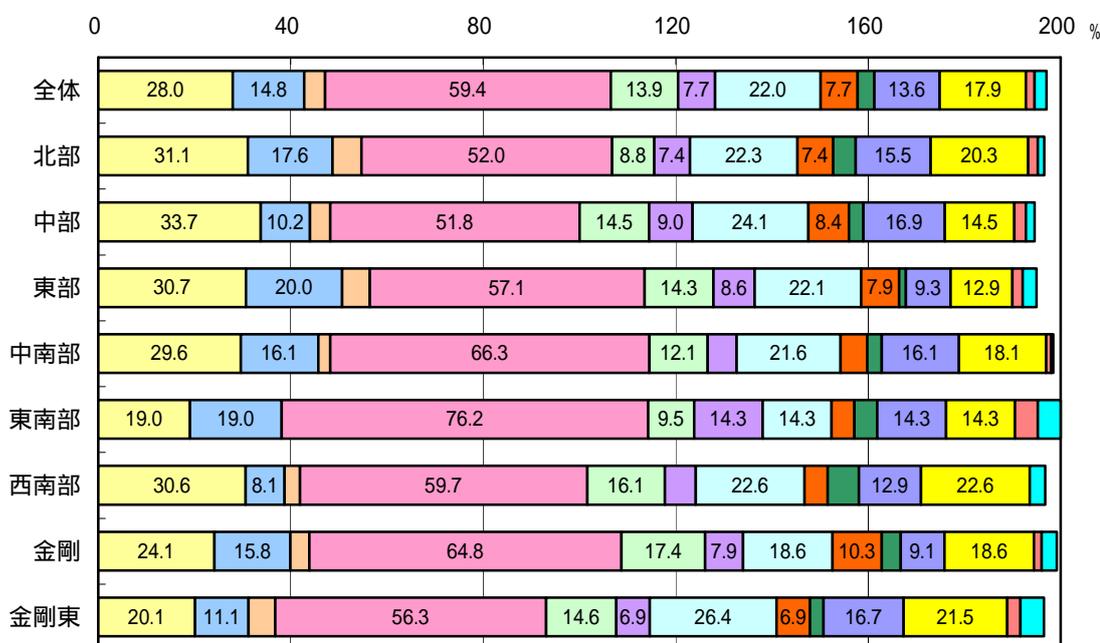
整備すべき公園

全体では「四季の変化が感じられる公園」（59.4%）がもっとも多く、やや落ちて「住まいの近くの身近な公園」（28.0%）、「芝生広場など広い空間のある公園」（22.0%）、「図書館等文化施設と一体である公園」（17.9%）と続いています。

地域別でも、東南部と金剛東を除けば、すべて1～3位の順位は同じになっています。

逆に「本格的なスポーツが出来る公園」や「遊具などの施設がたくさんある公園」という回答は少なくなっており、富田林市においては、「広々として、季節感のある大規模公園」及び「身近な小公園」が望まれていると言えます。

図5-13 整備すべき公園



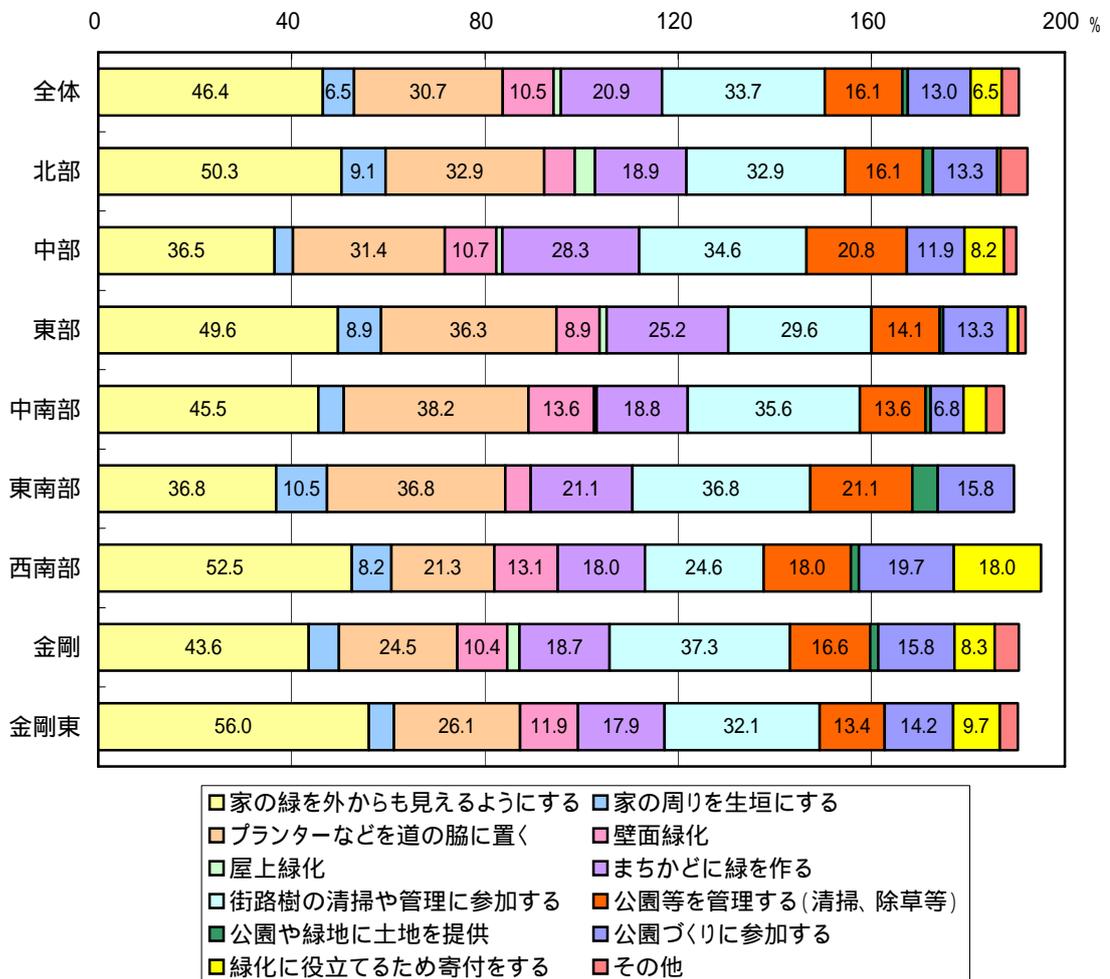
- 住まいの近くの身近な公園
- 簡単なスポーツが出来る公園
- 本格的なスポーツが出来る公園
- 四季の変化が感じられる公園
- 生き物とふれあえる公園
- 遊具などの施設がたくさんある公園
- 芝生広場など広い空間のある公園
- 施設のない原っぱのような公園
- みんなで自由に作っていく公園
- 歴史を感じさせる公園
- 図書館等文化施設と一体である公園
- 特に公園は必要だと思わない
- その他

緑豊かなまちづくりのためにできること

全体では「家の緑を外からも見えるようにする」(46.4%)、「街路樹の清掃や管理に参加する」(33.7%)、「プランターなどを道の脇におく」(30.7%)、「まちかどに緑を作る」(20.9%)、「公園等を管理する(清掃、除草等)」(16.1%)等が上位に挙がっており、自宅に付随する緑の管理や、身近な場所にある公共緑地(公園、街路樹)の管理については、一定の参加が見込めるという結果となりました。

地域別でも、いずれの地域でも「家の緑を外からも見えるようにする」が第1位で、第2位、3位も順番が入れ替わるだけとなっており、とくに地域ごとの目立った違いはありません。

図5-14 緑豊かなまちづくりのためにできること

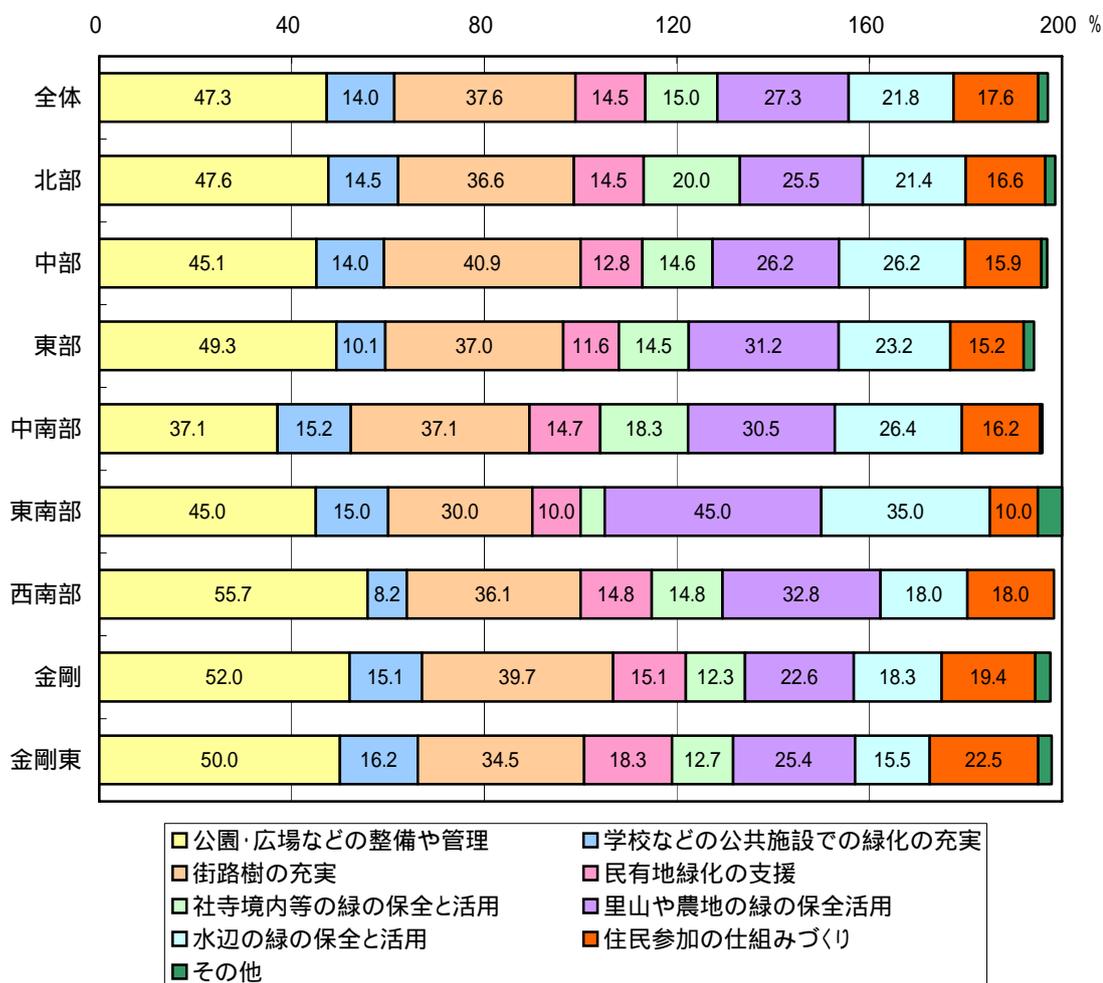


緑豊かなまちづくりのために行政がすべきこと

全体では「公園・広場などの整備や管理」（47.3%）、「街路樹の充実」（37.6%）、「里山や農地の緑の保全と活用」（27.3%）、「水辺の緑の保全と活用」（21.8%）等、どちらかといえば緑地の保全・整備・活用といったハードな項目が上位に挙がっています。

地区別でも、東南部を除いて上位3つの順位は変わらず、とくに地域ごとの目立った違いはありません。

図5-15 緑豊かなまちづくりのために行政がすべきこと

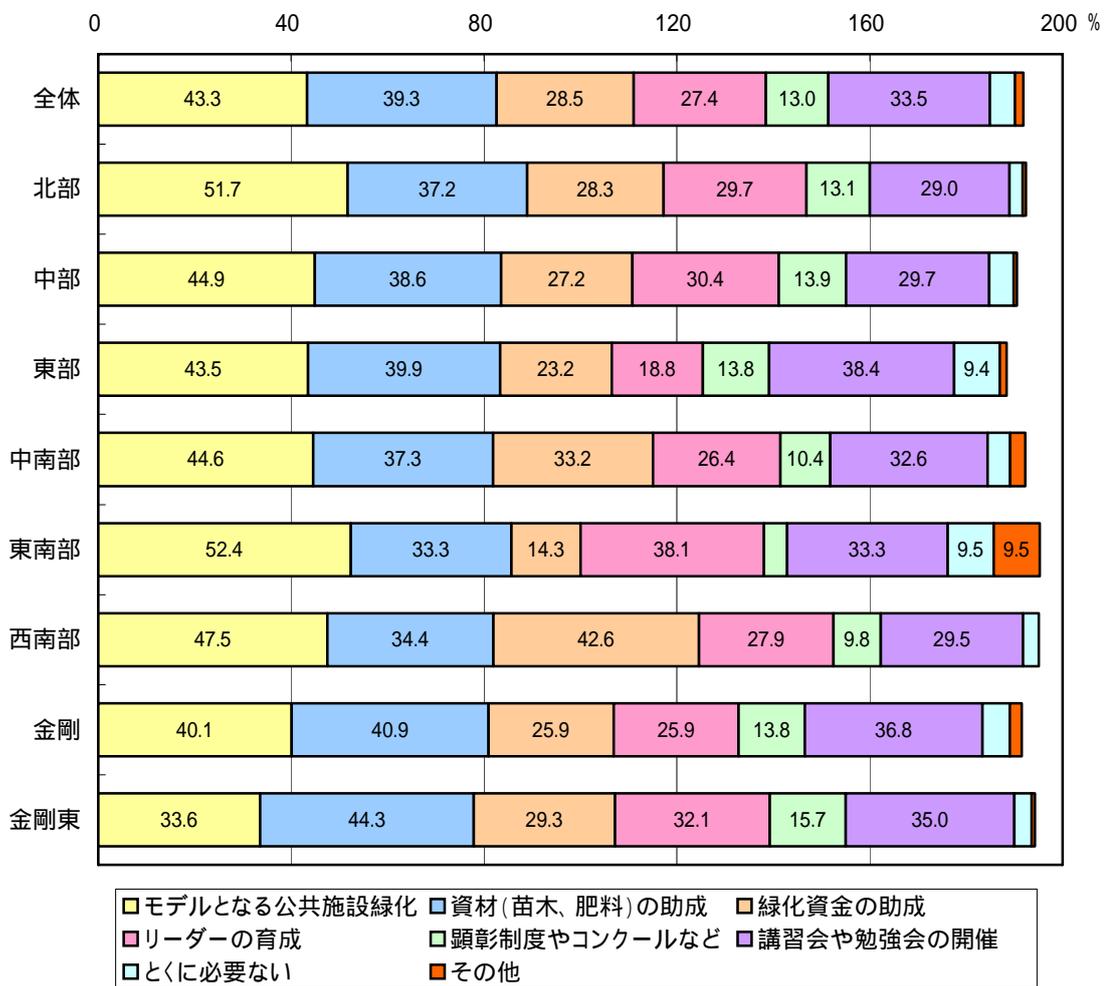


民有地緑化推進に必要なこと

総じて回答が分散しており、全体では「モデルとなる公共施設緑化」(43.3%)、「資材(苗木、肥料)の助成」(39.3%)、「講習会や勉強会の開催」(33.5%)、「緑化資金の助成」(28.5%)、「リーダーの育成」(27.4%)等が上位に挙がっています。

地域別でも傾向に大きな違いはありませんが、金剛・金剛東では「資材(苗木、肥料)の助成」が第1位であり、他の地域では「モデルとなる公共施設緑化」が第1位となっています。また、西南部のみ「緑化資金の助成」が第2位になっています。

図5-16 民有地緑化推進に必要なこと



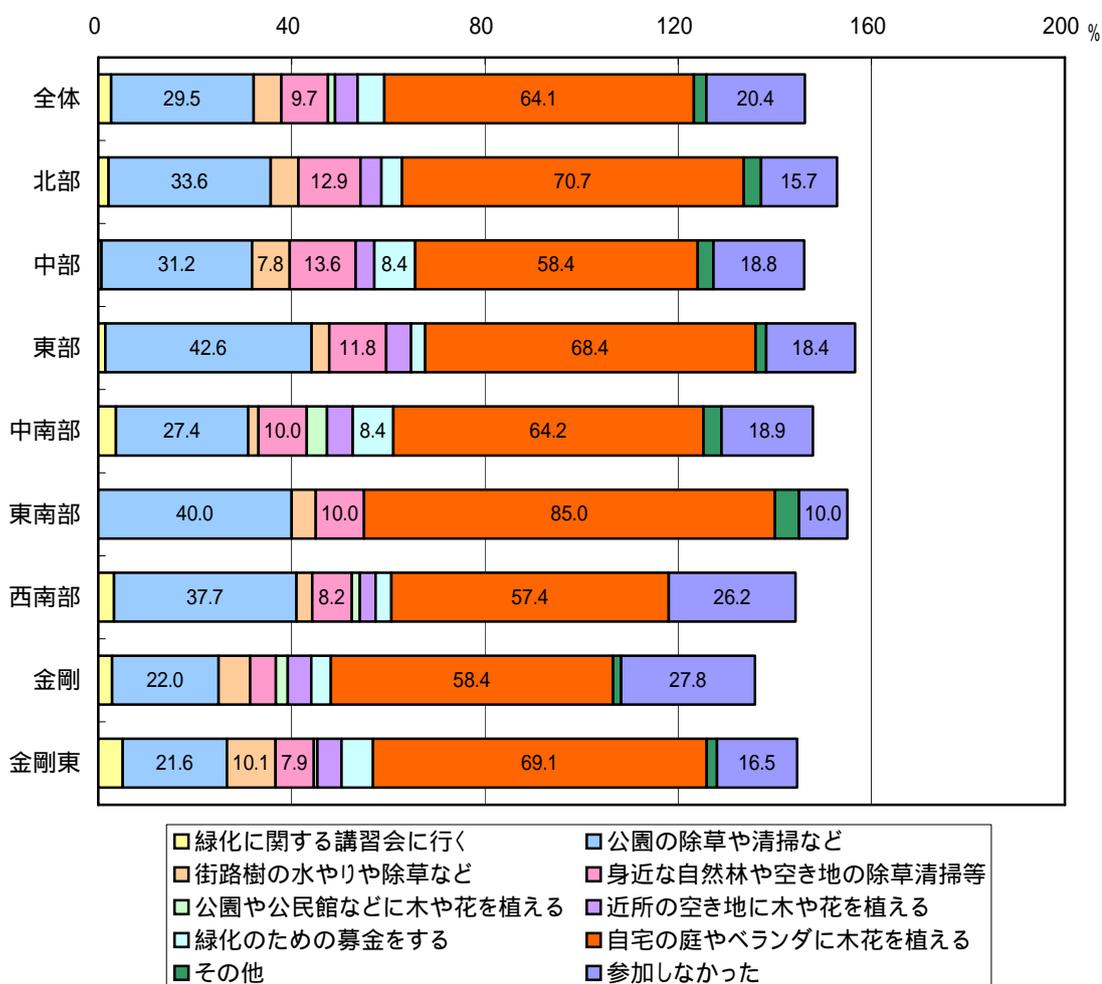
緑化活動への参加経験

全体では「自宅の庭やベランダに木や花を植える」（64.1%）が圧倒的に多く、次いで「公園の除草や清掃など」（29.5%）、「身近な自然林や空き地の除草清掃等」（9.7%）が、参加経験の上位に挙がっています。また、「参加しなかった」と答えた人も20.4%いました。

地域別でみると、いずれの地域でも「自宅の庭やベランダに木や花を植える」が圧倒的に多い点は共通です。

また、西南部と金剛では「参加しなかった」人の割合が若干高くなっています。

図5-17 緑化活動への参加経験

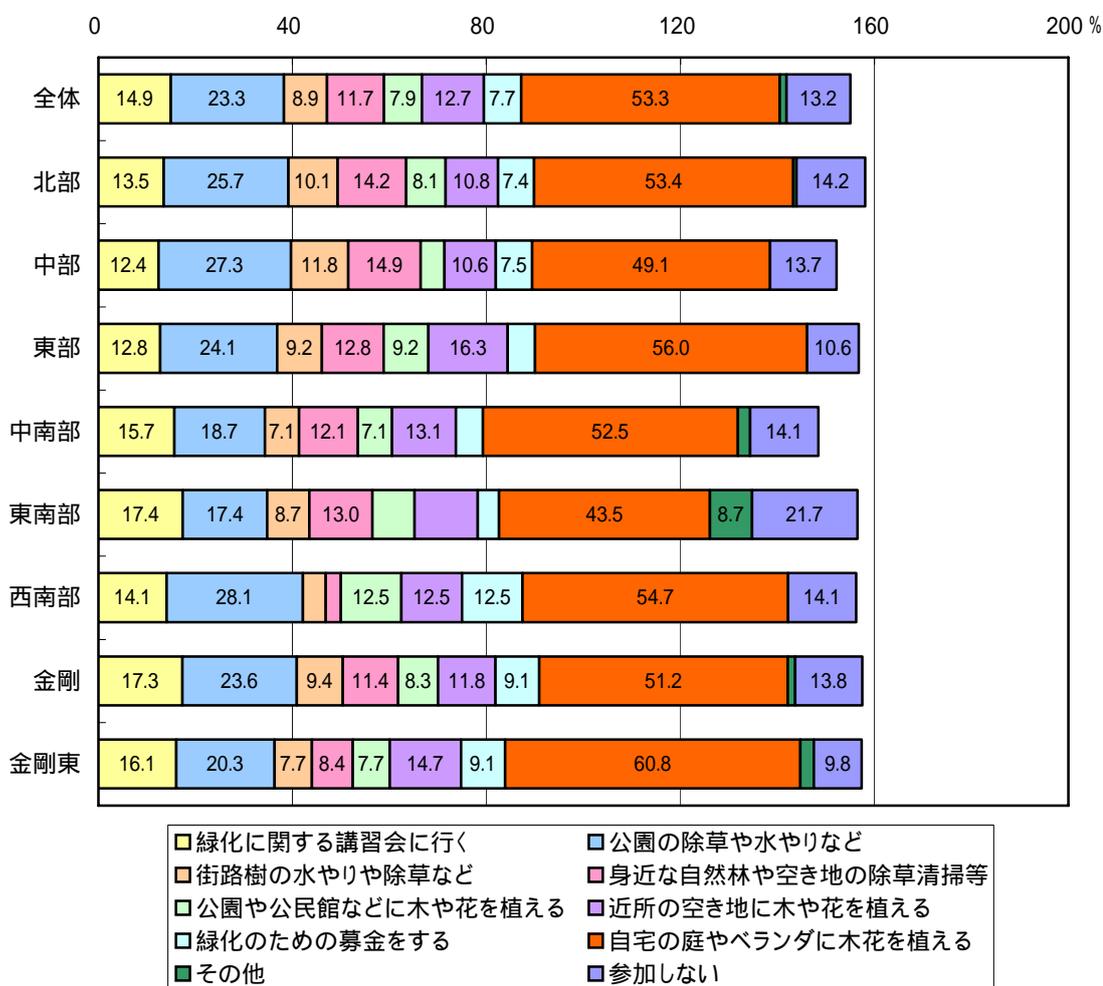


緑化活動への参加希望

全体では「自宅の庭やベランダに木や花を植える」(53.3%)が多く、次いで「公園の除草や水やりなど」(23.3%)、「緑化に関する講習会に行く」(14.9%)、「近所の空き地に木や花を植える」(12.7%)、「身近な自然林や空き地の除草清掃等」(11.7%)等となっています。

参加経験と比べると、もともと参加経験の多い上位2項目がポイントを下げ、それ以外の項目がポイントを上げており、とくに「緑化に関する講習会に行く」は5.5倍となっています。

図5-18 緑化活動への参加希望

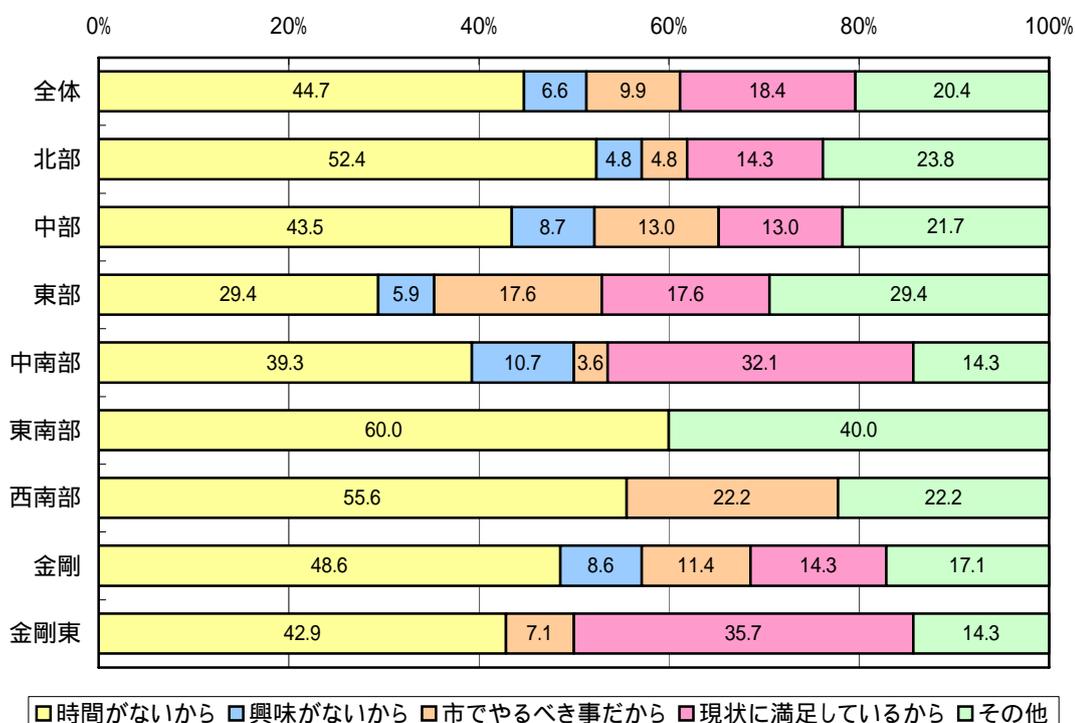


緑化活動に参加したくない理由

上の設問で「緑化活動には参加したくない」と答えた人だけを対象に、その理由をきいた設問ですが、全体では「時間がないから」（44.7%）が第1位として挙がっています。

地域別で見ると、中南部と金剛東で「現状に満足しているから」の割合がやや高くなっています。

図5-19 緑化活動に参加したくない理由



6. 緑の評価と課題の整理

富田林市の様々な緑の現況と評価を通して、緑の課題を整理します。

(1) 富田林市の環境の骨格を形成する緑の評価と課題

富田林市の環境の骨格を形成する緑は、もともと富田林市が持つ地形・地質条件等の自然的基盤に基づいて形成された緑であり、大きなスケールで富田林市の地域特性を示す緑です。ただ、市街地の整備により改変されたことにより、緑の本来の連続性が失われたところもあります。今後の緑の形成においては、そういった骨格を形成する緑の保全や再生が課題となります。富田林市の環境の骨格を形成する緑としては、以下の緑があげられます。

嶽山・金胎寺山の緑

二上層群及び花崗岩類からなる嶽山・金胎寺山を中心とした東南部の山系は、クヌギ、コナラ等の自然林により構成されており、比較的自然度が高い良好な樹林帯を形成しています。富田林市を代表する山の緑として重要であり、今後、緑地保全とともに富田林市のシンボリックな緑として利活用を図っていくことが望まれます。

丘陵斜面林の緑

北西部や南東部には、古大阪層群や大阪層群からなる丘陵地が広がっています。南東部の丘陵地は比較的緑が残されていますが、北西部の丘陵地の緑は市街地整備によって公園や社寺林、限定的な斜面緑地等を残すばかりとなっています。本来、ここには谷地田が入り込み、ため池等とあいまって良好な里山の緑を形成していたところです。このような丘陵地の斜面林は、市街地に近接した富田林市の身近な緑として維持・改善することで、その価値をさらに活かしていくことが期待されます。

市街地を縁取る石川沿い段丘崖の緑

既成市街地と石川沿いに広がる農地との境界部に位置する河岸段丘崖に沿って、かつては帯状に緑が連なっていましたが、近年の宅地化等により樹林帯が分断されつつあります。この緑はエコトーン()として生態的に重要な緑であり、そのなかには原生植生を保つ錦織神社の社寺林等も含まれます。

(用語解説)エコトーン:環境推移帯とも呼ばれ、樹林地と草地の境界や、海岸・湖岸等の水陸の境界のように、比較的短い距離の間で環境が移行する場所のことをいいます。狭い範囲に多様な環境を含み、生物の生息環境として重要な場所となっています。

石川河川軸

富田林市中央部を流れる石川は、富田林市の水と緑の環境骨格であり、市街地の形成を規定するとともに、のびやかなオープンスペースと多様な生物の生息環境となることで環境保全上貴重な緑の財産となっています。河川区域の一部が石川河川公園として整備されていますが、今後さらに、恵まれた自然環境の保全・復元・育成とともに、市民の貴重なオープンスペースとしての活用が望まれます。

(2) 富田林市の風土を表現する緑の評価と課題

富田林市の風土を表現する緑は、これまでの富田林市の長きにわたる歴史において、人々の生活の営みや文化により形づくられ、旧来より継承されてきた緑です。このような緑のなかには社寺林等の緑や農地の緑、里山の緑等があります。

社寺林の緑

美具久留御魂神社のシイ林、春日神社のシリブカガシ林をはじめとする社寺林は、富田林市の本来の自然植生が保たれた地域の風土を表現する貴重な緑であり、富田林市の指定保存樹林として5件の指定があります。美具久留御魂神社のシイ林は大阪府の自然環境保全地域にも指定され、富田林市の原生的な自然を今に伝えています。

文化財と一体となった緑

富田林市内には国指定史跡のお亀石古墳やオガンジ池瓦窯跡・新堂廃寺跡、甘山古墳といった貴重な文化財が存在し、丘陵地の斜面林やため池等の自然と一体となって歴史的な環境を形づくっています。お亀石古墳とオガンジ池瓦窯跡・新堂廃寺跡については、今後、市の教育委員会の主導により史跡の保全整備が行われることになっています。

農地の緑

石川沿いにひろがる農地は、農業生産基盤のみならず市街地の外縁を構成する緑地空間であり、市街地のヒートアイランド現象を緩和する等、富田林市の都市環境を支える重要な緑であり、市街化調整区域においては、多くの農地が農業振興地域・農用地区域として担保されています。農地は農業生産基盤としても生態系等の環境の保全機能としても重要であり、優良農地を中心として今後も保全していく必要があります。

里山の緑

富田林市内に残されている里地・里山空間は、ふるさとの景観や生態系の保全の上で重要な役割を担っています。近年、農をテーマとした農業公園サバーファームが整備されるとともに、各地で市民農園の取り組みが広がっていることもふまえ、それらを緑の空間として生かしていくことが望まれます。とりわけ、嶽山・金胎寺山系の樹林地は、富田林市のシンボリックな樹林地であり、多様な緑地機能を有する緑です。今後は、里山のシンボルとして緑の保全を推進するとともに、市民の緑の拠点として積極的な利活用を図っていくことが望まれます。

(3) 富田林市の暮らしの質を高める緑の評価と課題

大小の公園・緑地や街路樹は、市民の憩いやレクリエーションの空間、防災の拠点として市民の生活に潤いと安心を与えるとともに、身近な緑として市民生活の質の向上に寄与しています。一方で、民有地においては、緑化を推進することにより市民の手により身近に豊かな緑を形成させていくことが可能となります。

大規模な公園・緑地

富田林市における広域的・基幹的な公園・緑地としては、市街地に近接して府営錦織公園ならびに府営石川河川公園があり、豊かな自然生態系を有した市民の自然レクリエーション拠点となっています。南部には、総合スポーツ公園と農業公園サバーファームが整備され、多くの人が訪れています。

身近な公園・緑地

自然発生的に時間をかけて形成されてきた既成市街地()と計画的に開発されたニュータウンとでは、都市公園等の配置において大きな差が見られます。今後、既成市街地に対しては住区単位で必要な量の都市公園等の整備を行っていく必要があります。また、既成市街地()内には一定量の生産緑地や社寺林等の緑が存在し、隣接部では広大な農地空間や石川河川敷が広がっていることから、これらの緑を緑の資源として保全・活用を図りながら総体的にバランスの取れた緑の配置を行っていくことが望まれます。

(用語解説)既成市街地:都市計画法による既成市街地は、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連担して3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいいます。一般には、都市において、道路が整備され建物が連担する等、既に市街地が形成されている地域をいいます。本計画においては、丘陵地のニュータウンを示す新市街地との対比の意味合いで、旧来からの市街地のことを、以降において既成市街地と呼ぶことにします。

学校グラウンドや公共施設のオープンスペース

小学校のグラウンド等は、休日は一般市民に利用され、身近な市民のスポーツ活動やレクリエーション活動の場となっています。また、災害時においては、市民の一時避難地として防災上重要な役割を担うことから、十分なスペースの確保とアクセスの向上が課題となります。

生産緑地

市街化区域内において保全する農地は生産緑地地区として指定しています。生産緑地地区は市街地内の貴重なオープンスペースとして、また、防災面でも火災時の延焼抑制等の役割を担う緑地として保全を図っていく必要があります。

街路樹・緑道

新市街地をはじめとする歩道の街路樹や緑道の植栽は、都市の生活空間における身近な緑として環境保全や景観形成の面で貴重な緑となります。富田林市においてはグリーン・ハーモニー・プラン等によってこれまで緑化が推進されてきましたが、相当の年月の経過とともにそれらの樹木の維持・更新の必要性が高まっています。

住宅や施設周りの緑化推進

市街地においては、総じて緑の量が少なく、人工的で潤いのない環境となりがちです。そこで、道路や学校等の主要公共施設、工場等の大規模民間の事業所や個人の住宅地等においては、緑化を推進することにより、良好な景観や快適な生活環境の形成を目指した取り組みが必要です。

公共用地においては、富田林市はこれまでも公共施設の緑化推進に力をいれてきました。また、記念植樹事業については、現在、明治池公園の一部を開放し547本の樹木を植栽しました。

私有地の緑化に関しては、現在、富田林市開発指導要綱や大阪府自然環境保全条例に則り緑化を推進しています。それ以外の私有地に対しては、「みどりの基金」事業の一環として、緑化推進事業助成金交付制度を設け、住宅地や事業所敷地内への生垣等の設置を推進しています。

今後は、地球温暖化対策や都市のヒートアイランド対策といった今日的な環境問題の視点からも、市街地内の緑化推進についてよりいっそう取り組んでいく必要があります。

緑のネットワーク路

河内ふるさとの道や東高野街道等の既存の自然道や石川のサイクリングロード等は、富田林市内各所の緑を結びつけるネットワークの要素となります。人々がそのようなネットワーク路を活用することにより、緑とのふれあいの充実や余暇活動の展開が可能となります。

(4) 市民との協働にもとづく緑づくりに向けての課題

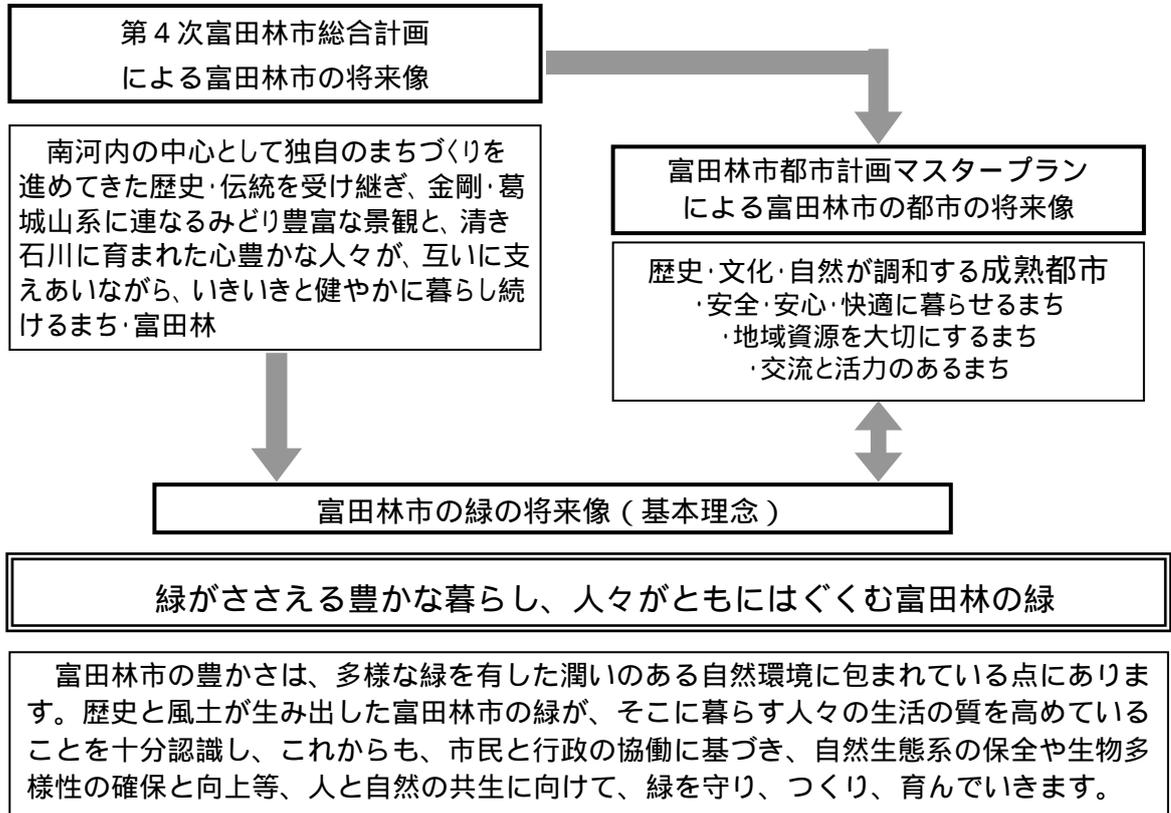
私有地の緑化推進をはじめとして、富田林市の緑豊かなまちづくりにおいては、公共の整備だけでは不十分であり、緑の育成の観点も含めて市民とともに推進していく必要があります。そのため、市や市民、事業者等が各々の役割をふまえたうえで、緑づくりを進めていけるような仕組みづくりが必要です。

7. 計画の目標・方針

(1) 計画の基本方針

基本理念

富田林市の緑の現況と上位計画・関連計画における富田林市の将来像及び都市像にもとづいて、以下のように富田林市の緑の将来像を設定します。



緑のまちづくりの基本方針

上記の緑の将来像を実現するために、以下のような基本方針に基づきながら、緑のまちづくりを推進していくものとします。

【緑のまちづくりの考え方】

富田林市の環境を形づくる緑や富田林市の風土を表現する緑など、市民一人一人が身近な緑の資源に愛着を感じ、これを育みます。

富田林市の暮らしを彩る豊かな緑を創出し、育むことにより、暮らしの質を高め、快適な生活環境を実現します。人と人との連携にもとづいて緑のまちづくりを進めます。

地球環境問題といったグローバルな視点をふまえ、緑のまちづくりを進めます

【将来像実現のための視点】

緑を守る(保全・活用)

- ・富田林市を特徴づける緑の保全・活用
- ・富田林市の歴史を物語る貴重な緑の保全・活用
- ・自然生態系の保全や生物多様性の確保と向上

緑を育む(創出・育成・ネットワーク)

- ・緑のネットワーク形成
- ・まちなかでの緑化推進
- ・緑の交流拠点整備

緑で結ぶ(交流・ネットワーク)

- ・緑を通じた市民参加の仕組みづくり
- ・緑を通じた市民交流の促進
- ・緑を持続する社会基盤の構築

(2) 計画フレーム及び目標値の設定

計画フレームの設定

1) 計画対象区域

富田林市全域 (3,966ha) を計画対象区域とします。

2) 人口の想定

近年、富田林市の人口は、横ばいの傾向にあります。第4次富田林市総合計画では、平成27(2015)年度における将来人口を約125,000人と想定しています。

本計画の基準年次の人口及び目標年次の推計人口については、いずれも富田林市都市計画マスタープランの基準年次である平成19(2007)年の人口123,867人、目標年次である平成29(2017)年の推計人口124,028人にもとづき、基準年次及び目標年次の人口をいずれも約124,000人として、緑に関する目標を設定します。

3) 市街地規模の想定

現在、富田林市域全体が都市計画区域 (面積3,966ha) となっています。目標年次においても市域面積は変わらないものとします。また、市街化区域についても現在の面積 (1,579ha) は変わらないものとします。

目標値の設定

1) 緑地の確保目標

緑地の確保目標については、その水準となる「緑の政策大綱」(平成6(1994)年7月建設省)、及び都市計画中央審議会答申(平成7(1995)年7月)等によれば、持続性のある緑地を市街地面積(市街化区域面積)に対して30%以上確保することとされていますが、富田林市においては、市域の特性に鑑みながら、以下のような目標に沿って持続性のある緑地の拡充を目指します。

	基準年次 平成19(2007)年度		目標年次 平成29(2017)年度	
	面積	割合	面積	割合
富田林市全域	約939ha	約24%	約1,021ha	約26%
市街化区域	約156ha	約10%	約185ha	約12%

富田林市全域において、施設緑地は、広域公園や住区基幹公園、史跡公園等の整備により、地域制緑地は、新たな協定による緑地保全や緑地協定地区により、あわせて約82haの拡充を図ります。このうち、約29haが市街化区域内の整備となります。

2) 施設緑地の目標(都市公園等の整備)

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準については、平成7(1995)年7月の都市計画中央審議会答申等から、市街化区域において「一人当たり約20㎡」が望ましいとされていますが、富田林市の緑の現況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

		基準年次 平成19(2007)年度		目標年次 平成29(2017)年度	
		面積	割合	面積	割合
富田林市全域	都市公園	約125.6ha	約10.1㎡/人	約151.8ha	約12.2㎡/人
	都市公園等	約196.7ha	約15.9㎡/人	約222.9ha	約18.0㎡/人
市街化区域	都市公園	約38.9ha	約3.6㎡/人	約47.1ha	約4.4㎡/人
	都市公園等	約46.9ha	約4.3㎡/人	約55.1ha	約5.1㎡/人

広域公園(府営石川河川公園)や史跡公園、住区基幹公園等の整備により、今後市域全域で約26.2haの都市公園の拡充を目指します。このうち、市街化区域における都市公園の整備量は、史跡公園や住区基幹公園等を中心とした約8.2haです。

3) 地域制緑地の目標

地域制緑地の目標は、今後新たな緑地協定地区の指定や条例や要綱等による緑地指定(新規指定面積約56ha)を目標として、次の通り設定します。

		基準年次 平成19(2007)年度	目標年次 平成29(2017)年度
		富田林市全域	面積
	面積割合	約21%	約23%

8. 緑の将来像と配置方針

(1) 緑のゾーニング

緑のゾーニング

面的な緑の形成方針として富田林市の自然条件や土地利用現況、都市計画マスタープランによる将来的な土地利用方針をふまえて、地域別に緑のゾーニングを行えば、概ね、全市域を以下のような5つのゾーンと1つの軸に区分することができます。ゾーン別の将来方針を次頁に整理します。

【5つのゾーンと1つの軸】

- | | | |
|---------|------------|--------|
| ・市街地ゾーン | ・土地利用調整ゾーン | ・緑地ゾーン |
| ・田園ゾーン | ・自然保全ゾーン | ・石川河川軸 |

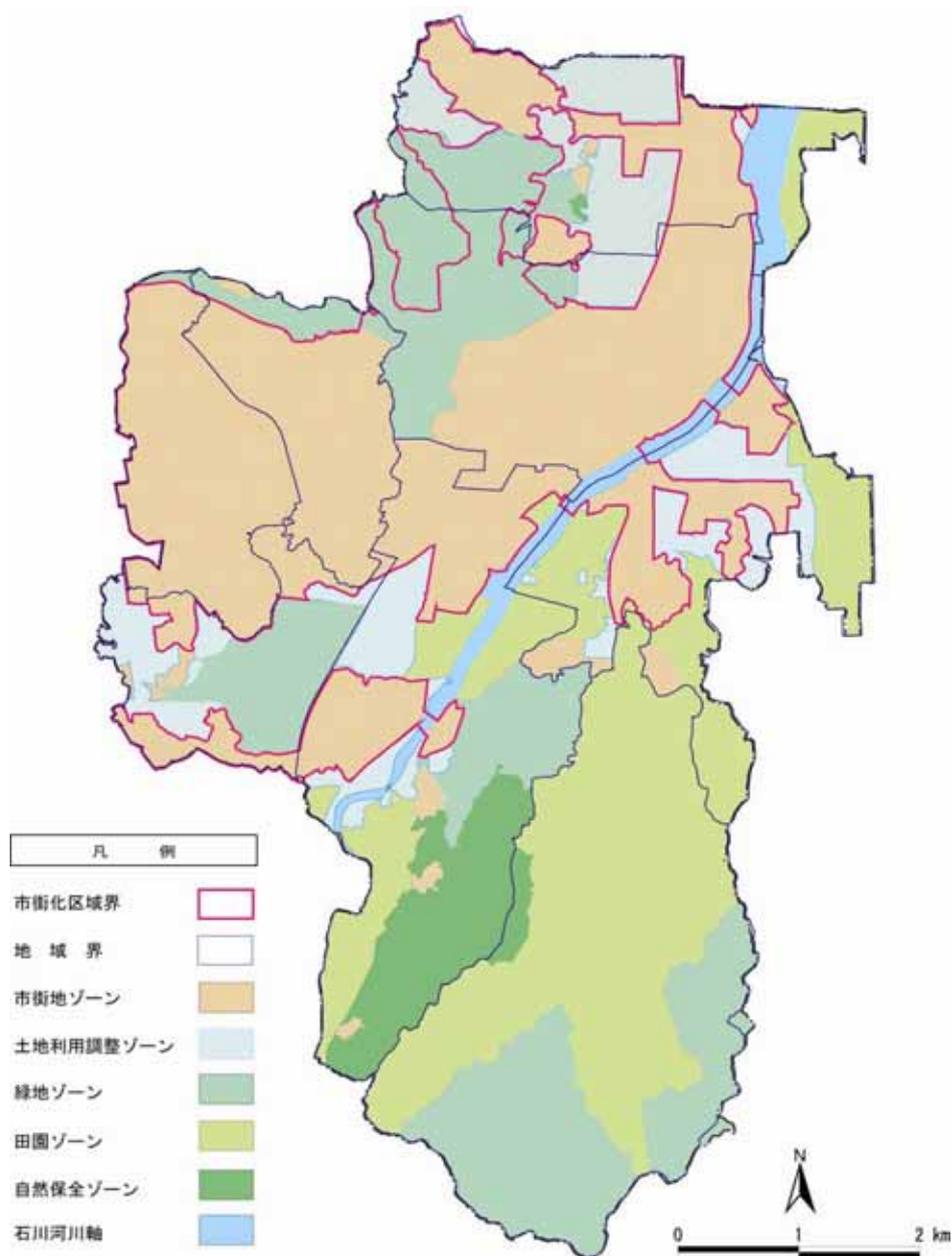


図8 - 1 緑のゾーニング図

ゾーン別の緑の方針

表8 - 1 ゾーン別の緑の基本方針

ゾーン	基本方針
市街地ゾーン	<p>市街地ゾーンは、既成市街地と新市街地に大別されます。</p> <p>既成市街地は、商住工が混在した旧来からの市街地です。段丘崖の斜面林や社寺林等の既存の樹林地、生産緑地等を保全しながら、地区や住区単位で計画的に公園・緑地を整備し、道路等の整備に際しては環境施設帯や街路樹を設ける等、新たな緑の整備に努めます。</p> <p>新市街地は、金剛や金剛東等のニュータウンの区域にあたり、道路や公園・緑地をはじめとする公共公益施設が計画的に整備され、住宅地においては緑地協定地区をはじめとして宅地内に緑が形成され、比較的良好な環境となっています。市街地の外縁部には丘陵や段丘崖の斜面林が残されていることから、今後は身近な自然地としてそれらの保全・活用を図っていきます。</p> <p>また、市街地ゾーンにおいては、民有地や公共施設における緑化の推進を図り、緑豊かな市街地景観を形成させます。</p>
土地利用調整ゾーン	<p>市街地に近接した市街化調整区域にあたり、農地や集落、住宅地等が混在した地域となっています。本ゾーンは、都市計画マスタープランにおいて、都市的土地利用と農地・山林等の自然的土地利用との調整を図るべき土地利用調整エリアとなっている地域であることから、農地をはじめとする良好な農村の緑の保全を図るほか、現況の緑の資源を出来る限り活用しながら、今後の市街地形成に際しては適切に緑を配置することにより、良好な環境を保ちます。</p>
緑地ゾーン	<p>石川より西側では広域公園である府営錦織公園と新堂地区のゴルフ場及びPL教団周辺の緑地にあたり、石川より東側では嶽山・金胎寺山から連なる丘陵地や市域南部の丘陵地にあたるゾーンです。里山の緑の保全・管理や活用を図っていくゾーンとします。とくに、府営錦織公園とその西側の緑地、お亀石古墳周辺、美具久留御魂神社周辺は羽曳野丘陵の中でわずかに残された貴重な自然であることから、これらの緑地の保全に努めます。</p>
田園ゾーン	<p>本ゾーンは農業振興地域・農用地区域をはじめとするのびやかな農地や集落、里山がひろがる地域であり、優良農地をはじめとする良好な農村の緑の保全に努めます。とくに山麓部は、丘陵斜面に沿って谷が奥深く入り込み、谷地田が形成され、特徴的な里山景観を呈しています。また、ため池や樹林、樹園地、里地の社寺林等多様な里山の自然が存在していることから、富田林市を代表する里山の緑として保全・育成を図ります。</p>
自然保全ゾーン	<p>南部の山地は富田林市を代表的する緑であり、クヌギ、コナラ等の樹林で構成された比較的自然度の高い樹林地を有し、蜜柑園等樹園地も多数存在します。また、この地域は土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を多数含み、災害に対して脆弱です。従って、今後も適正な森林管理により樹林地の保全を行いながら、市内有数の緑の資源として、樹園地のレクリエーション利用も含めて利活用を図ります。</p>
石川河川軸	<p>市域を縦断し、富田林市の都市構造を大きく規定している要素となっています。水の生物・川原の生物を含む豊かな河川生態系の保全・再生を図り、河川ならではの広がりある緑の空間と景観を活用しながら、憩いや環境学習、健康増進活動等、人々の多様な活動の場となるシンボリックな水と緑の交流軸を形成させます。</p>

(2) 富田林市の緑の将来像

緑の有する多様な機能と役割

富田林市における様々な緑が有する機能を「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「防災機能」、「景観構成機能」の4つに区分し、それぞれ、以下のように4系統別の緑地として整理すると、下表のようになります。富田林市域は、市街化区域と市街化調整区域とに区分されることから、緑の現況特性もこれら二区域では大きく異なります。

表8-2 緑の有する多様な機能

	環境保全機能	レクリエーション機能	防災機能	景観構成機能
市街化区域	<ul style="list-style-type: none"> ため池と周辺の樹林地 公園・緑地 生産緑地 緑道・街路樹 段丘崖の斜面緑地 河川・ため池 	<ul style="list-style-type: none"> グラウンド等広場 レクリエーション施設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難路となる道路、緑道、街路樹 防火機能を有する緩衝林等の樹林地 生産緑地 	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園・緑地 街路樹 緑地協定区域 河川・ため池 生産緑地
市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> 農地・樹園地 環境保全林・指定樹林地 社寺林 里山 河川・ため池 	<ul style="list-style-type: none"> 里山園地 ハイキング道 神社・仏閣 	<ul style="list-style-type: none"> 河川・ため池 農地 山林の緑（土砂災害等の危険区域等を含む樹林） 	<ul style="list-style-type: none"> 山林の緑 里山の緑 農地・樹園地
共通	<ul style="list-style-type: none"> 石川河川軸 河川・ため池 段丘崖の斜面緑地 	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模の都市公園・緑地 都市公園以外の主要な民間施設緑地 市民農園 府営石川河川公園 	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難地・広域避難地となる公園・緑地 一時避難地・広域避難地となる学校等公共施設 河川・ため池 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の際を形成する斜面緑地等

各種の緑の構成要素を、「富田林の環境の骨格を形成する緑」、「富田林の風土を表現する緑」、「富田林の暮らしを彩る緑」という、3つの切り口によりグルーピングを行い、それぞれの緑の機能を一覧にまとめると下表のようになります。複数の機能を有する緑の総合的な配置と今後の保全・育成・活用の取り組みにより、富田林市の緑の将来像が実現可能となります。

表8-3 緑の機能構成表

	環境保全機能	レクリエーション機能	防災機能	景観構成機能
富田林市の環境の骨格となる緑				
嶽山・金胎寺山の緑				
丘陵斜面林の緑				
石川沿い段丘崖の緑				
石川河川軸				
富田林市の風土を表現する緑				
里山の緑				
農地の緑				
歴史・文化の緑				
社寺林の緑				
富田林市の暮らしを彩る緑				
大規模な公園・緑地				
身近な公園・緑地				
学校グラウンド等				
生産緑地				
街路樹・緑道				
宅地の緑（住宅や施設まわりの緑）				
緑のネットワーク				

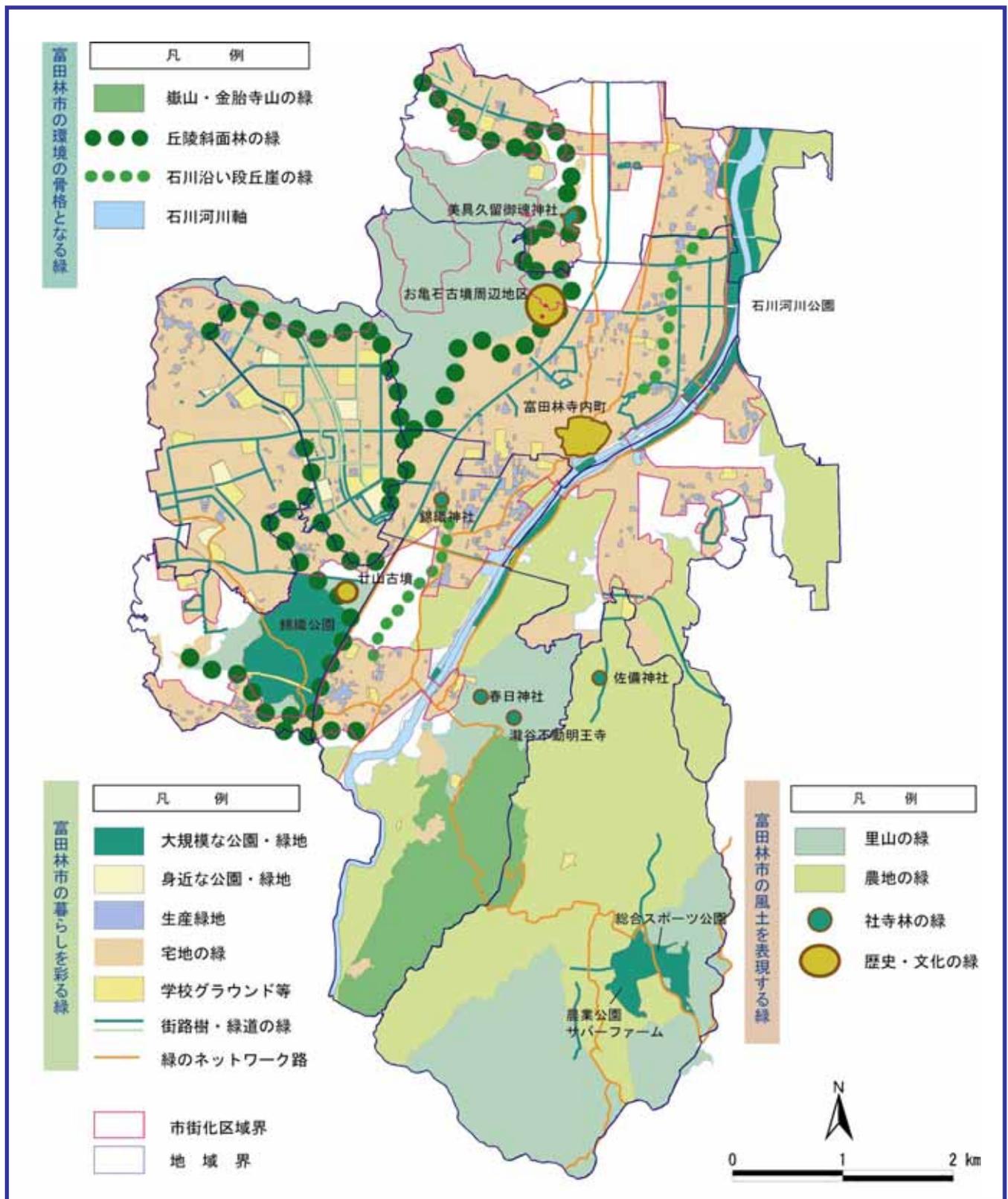


図8-2 緑の将来像図

(3) 系統別の緑の配置方針

環境保全系統の緑の配置方針

1) 富田林市の自然環境を特徴づける緑

嶽山・金胎寺山の緑	クヌギ、コナラ等の樹林が存在し、比較的自然度が高いことから、富田林市を代表する樹林の緑となります。
丘陵斜面林の緑	大阪層群からなる羽曳野丘陵の緑は、谷地田、ため池等と一体となった富田林市に特徴的な緑であり、都市生活に身近な緑として、重要な緑となります。
石川沿い段丘崖の緑	石川沿いの河岸段丘崖に沿って、帯状の連続的な緑が形成されており、エコトーンとして環境保全上重要な緑となります。
石川河川軸	富田林市の背骨となる水と緑の環境軸であり、貴重な水辺の自然や動植物の生息空間を有し、風の道になる等、都市環境保全上重要な緑の軸となります。
里山の緑	石川より東側の嶽山・金胎寺山から連なる丘陵地や市域南部の丘陵地は、農地の緑の背後に連なる里山の緑として、谷地田、ため池等と一体となった豊かな自然環境を形成しています。
農地の緑	石川沿いに広がる農業振興地域・農用地区域をはじめとする農地の緑は洪水調整機能を有し、地域の保水力を高めています。また、ひろがりのあるのびやかな景観形成に寄与するほか、市街地の外縁部においてヒートアイランド現象の緩和等都市環境の保全に重要な役割を有します。
歴史・文化の緑	お亀石古墳周辺や甘山古墳は、背後の丘陵地の緑と一体となった史跡公園として、地域の自然環境保全上重要な緑となります。
社寺林の緑	社寺林は、富田林市の本来的な自然植生が残る貴重な緑であり、市指定保存樹林ならびに自然環境保全地域として位置づけられています。

2) 都市生活に身近な自然環境を形づくる緑

大規模な公園・緑地	一定規模以上の公園緑地は、旧来からの既存林やため池を抱えた自然度の高い公園になっており、市街化区域内あるいは市街化区域に隣接する貴重な自然環境の場となります。
身近な公園・緑地	明治池公園や寺池公園等の身近な公園・緑地は、ため池や丘陵斜面林と一体となり、都市生活に身近な自然環境を形成しています。
生産緑地	市街化区域内の生産緑地は都市におけるオープンスペースの形成や都市内自然環境の形成という点で重要な役割を担っています。
街路樹・緑道	自然の少ない市街化区域内においては、緑陰効果や帯状に連なる緑のネットワーク効果を有し、道路環境や住宅環境の保全に役立っています。
宅地の緑	まとまった緑が確保し難い市街地においては、公共施設や民有地における緑化により、身近な自然環境の創出していくことが可能です。身近な緑づくりの積み重ねが、都市のヒートアイランドの抑制につながります。

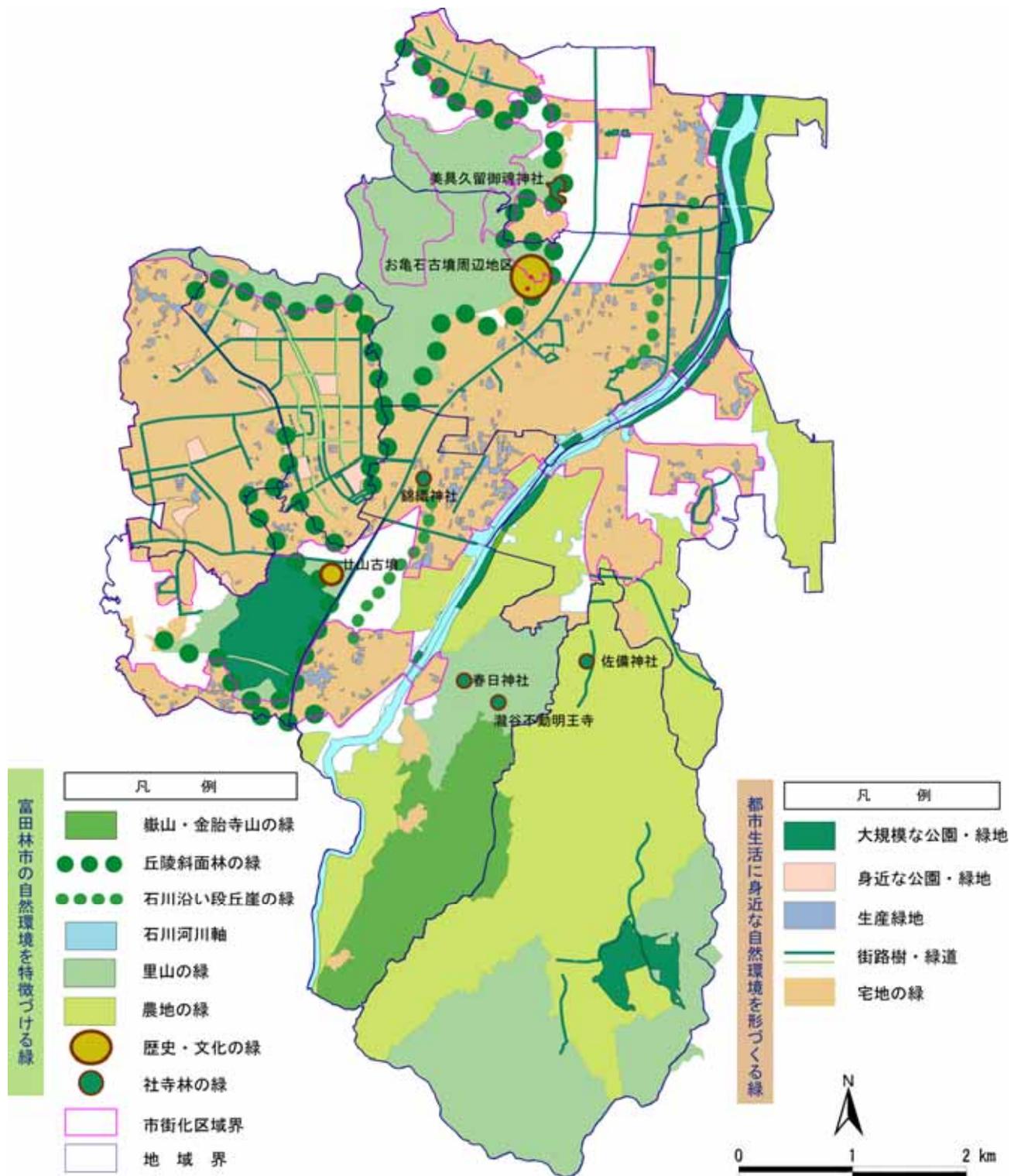


図8-3 環境保全系統の緑の配置図

レクリエーション系統の緑の配置方針

1) 広域的なレクリエーションの場となる緑

<p>大規模な公園・緑地 石川河川軸</p>	<p>府営錦織公園及び府営石川河川公園、総合スポーツ公園は人々の休息や鑑賞、遊戯、運動等総合的なレクリエーション利用に供される公園となります。同時に府営錦織公園は羽曳野丘陵に残る貴重な里山として、府営石川河川公園は河川の動植物の生息環境として、自然レクリエーション拠点となります。</p> <p>また、農業公園サバーファームは地域農業の振興と活性化を目指して、都市住民に自然や農業と親しめる体験型の公園として整備され、周辺の農業環境と一体となりながら人々の田園環境におけるレクリエーション拠点の役割を有しています。</p>
----------------------------	---

2) 身近なレクリエーションの場となる緑

<p>身近な公園・緑地</p>	<p>住区基幹公園等の市街地内の公園・緑地は、人々にとって身近な公園であり、日常的なレクリエーションの場となります。</p>
<p>学校グラウンド等</p>	<p>小学校のグラウンド等は、休日は一般市民に利用され、身近なスポーツ活動やレクリエーション活動の場となります。</p>

3) 富田林の歴史・風土とふれあえる緑

<p>嶽山・金胎寺山の緑</p>	<p>嶽山・金胎寺山は富田林市を代表する自然林を有し、周辺の里山は、富田林市の里山保全の拠点となり、人々の里山の自然とのふれあいの場となります。</p>
<p>里山の緑</p>	<p>嶽山・金胎寺山から連なる丘陵地や府営錦織公園に隣接する緑地は、身近な里山の緑として人々の自然とのふれあいの場となります。</p>
<p>歴史・文化の緑</p>	<p>お亀石古墳周辺や甘山古墳は、背後の丘陵地の緑と一体となった史跡公園として、人々が富田林市の歴史・文化にふれあう空間となります。</p>
<p>社寺林の緑</p>	<p>社寺林の緑は、指定保存樹林のような自然環境的な側面以外に、花の名所や庭園が人々の余暇の場となり、レクリエーションの緑としての役割も有します。</p>

4) レクリエーションを結びつける緑

<p>緑のネットワーク路</p>	<p>河内ふるさとの道や東高野街道、石川サイクリングロードは、市内の主要な公園・緑地やレクリエーション拠点を結ぶネットワーク路となります。</p>
------------------	---

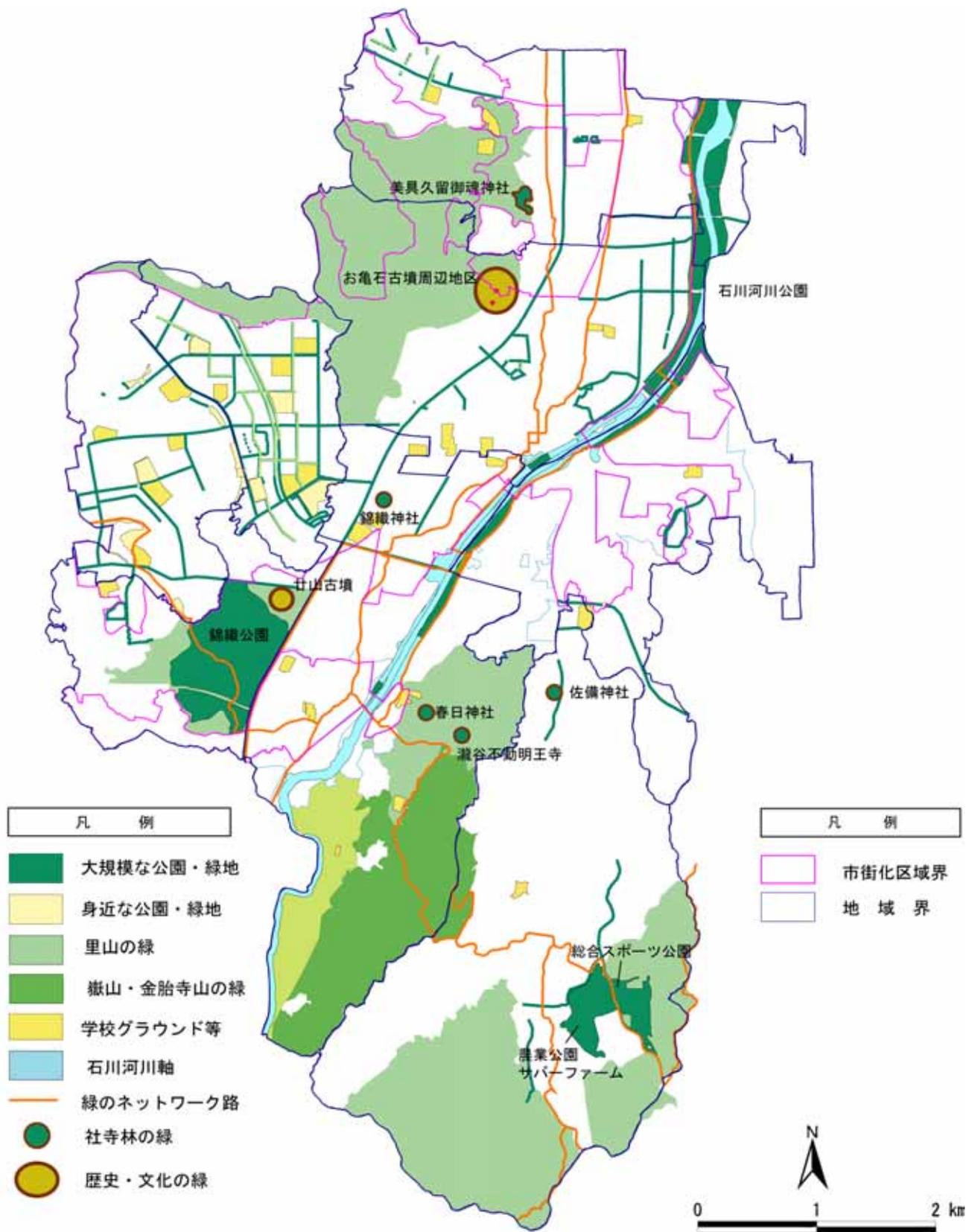


図8-4 レクリエーション系統の緑の配置図

防災系統の緑の配置方針

1) 避難場所・避難路をかたちづくる緑

大規模な公園・緑地 ・府営錦織公園 ・府営石川河川公園	地域防災計画において、府営錦織公園は広域避難地として、府営石川河川公園は一時避難地として位置づけられており、防災上重要な公園・緑地となります。
学校グラウンド等	学校のグラウンド等は、地域防災計画において一時避難地として位置づけられ、災害時の市民の一時的な避難場所となります。
街路樹・緑道	火災時の延焼防止や震災時の建物倒壊の抑制、安全な避難空間の確保等の機能を有する緑となります。

2) 防災機能を有する緑

延焼遮断機能を有する緑 ・丘陵斜面林の緑 ・石川沿い段丘崖の緑 ・石川河川軸 ・農地の緑 ・身近な公園・緑地 ・生産緑地の緑	丘陵地の斜面林や段丘崖の緑、まとまった広がりを持つ農地や市街化区域内の生産緑地、市街地の中の身近な公園緑地等はいずれも市街地の内側や外縁部で延焼の緩和に寄与します。
--	--

3) 土砂災害等を防ぐ山地の緑

嶽山・金胎寺山の緑	嶽山・金胎寺山とその周辺の山地斜面は地すべりや土石流等の危険が高い区域となっているため、樹木の保全により保水力や地盤耐力を高めることにより、土砂災害等を防ぐ必要があります。
-----------	--

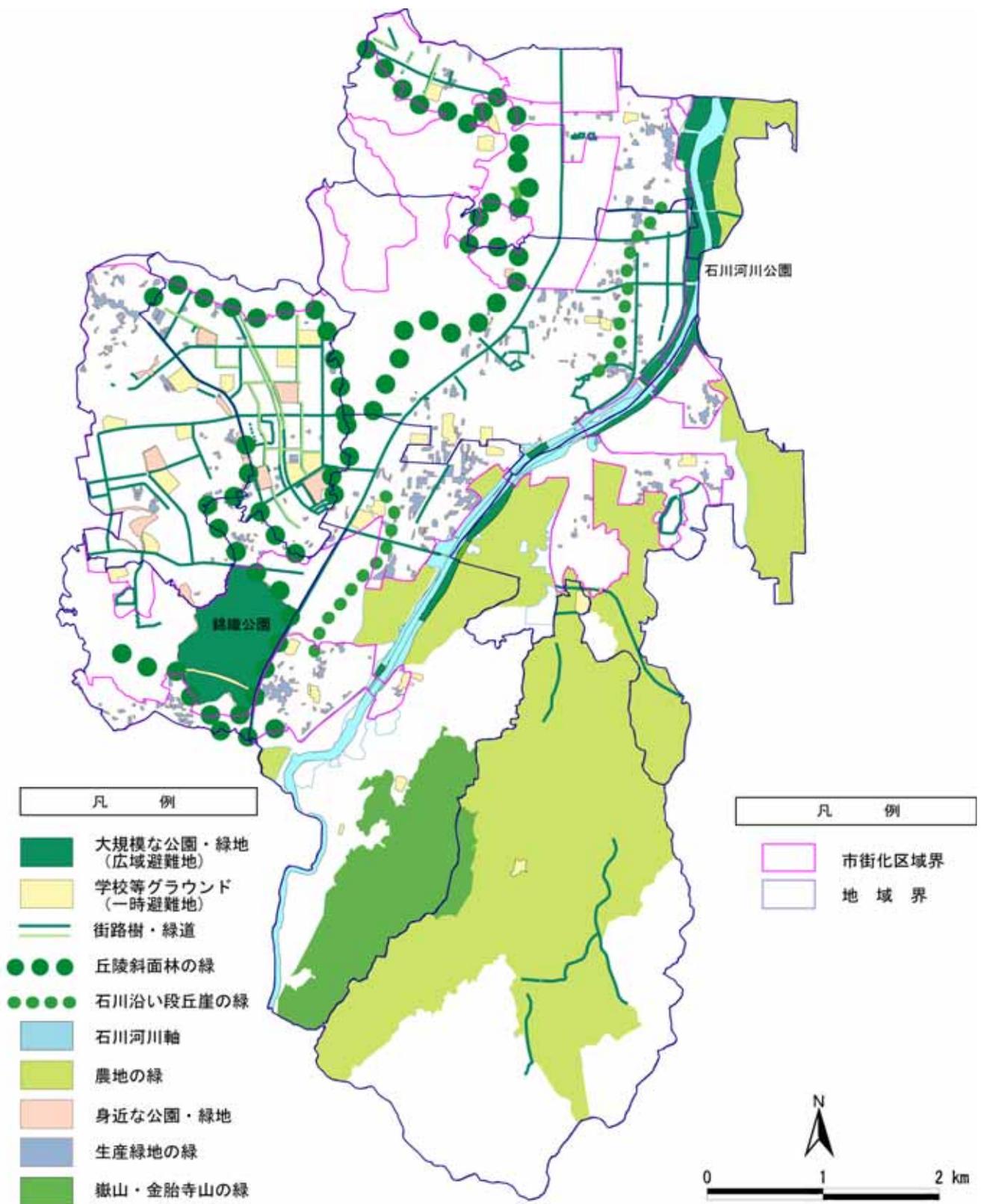


図8-5 防災系統の緑の配置図

景観構成システムの配置方針

1) 富田林市の自然景観を特徴づける緑

嶽山・金胎寺山の緑	市街地から望み見られる嶽山・金胎寺山の山並みは、富田林市を代表するシンボリックな自然景観です。また山頂部からのパノラマ景観等、眺望点としても貴重な景観資源となります。
丘陵斜面林の緑	既成市街地と新市街地を隔てる丘陵斜面林の緑は、ため池と一体となってかつての里山の名残りの景観を呈し、景観資源となります。
石川沿い段丘崖の緑	石川沿いの河岸段丘崖の緑は、既成市街地内を帯状に走っており、工場地域と住宅地域の緩衝帯の緑を形成することで景観形成に寄与しています。
石川河川軸	石川は、市域を縦断する骨格的な景観として、スケールの大きな水と緑の河川軸景観を形づくっています。

2) 富田林市の都市景観を彩る緑

市街地周辺の公園・緑地 ・大規模な公園・緑地 ・身近な公園・緑地	市街地周辺の公園・緑地は、人々にとって身近な緑の景観シンボルとして、日常的な景観に潤いを与える要素となります。
街路樹・緑道の緑	街路樹・緑道の緑は、幹線道路を中心として、市街地の中で連続的に形成される緑の軸となり、都市景観に潤いを与える要素となります。
宅地の緑	景観資源に乏しい市街地においては、公共施設や民有地における緑化により形成される緑が、まちの景観に潤いを与え、生活空間を彩る重要な要素となります。

3) 地域の歴史・文化景観と一体となった緑

歴史・文化景観の緑 ・歴史・文化の緑 ・社寺林の緑	社寺林の緑や古墳等の史跡の緑は、富田林市の往時の景観を表現する緑として、歴史・文化資源と周辺の緑が一体となった景観を形づくりします。重要伝統的建造物群保存地区の富田林寺内町においては、歴史的な町並み景観を演出する要素として屋敷林等の緑の活用が考えられます。
里山の緑 農地の緑	里山や畦畔地等の緑は、伝統的な農村景観やのびやかな農地景観の主要素として、富田林市の風土が緑の景観を形づくっています。

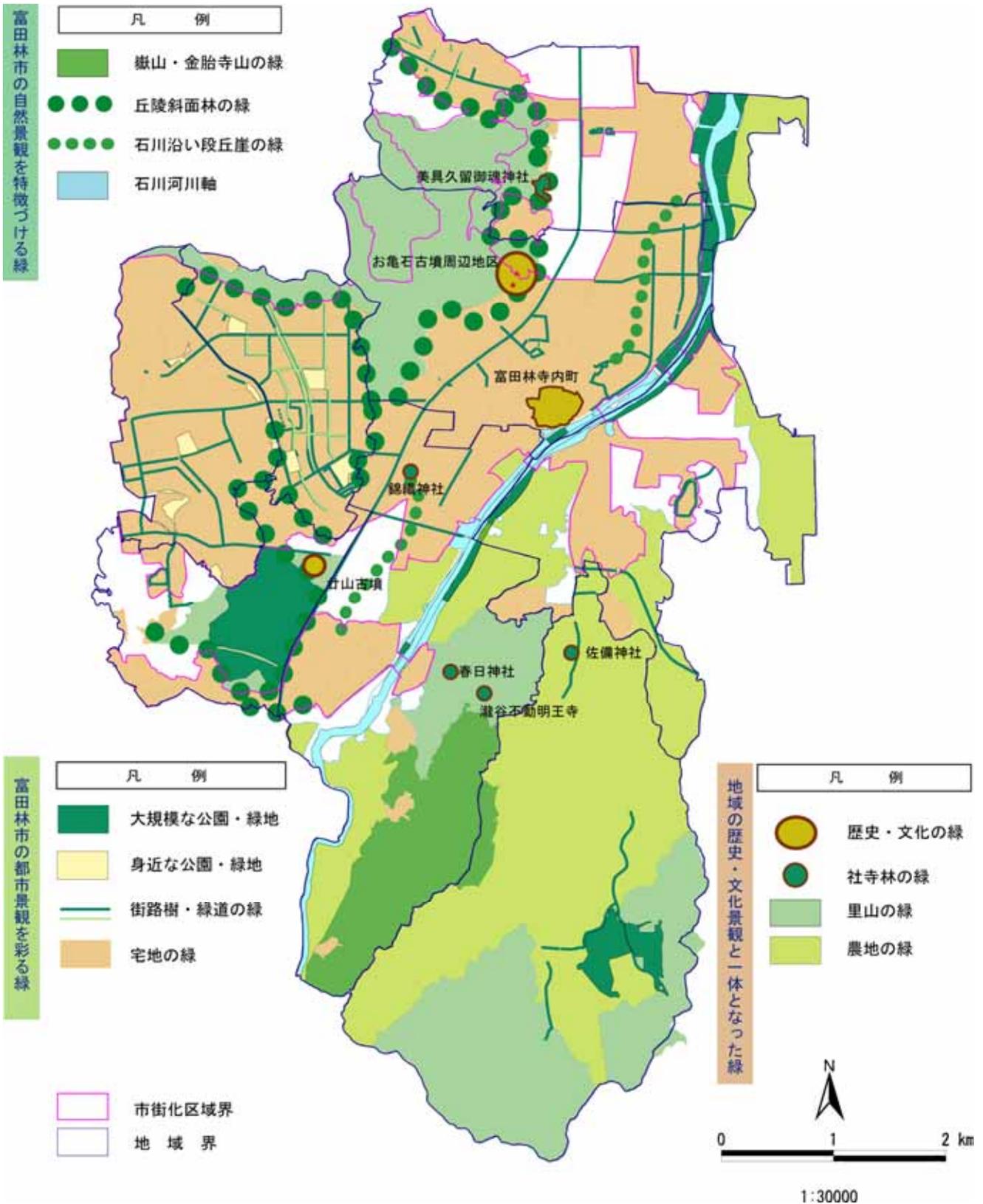


図8-6 景観構成系統の緑の配置図

9. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

(1) 富田林市の環境の骨格を形成する緑の保全と活用

嶽山・金胎寺山の緑の保全・育成

山地ゾーンのなかでも嶽山・金胎寺山は富田林市でもっとも標高が高く(296.2m)、緑のシンボル景観を呈しています。西斜面は雑木林が主体で、東斜面は樹園地が多くなっていますが、地域森林計画対象民有林に指定されている樹林も多く、比較的自然度が高い山林です。尾根部には簡易保険保養センターや市立青少年キャンプ場、斜面部には龍泉寺や観光農園等が立地し、市の観光・レクリエーションの拠点ともなっています。今後は自然林の保全管理を中心として環境学習や自然レクリエーションの場としての活用を図ります。

新市街地を縁取る緑の保全：羽曳野丘陵斜面林

かつての里山の丘陵上部が宅地開発された跡に残った斜面林であり、新市街地と既成市街地を隔てる緩衝林として景観及び環境保全の両面で重要な緑です。樹林は、アカマツ林と竹林で構成されていますが、竹林が優占する傾向にあるため、今後は本来の里山林に転換していくような保全管理が必要です。また、斜面林と一体となったため池も多数存在することから、水辺の多様な自然も含めて保全・育成・活用を図ります。

一方、これらの樹林地は市街地に隣接していることから、絶えず開発の圧力にさらされ、宅地開発により喪失する可能性の高い緑です。持続的な緑として担保するためには、まず第一に公園や保全緑地として指定していくことを目標としますが、それ以外にも、条例や要綱にもとづいて土地所有者と管理協定を結びながら、市民緑地的な緑として保全・活用を図ることを検討します。

既成市街地を縁取る緑の保全：石川の段丘崖の緑

既成市街地と石川沿いに広がる農地との境界ラインとなっていた段丘崖には、現在も多少の樹林が残っています。中小企業団地の西側の段丘は、工場と住宅を隔てる緩衝帯の緑としての役割があります。近年、宅地化等により樹林帯が分断されましたが、富田林市特有の地形の記憶をとどめる緑であり、かつ、生態的にも重要なエコトーンであることから、今後、保全に向けて検討します。

水と緑の交流軸の形成：石川河川軸

石川河川区域は、富田林市内のほぼ全陸域が府営石川河川公園区域となっており、一部区域がグラウンドや広場として供用されています。近年、河川整備においては河川本来の多様な自然環境の保全・再生が基本方針のひとつとなっており、石川においても現在「自然ゾーン」の整備が進められているところです。近年、大和川に天然アユの遡上がみられており、石川にもアユをはじめとする魚類の遡上が可能な川とすることが大切です。河川は山から海へと繋がっていく多様な生態系の回廊であり、石川においても水際の多様な自然と人々の多様なふれあい活動が行われる貴重な空間であることから、「水と緑の交流軸」の形成を府との連携のもとに推進します。

(2) 富田林市の風土を表現する緑の保全と育成

里山の緑の保全・育成

雑木林や樹園地の丘陵やその麓の農村集落、ため池や河川の水辺やその周囲の水田等、里山は富田林市の風土に根ざした多様で豊かな環境を形づくっています。また、社会的にはコミュニティ意識が強く住民の連帯感が残っている一方で、少子高齢化が進展しており、農業を核とした今後の地域の営みは不確定な要因を抱えています。これら里山の緑においては、地域資源を活用しながら都市との連携のもとに自然環境の保全・育成を図ります。

のびやかな農地の緑の保全

富田林市内には石川沿いの農業振興地域・農用地区域をはじめとして、のびやかな田園景観の農地が広がっています。農地は、食糧生産基盤としてだけでなく、景観や環境保全等の多面的な機能を有し、地域の自然環境保全に果たす役割は大きいことから、今後もこれら農地の維持と適切な管理に努めます。

文化財と一体となった緑の保全・育成

新堂廃寺跡の背後の丘陵部にはお亀石古墳やオガンジ池瓦窯跡といった貴重な文化財が存在し、樹林や竹林、ため池等の自然と一体となって歴史的な環境をかたちづくっています。歴史環境と自然環境が一体となった空間として整備し、歴史学習、環境学習の場として活用を目指します。

社寺林の緑

大阪府の自然環境保全地域にも指定されている美具久留御魂神社のシイ林、春日神社のシリブカガシ林をはじめとして、富田林市の本来の自然植生が保たれている社寺林は、地域の風土を表現する貴重な緑であり、今後も自然環境保全林や保存樹木として良好な状態で保全を図ります。

(3) 富田林市の暮らしの質を高める緑の創出と育成

大規模な公園・緑地の整備と運営

富田林市における広域的・基幹的な公園・緑地である府営錦織公園ならびに府営石川河川公園については、今後の大阪府の事業との連携を図りながら整備を促します。それらの公園の整備や維持管理においては、地元住民をはじめとして市内のNPOや自然保護団体がコーディネーター役となり、市内各地域での緑の保全活動とも連携を図りつつ、広く市民の参加を得て活動を展開させていくものとします。総合スポーツ公園と農業公園サバーファームについては、地域住民等との連携を図りながら運営を充実し、利用の活性化に努めます。

身近な公園・緑地の整備と維持・管理

身近な公園・緑地については、既成市街地内等の公園・緑地が不足している地区において計画的な整備を推進します。既存の公園・緑地に関しては、公園等愛護会等を積極的に活用しながら、樹木や公園施設等の点検や清掃活動、花壇整備等、民間や市民の活力を生かしながら身近な公園を活動の舞台とした緑のまちづくりを進めます。

学校グラウンド・公共施設の広場の活用

災害時の避難地に指定されている学校のグラウンドや公共施設の広場については、そこまでのアプローチも含めて、十分な空地機能を確保するとともに、緑豊かな快適空間を形成させます。また、学校ビオトープの整備等、教育部局の協力の下にこれらの空間のエコアップ()や環境学習の場づくりを積極的に促進します。

(用語解説)エコアップ:エコアップとは、植物や野鳥、昆虫等の種類数や個体数が増え、いろいろな生態系がみられるように、現在の環境を改善することです。

生産緑地の保全

数少ない市街地内の緑の要素としての生産緑地については、都市住民の身近な緑のオープンスペースとして、適正な管理にもとづいて維持・保全を図ります。

街路樹・緑道の育成・管理

新市街地をはじめとする歩道の街路樹や緑道の植栽は、都市の生活空間における身近な緑として環境保全や景観形成の面で貴重な緑となります。富田林市においてはグリーン・ハーモニー・プラン等によってこれまで緑化が推進されてきましたが、それらの樹木の維持・更新の必要性が高まっています。今後は、グリーンマネジメント()の視点をふまえ、危険木診断等の調査や市民の街路樹に対する意向調査を実施し、街路樹等の更新・管理計画を作成していくものとします。そのうえで、市民の理解と協力を得ながら住民参加の取り組みも含めて街路樹の適切な維持・管理を推進します。

(用語解説)グリーンマネジメント:道路緑化を成長する貴重な社会資本として考え、道路緑化の調査・設計から管理に至るまでの総合的な分野において、市民参加を促進しつつ、緑化の機能を効果的に創造することをいいます。

住宅や施設まわりの緑化推進

まとまった公園・緑地面積が確保できずに相対的に緑量が少なくなっている市街地においては、ヒートアイランドの抑制等の都市における快適環境の創出や良好な景観形成にむけて、民有地と公共用地の両方で積極的に緑化を推進します。

民有地の緑化に関しては、現在、富田林市開発指導要綱や大阪府自然環境保全条例に則り緑化を推進しています。それ以外の民有地に対しては、「みどりの基金」事業の一環として、緑化推進事業助成金交付制度を設け、住宅地や事業所敷地内への生垣等の設置を推進していますが、今後もこのような緑化推進に係る制度等の充実を図り、積極的な緑化推進に努めます。

公共用地においては、富田林市ではこれまでも公共施設の緑化推進に力をいれてきました。今後もシンボルツリー等の樹木の適切な維持管理や植栽地の更新に努めるものし、新たな緑化も積極的に行います。

記念植樹事業については、現在、明治池公園の一部を開放し547本の樹木を植栽しましたが、今後も市民の意向をふまえ、新たに植栽地等の検討を行い、緑化を推進します。

緑のネットワーク路の形成

緑のネットワークの観点から、河内ふるさとの道や東高野街道等の既存の自然道やサイクリングロードを活かした緑のネットワーク路の形成を図ります。商工観光部局との連携にもとづいて、サイクリング・ステーションやサイン・情報案内の整備、要所でのスポット整備を今後検討します。

(4) 市民との協働にもとづく緑づくり

全市的な緑の保全・育成や創造を推進していくためには、行政と事業者、市民、その他NPO等の関連団体との協働にもとづいた取り組みが不可欠です。

今後、市民参加による道路緑化の推進等、公園や道路等における市民の自主的な緑化活動を促進します。現在、63箇所の公園等愛護会の取り組みにおいて市民による自主的な公園の清掃等の活動が行われていますが、今後はそういった取り組みを増やすとともに、活動の充実を図ります。

富田林の自然を守る市民運動協議会等、緑関連の市民団体の取り組みについては、今後も必要な支援を行い、活動を促進します。

10. 重点的な取り組み

(1) 緑づくりにおける重点的な取り組みの方針

重点的な取り組みの体系

緑づくりにおける重点的な取り組みは、以下に示すように「重点的な公園整備の方針」、「緑化重点プロジェクト」、「保全配慮地区の方針」の3つに区分されます。それぞれの取り組みの考え方と地区の設定を以下に示します。

1) 重点的な公園の整備

今後の公園整備において、富田林市の歴史・文化の発信基地となるようなシンボル公園を整備します。本計画においては、お亀石古墳周辺地区及び甘山古墳の史跡公園としての重点的な公園整備を自然環境保全を基本にして検討します。

2) 緑化重点プロジェクト

緑化重点プロジェクトは、市と市民、事業者やその他関連団体がパートナーシップにもとづき、富田林市内の緑化をテーマとして協働で取り組むシンボル・プロジェクトとして位置づけられます。本計画においては、緑化推進施策の中でも、とりわけ道路緑化や街路樹に係る取り組みを「市民参加による道路緑化プロジェクト」として推進します。

3) 保全配慮地区の設定

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条の2の中で緑の基本計画の策定項目として定める、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。市民等に対して当該の樹林地や農地、その他の自然地が富田林市の緑の形成上重要な緑地であるとして、保全配慮地区として位置づけ、富田林市を特徴づける一団の緑地として保全していくものです。本計画においては、奥の谷・南原地区、錦織公園西部地区、東板持地区を保全配慮地区として位置づけます。

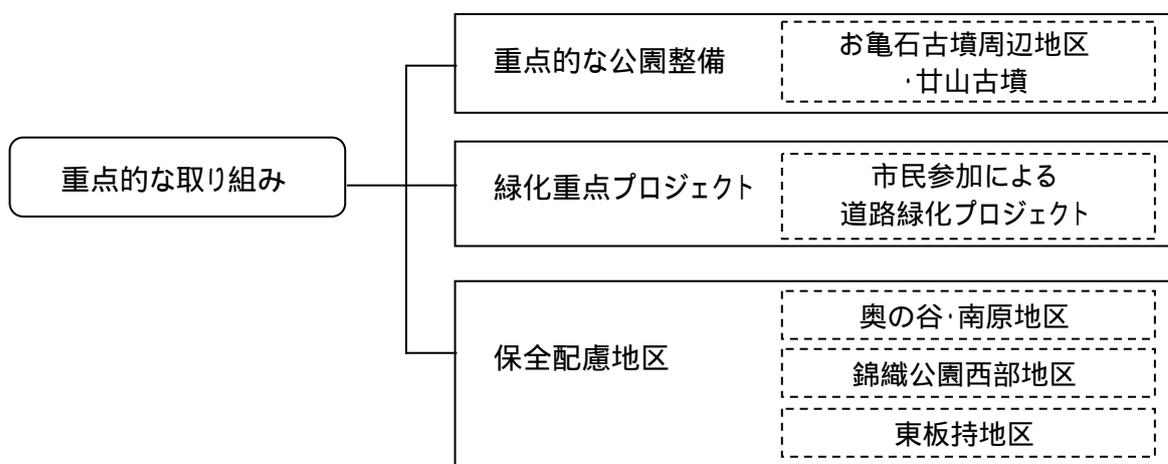


図10 - 1 重点的な取り組みの体系

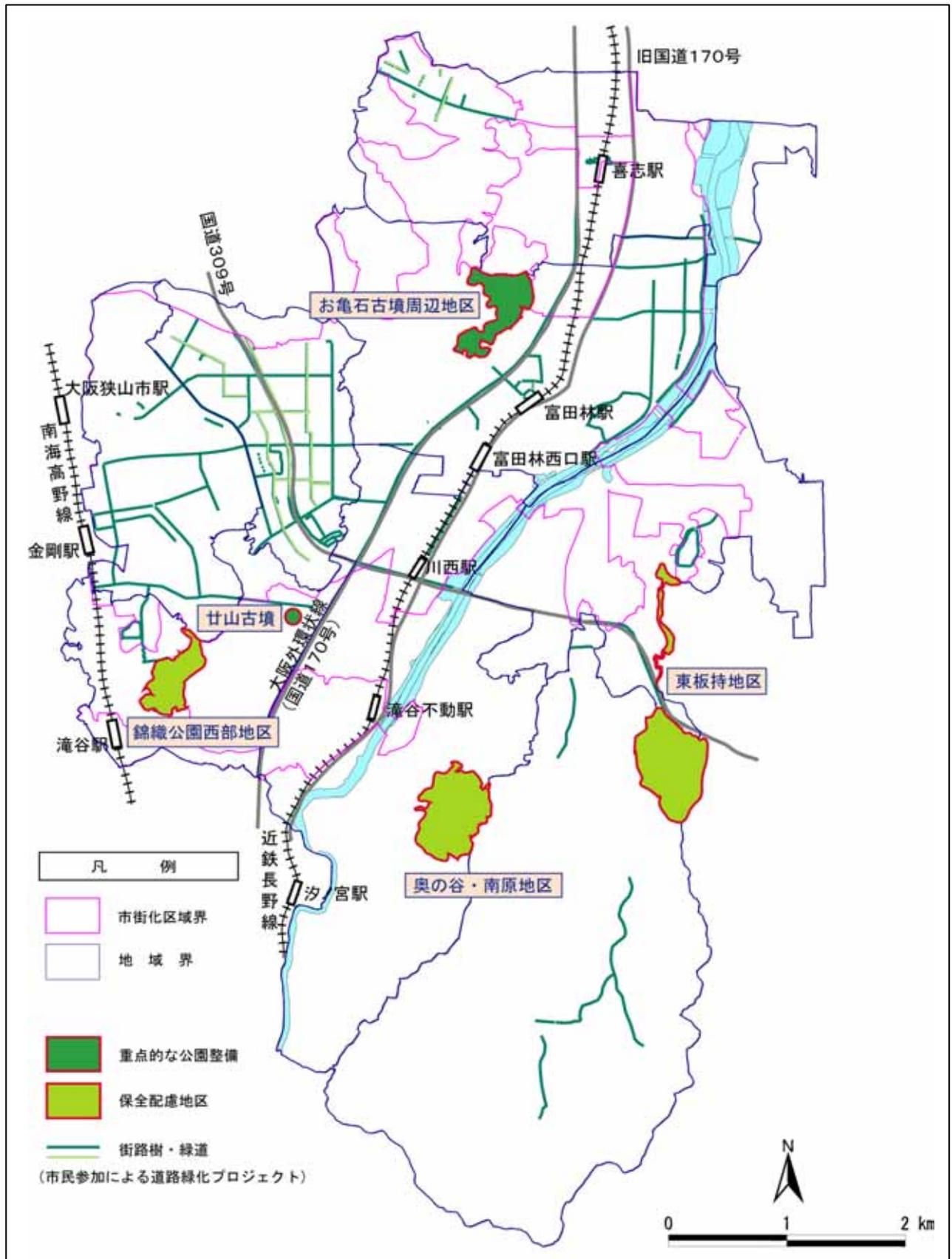


図10 - 2 重点プロジェクト位置図

(2) 重点的な公園整備の方針

お亀石古墳周辺地区

1) 地区の現況と課題

本地区は、国指定史跡のお亀石古墳、オガンジ池瓦窯跡、新堂廃寺跡の東側に連なる緑地で、東側はPL教団の敷地と接し、西側ふもとには江綿グラウンドが立地しています。当地区の緑は富田林市の特徴的な丘陵地の緑であり、主な植生はコナラの雑木林ですが、その大部分は管理されずに放置されており、広範囲に竹林が広がり始めています。

丘陵の樹林に抱かれ、かつ谷地に面している古墳は、今後の史跡保全においては、周辺の環境と一体的となるような保全整備が課題となっています。

2) 緑づくりの方針

お亀石古墳とオガンジ池瓦窯跡・新堂廃寺跡については、今後、市の教育委員会の主導により史跡の保全整備が行われることになっていることから、本地区の重点整備としては、これらの歴史的遺産を含むオガンジ池や周辺の斜面林の区域を史跡公園（都市計画公園）として位置づけた上で、一体的な保全・整備を進め、飛鳥時代の歴史・文化景観の復元を目指します。

とくに地区内の環境整備としては、サイン・案内板や古墳等の史跡空間をネットワークする散策路や休憩スポット等の整備を行い、樹林については、雑木林の維持管理により明るい林内環境を確保するとともに竹林の適切な密度管理と拡大防止を行うものとします。



お亀石古墳

甘山古墳

甘山古墳は、錦織公園の北東丘陵斜面に位置し、明治16年には古墳から銅鏃等の遺物が出土しています。甘山古墳は、大阪府の史跡に指定されている石川中・上流域に唯一残る古墳時代前期(4世紀後半)の前方後円墳として貴重なものであり、史跡公園としての整備を図ります。

(3) 緑化重点プロジェクトの方針

市民参加による道路緑化プロジェクト

1) プロジェクトの背景と主旨

富田林市においては、これまで10万本植樹事業やグリーン・ハーモニー・プランといった都市緑化の取り組みにより、道路や河川敷をはじめとする公共空間へおよそ37万本もの植樹が積極的に行われ、都市緑化において一定の成果をあげてきました。近年、それらの事業による新規植樹は行われていませんが、今後、これらの緑化樹の維持管理や更新が引き続き必要です。緑の市民意向調査においても、「あればよいと思う緑」に街路樹や緑道の緑が一位を占め、緑の市民参画の意向においても街路樹に係ることがらが上位にあがっています。

一方で、近年、市民との協働にもとづく道路緑化による個性豊かな地域の緑の形成をめざして街路樹を中心としたグリーンマネジメントが重視されるようになりました。そこでは、地域に根ざした道路の緑を、市民の意向や市民とのパートナーシップにもとづいて整備し、育てていくためのマネジメント・システムの構築が目指されています。

2) プロジェクトの方針

上記のような背景をふまえ、本プロジェクトは、富田林市の街路樹を中心に市民との協働にもとづいて良好な道路緑化を推進していくものであり、具体的なプロセスは以下のようなものとなります。

本プロジェクトは、富田林市内の道路緑化が一区切りを迎えた段階で、今後の街路樹等の道路の緑を市民とともに育み、新たな道路緑化を推進していくものです。市民意識調査や倒木等の危険性のある危険木診断調査等にもとづく道路緑化現況の評価や計画策定、事業の実施、維持管理を通じての点検等、下記のような一連のサイクルに沿ってプロジェクトを推進します。

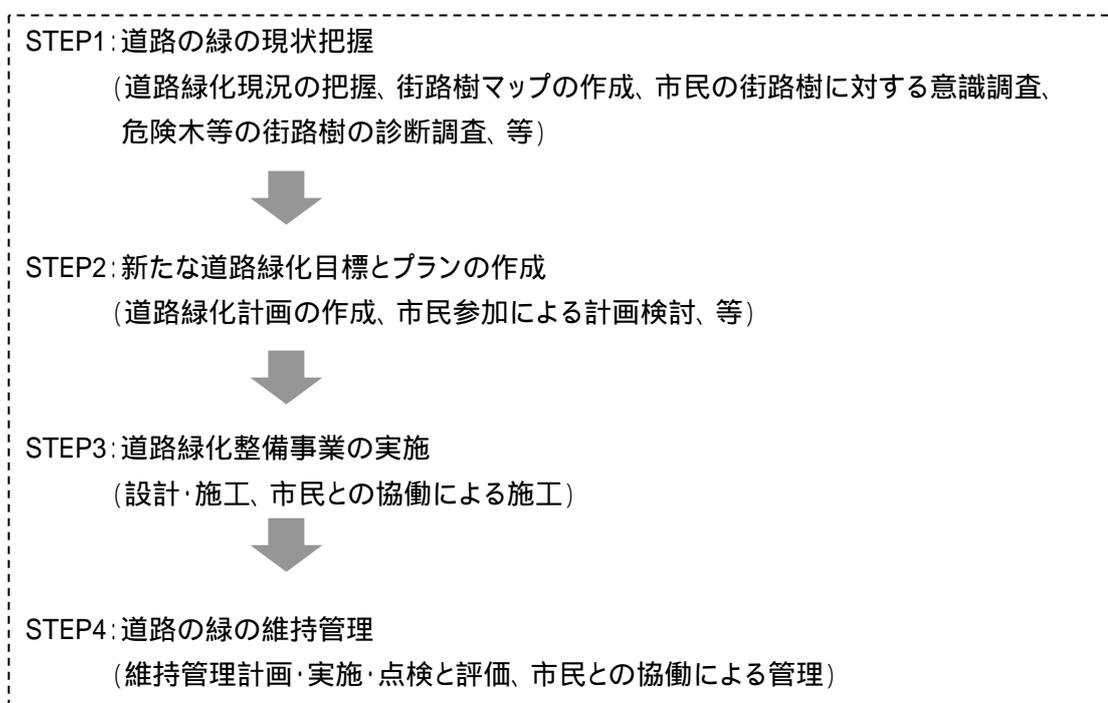


図10 - 3 グリーンマネジメントのプロセス

(4) 保全配慮地区の方針

奥の谷・南原保全配慮地区

1) 地区の現況と課題

嶽山・金胎寺一帯の里山の緑は、富田林市における代表的な緑です。地区内には多くの自然林や谷地田が存在し、生態系保全や景観形成、防災、レクリエーション等のあらゆる面において重要な緑地機能を有する緑となっています。一方で、耕作放棄地の増加や竹林の拡大等、山林や農地の荒廃化が進んでおり、永続的な緑の機能の持続や資源の活用の方で将来に向けて課題が生じています。また、当地区においては、平成14(2002)年度より、富田林の自然を守る市民運動協議会と市の協働により自然環境保全活用調査が継続的に実施されるとともに、市民等による地区内での具体的な里山保全活動もはじまっています。

2) 緑の保全・育成の方針

本プロジェクトは、当地区を富田林市の「里山保全モデル地区」として位置づけ、地区全体を一体的な緑地として保全し、市民とのパートナーシップにもとづいて育成していくものです。プロジェクトの推進にあたっては、上記の先行調査や活動をふまえ、引き続き市民やNPOの主導の下に、市が必要な支援や制度を整えながら協働体制にもとづいた森づくりを推進します。

表10-1 奥の谷・南原保全配慮地区「里山保全モデル地区」の基本方針

基本方針	保全・育成の方針
1. 要綱にもとづく市民参加の里山保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)富田林市里山保全地区指定に関する要綱」の制定 ・要綱にもとづく樹林の保全(開発や伐採の届出制度等の導入) ・山林所有者との借地契約、覚書や協定の締結による保全管理 ・山林所有者の維持管理活動や市民活動に対する支援 ・新しい自然観察路等の整備や管理 ・市民参加による樹林地の保全管理 ・森林ボランティアやインストラクター等人材の育成 ・里山保全のための事務局の設置や新たな基金の創設等、市民参加型管理体制の確立に向けてのソフト施策の推進
2. 一体的な緑地としての里山環境のエコアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地における保護区域の設定や樹林の保全・育成 ・農林業基盤を含む里山環境の保全と活用 ・谷筋の水辺環境の保全や自然再生
3. 重要な樹林・樹林地の保全・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観木や良好な一団の樹林地の保護、保全・育成
4. 緑地特性を生かした緑の活動空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望性を活かした緑の拠点や歴史資源を活かした園地の整備 ・農業・自然体験型拠点の拡充、市民農園の整備 ・谷地を生かした自然環境型拠点整備
5. 緑のネットワーク路の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・農道等兼用区間の環境改善

錦織公園西部地区

1) 地区の現況と課題

本地区は、大阪府営錦織公園と金剛伏山台住宅地にはさまれた民有緑地で、植生はコナラ林を中心に、アカマツ林、モウソウチク林を主とする樹林が、須賀大池をはじめ大小のため池を含む谷地に形成されています。このうち、北側にあたる約6haは住宅開発が行われる予定となっています。

地区内では、貴重種に関係するものとして、イタチ類の糞、メダカ、オオタカの営巣が確認されています。とくにオオタカについては、地区の東側、府営錦織公園に隣接する斜面林内に営巣が確認されており、自然環境保全の観点から、今後進められる宅地開発事業においては必要な措置が講じられるような配慮が必要です。

2) 緑の保全・育成の方針

本地区は富田林市の緑の骨格を形成する「ため池を含む丘陵斜面林」であることから、ため池と一体となった貴重な樹林地を保全するとともに、緑地の環境保全等の機能を維持・増進し、適切な維持管理を推進します。

とくに、地区内のオオタカの営巣地をはじめとする自然生態系の保全を重視し、隣接する錦織公園との連携を図りながら、野鳥をはじめとする生物の多様性の確保にむけて取り組みます。

表10 - 2 錦織公園西部地区の基本方針

基本方針	保全・育成の方針
1. 緑地機能を担保するための条例等の制度整備	・自然環境保全条例等にもとづく山林所有者との維持管理協定の締結
2. 市民参加と協働にもとづく緑地の維持管理	・市民参加による良好な樹林地形成にむけての維持・管理 ・市民参加による生物モニタリング調査の実施 ・市民と市、府等の協力関係にもとづく保管理体制の構築
3. 地区内の自然環境保全にむけての具体的な取り組み	・動物の生息環境を含む斜面林の保全・育成 ・ため池等の水辺空間におけるエコアップと良好な自然環境の維持 ・隣接する府営錦織公園とのソフト連携・ネットワーク
4. 周辺地の開発や公共整備の適切な誘導	・自然環境や景観に配慮した周辺住宅地開発や都市計画道路等公共事業の誘導 ・工事段階における保全対象動物のモニタリング調査等の実施と必要な保全措置の実施
5. ビオトープ等の自然環境学習の場としての整備	・ため池等の水辺を生かしたビオトープ等の環境学習の場の整備 ・オオタカ等小動物生息地の保全

東板持地区

1) 地区の現況と課題

本地区は、河南町との市境界近くを流れる宇奈田川沿いの農地と樹林地からなります。地区北端の棚田においては、小規模ながら畦畔部の草地、ため池、雑木林が一体となった良好な自然環境が保たれ、地区の南部には、市南部からつづく丘陵地のまとまった雑木林が存在します。また宇奈田川沿いに連続する竹林周辺にはホタルが生息しています。

しかし、周辺部では住宅地開発により丘陵地の緑が喪失し、優良農地が資材置き場等に用途転用される等、良好な自然環境や景観に変化がみられることから、地区の保全にむけて取り組みが必要な状況となっています。

地区内では、地元住民により「環境保護委員会」が組織され、富田林の自然を守る市民運動協議会との連携による里山講座が開かれる等、地域での自主的な取り組みがすでにはじめられており、今後も継続的に取り組みます。

2) 緑の保全・育成の方針

本地区においては、将来に向けて農業生産を基盤とした緑地ゾーンとして保全・育成を推進していくものとします。とくに地元農家を中心とした地域コミュニティによるまちづくり・地域づくりの一環として、農地を含む里地・里山の緑地保全に取り組みます。

表10 - 3 東板持地区の基本方針

基本方針	保全・育成の方針
1. 地域ぐるみの里山保全・育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 里山保全活動を実施する地元住民組織の育成・ 市内NPO団体との連携にもとづく里山の保全管理体制の構築・ 地区内住民間の緑地協定や自主協定、ならびに協議会方式にもとづく地域づくりの実施と環境の変化要因への対応
2. 地区内の緑の保全にむけての具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内の棚田やため池、雑木林が一体となった良好な自然環境の保全・活用・ 里山管理による良好な竹林環境の形成・ 自然な小川の再生等、ホタル等の生息環境の維持と創出・ 地区南部の丘陵地における明るい雑木林の維持管理

1 1. 将来像の実現に向けて

(1) 実現に向けての仕組みづくり

緑の保全・育成を支援する条例や制度の整備と活用

既存の富田林市保存樹林・保存樹木の指定制度については、保存樹林・保存樹木の指定件数の増加に努めます。

また、「みどりの基金」については、市民や事業者の協力により基金の拡大に努めるとともに基金の活用による緑地保全方策の充実に努めます。

その他、重要な緑に対しては「(仮称)富田林市自然環境保全条例」の制定をはじめとして、市民緑地制度等既存の各種緑地保全制度の活用による保全を検討するとともに、それら制度の活用が困難な地域については、当面、地権者と市との間で借地契約や維持管理の協定等を取り交わし、保全にむけての措置を講じます。また、大阪府アドプトフォレスト制度の活用を積極的に推進します。

緑豊かな生活環境の創出に向けて、住宅地等での緑化や建替え等による緑豊かなオープンスペースの確保等、地域住民が主体となってまちづくり・緑づくりのルールを決める地区計画や緑地協定の促進に努めます。

緑を通じた市民参加の仕組みづくり

すでに市内でも緑関連の市民団体等による緑の保全等に関する自主的な取り組みが始まっていますが、今後、さらに緑の保全・育成や創造を推進していくためには、行政と事業者、市民、その他NPO等の関連団体との連携にもとづいた持続的な取り組みが不可欠であり、それを可能とする市民参加の仕組みをつくっていく必要があります。仕組づくりとしては、以下のような取り組みが考えられます。

- ・市民や行政の協働による緑に関する実施計画の立案と計画の進行管理
- ・市公園緑化協会等を窓口とする緑に関する情報発信や交換の場づくり
- ・地域の自治会や商店会等コミュニティと連携した緑化推進や緑の維持管理活動の実施
- ・公園等愛護会の取り組み推進
- ・市民参加による道路緑化の取り組み推進
- ・富田林の自然を守る市民運動協議会等、緑関連のNPO団体の活動促進

緑の普及啓発

市や市公園緑化協会のウェブサイトにおいて、保存樹や貴重な植生や生態系等富田林市の緑の資源についての情報を公開し、緑の有する機能や緑化の意義についてPRする等、市民啓発にむけて取り組みます。

(2) 市民の交流による緑のまちづくりの推進

まちなかの緑を通じた市民交流の促進

まちなかの公園や街路樹等では、市民の自主的な緑化活動により、花や樹木の維持・管理を積極的に促し、花や緑を通じた地域コミュニティの醸成を図ります。また、生涯学習施策との連携にもとづいて、市民学習講座として緑や花づくりに係る講座やイベント等を積極的に実施する等、市民が緑づくりに関わる機会を増やすよう努めます。

緑の保全・育成を通じての都市・農村等地域間の交流促進

里山管理の仕組づくりとして自然観察会等のふれあいメニュー、森林施業体験等の目的型メニュー、季節のまつり等の地区住民との交流メニュー等、多様な都市・農村交流のためのプログラムを整備します。また、里山オーナー制度やトラスト制度等の仕組づくりや「(仮称)富田林の自然友の会」等の緑の保全・育成を図るための組織体制の検討等、市民の参画を促す基盤整備やソフト施策の充実を図ることにより、市域内外の地域間交流を促進します。さらに、遊休農地を活用した市民農園等、都市生活者と地域の農家の交流促進にむけて取り組みます。

(3) 計画の見直し方針

計画期間内において、富田林市の総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画・関連計画の見直しや緑をとりまく社会環境の変化等、本計画に影響をあたえる情勢が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。

計画の大きな方針や重点施策等の内容を変更する際には、必要に応じて広く市民の意向を踏まえつつ、専門家や学識経験者の意見を聴きながら変更作業を行い、案の公表及び意見募集といった必要な市民参加の手続きを経て変更案を作成します。